

# 消費者基本計画における 具体的施策の検証・評価・監視

## [ 目次 ]

### 1．安全の確保

・リコール制度の強化・拡充	1
・リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進	11
・食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進	15
・安全基準の整備・拡充	20
・販売業者による安全情報提供の促進	27
・安全に関する消費者被害の救済	28

### 2．選択の機会の確保

#### (1) 消費者契約の適正化等

・消費者契約に関する情報提供	30
・執拗な勧誘	34
・消費者の特性に応じた勧誘	38
・消費者契約法の見直し	42
・特定商取引法の厳正な運用	43
・金融・投資サービスにおける投資家保護	44
・消費者信用の適正化	46
・消費者団体訴訟制度の導入	48
・架空請求・不当請求トラブルへの対応	50

・ 偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済	57
・ 外国為替証拠金取引の適正化	58
・ 共済事業の適正化	59
・ 住宅トラブルの未然防止	60
(2) 計量・規格の適正化	
・ 計量法の抜本的見直し	61
・ 高齢者・障害者に配慮した標準化の推進	62
・ 日本農林規格（JAS）の制定	63
・ 国際標準化機構（ISO）規格の整備への参画	64
(3) 広告その他の表示の適正化等	
・ 広告・表示の適正化	65
・ 表示ルール of 充実	70
・ 表示制度に係る普及啓発等	75
(4) 公正かつ自由な競争の促進等	
・ 独占禁止法違反に対する措置の強化	77
・ 公正取引委員会の機能強化	78
・ 公共料金に係る規制の見直しの推進	79
3．必要な情報の提供	
・ 消費者への必要な情報の提供	81
・ 効果的な情報提供の推進	82
4．消費者教育の推進	
・ 消費者教育の推進体制の強化	83
・ 消費者教育の担い手の強化及び機会の拡充	85
・ 消費者教育の内容の充実	91

・リソースセンターの機能強化	107
5．消費者の意見の反映	
・政策形成過程における消費者の参画	108
・消費者の参画に資する諸制度の活用についての啓発	109
6．消費者被害の救済	
・国民生活センターの中核的機能の強化	110
・消費生活センターと関係機関等との連携	112
・都道府県と市町村の消費生活センターの連携	113
・「金融サービス利用者相談室」の設置	114
・国民生活センターによる紛争解決	115
・事業者団体による紛争解決	116
・原因究明テストの推進	119
・多重債務者の救済	124
7．経済社会の変化に応じた対応	
(1) 高度情報通信社会の進展への対応	
・ルール等の整備	125
・情報提供・消費者教育の充実	137
・苦情処理・紛争解決の体制整備	141
・個人情報保護の推進	142
・電気通信サービスに関する消費者問題への機動的対応	144
(2) 国際的な連携の確保	
・輸入品の安全性の確保	146
・国際的な消費者取引の適正化	150

・ 国際的な苦情処理・紛争解決体制の強化	151
・ OECD 消費者政策委員会 (CCP) への参画	152
・ 国際標準化機構 (ISO) 規格の整備への参画	153

(3) 環境の保全への配慮

・ 「環境ラベル」制度の整備・普及	154
・ 環境の保全に配慮している商品の広告表示の適正化	158
・ 環境報告書の普及促進	159
・ 消費者啓発及び教育の充実と関係主体間のネットワーク化	161
・ 消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進	171

8 . その他

(1) 関係行政機関の連携強化

・ 国民生活センターと関係行政機関の連携の強化	173
-------------------------	-----

(2) 試験・検査等の施設の整備等

・ サービスに関する調査研究の充実、結果の公表	175
-------------------------	-----

(3) 国民生活センターの中核的役割

・ 国民生活センターの中核的機能の強化	176
・ 消費者団体、事業者団体、NPO等との連携強化	178

(4) 消費者団体の活動促進

・ 消費者団体への支援	179
-------------	-----

(5) 公益通報者保護制度の整備

・ 公益通報者保護制度の整備	180
----------------	-----

(6) 企業の社会的責任への取組みの促進

・ 企業の社会的責任への取組みの促進	181
・ 国際標準化機構 (ISO) 規格の整備への参画	182

9 . 新たな消費者問題への機動的な対応

・悪質住宅リフォーム問題への対応 .....	183
・耐震偽装問題への対応 .....	186
10. 新たに追加する具体的施策 .....	187

【リコール制度の強化・拡充】

自動車メーカーに安全上重要な情報を定期的(四半期毎)に報告させるとともに、消費者等に対して不具合情報の提供を呼びかけるなど情報収集体制の強化に取り組む。これらの情報に基づいて、安全性に疑義のあるメーカーについては集中的な監査を実施するとともに、安全性に疑義のある自動車については、メーカー提出の書類確認にとどまらず、交通安全環境研究所等において現車確認、試験を実施する。[平成17年度に実施する。]1

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国土交通省	<p>&lt;リコール制度について（消費者基本計画に盛り込まれていない前提部分）&gt;</p> <p>リコール制度とは、同一の型式の一定の範囲の自動車又は自動車の装置に不具合が生じ、道路運送車両の保安基準に適合していない場合又は適合しなくなるおそれがあり、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合に、その製作者が国土交通省に届け出て当該不具合を改修するものである。</p> <p>昭和44年のリコール制度の創設以降、罰則の強化、リコール命令制度の創設、自動車不具合情報ホットラインの設置等のリコール制度の充実・強化を図ってきたが、リコール隠しに伴う死亡事故の発生等によって自動車メーカーによる悪質な不正行為が平成16年に発覚したことを受け、国土交通省において、国民への意見募集や有識者からなる自動車等リコール検討会における審議を経て、これまでのリコール制度による抑止効果に加え、(1)情報収集体制の強化、(2)監査体制の強化、及び(3)技術的検証体制の強化、の3つを柱とするリコールに係る不正行為の再発防止策をまとめた。</p> <p>当該再発防止策については早期に導入可能なものから順次実施に移すこととし、今般、第164回国会において道路運送車両法を改正し、技術的検証業務について法定化したことでもって、再発防止策として定められた全ての内容について制度化を図ったところである。</p> <p>今後、リコールに係る不正行為を再発させないためには、不正行為の再発防止策を着実に運用することが必要となっている。特に、安全性については技術的な知見に基づく判断が不可欠なことから、リコールの判断基準となる法令で定められた安全基準を熟知した国土交通省のリコール担当官に加えて、自動車の設計・試験・製造管理等について高度な経験・知識を有している実務専門家である交通安全環境研究所のリコール調査員及び研究官が検証を行うこととしている。また、これらの判断が厳格かつ統一的に行われるように、リコール案件調査・検証検討会を定期的に開催している。</p> <p>リコールに係る業務についてはユーザー及びメーカーへの情報提供を進め、リコールの実施についてはメーカーより直接ユーザーに通知することとなるが、国土交通省においてその内容についてプレ</p>	<p>〔評価〕</p> <p>消費者基本計画において、自動車のリコールに関する不正行為の再発防止を徹底するために講ずることとされている事項（情報収集体制の強化、安全性に疑義があるとされている自動車メーカーへの集中的な監査、安全性に疑義のある自動車についての厳格な確認）について全て実行した。</p> <p>これらの不正行為の再発防止策の実施後、自動車メーカー等の不正行為は発生していないことから、対策は有効に機能しているものと考えられる。</p> <p>なお、自動車メーカー等によるリコール届出は平成17年度において309件、対象台数566万台となっているが、これら届出においては、不正行為の再発防止策を踏まえたものとなっている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策として(1)情報収集体制の強化、(2)監査体制の強化、及び(3)技術的検証体制の強化に係る制度化を図ったことを踏まえ、これらの措置を引き続き着実に実施し、メーカーにおけるリコール業務が適切に行われ、不正行為が再発しないよう確保する。[平成18年度以降継続的に実施する。]</p>

ス発表及びホームページへの掲載を行っている。また、自動車不具合情報ホットラインに寄せられた情報についてはホームページにて公開しているところである。

< 消費者基本計画に記載した事項に対する措置状況 >

メーカーによる不正行為の発生を防止することが自動車交通の安全確保を図るため重要であるとともに自動車ユーザー及び社会の要請であったことから、順次実施していたリコールに係る再発防止策のうち、平成 17 年度までに措置すべきとされている事項について消費者基本計画において盛り込んだところである。

これらの事項については、以下のとおり全て措置したところである。

情報収集体制の強化

自動車メーカーに安全上重要な情報を定期的(四半期毎)に報告させるとともに、消費者等に対して不具合情報の提供を呼びかけるなど情報収集体制の強化に取り組むものとして、以下のとおり実施した。

平成 17 年 4 月より自動車メーカーから安全上重要な情報を定期的(四半期毎)に報告を受けることとした。

また、不具合情報の提供を求めるための窓口である自動車不具合情報ホットラインについて、第 39 回東京モーターショーや高速自動車国道のサービスエリア等において、自動車ユーザーへの広報活動を行い、情報収集体制の強化を図った。

集中的な監査の実施

安全性に疑義のあるメーカーについては集中的な監査を実施するものとして、以下のとおり実施した。

定期的な監査に加えて、国土交通省において告発を行った三菱ふそうトラック・バス(株)に対して、平成 17 年度に、リコール関連部門に 5 回、系列販売会社 27 社 47 拠点合計 55 回の監査を行うなど、集中的な監査を実施した。

技術的検証の実施

安全性に疑義のある自動車については、メーカー提出の書類確認にとどまらず、交通安全環境研究所等において現車確認、試験を実施するものとして、以下のとおり実施した。

三菱ふそうトラック・バス(株)製新型車の型式認証において、保安基準の適合性について厳格な審査を実施した。

また、交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を実施した。

【リコール制度の強化・拡充】

消費生活用製品（電気製品等を含む。）に関して、人の生命・身体に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に事業者から行政に対し報告させる仕組みの充実について検討する。[平成17年度に一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>(1)事故情報収集制度に基づく情報収集 消費生活用製品に関する事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の事故情報収集制度により、製造事業者、地方公共団体、消防機関等から任意に情報の提供を受け、1件毎に事故原因究明を行い、所要の措置を講じている。 また、医療機関や消防、警察といった、被害者側の情報を把握している機関から事故情報を入手することにより、事故情報のボリュームが増加し、結果として、間接的に事業者にも報告を促す効果が期待できる。そのため、特に医療機関から情報を収集できるよう関係者と意見交換を行ったところである。その結果、現状の制度の範囲内で、引き続き関係機関との連携や積極的な情報交換に努めることにより、関係機関からの情報収集を図る旨結論を得た。なお、平成18年度は医療機関等から事故情報を入手するための具体的な取組みが行えるよう調整を行うこととした。</p> <p>情報収集件数の拡大 ・関係機関との連携強化、各種説明会、広報媒体で制度の積極的な周知を図ったことから、収集できた事故情報の件数は、過去5年間、年々増加。 &lt;過去5年間の事故情報収集件数&gt; 平成13年度 1,852件 平成14年度 2,132件 平成15年度 2,124件 平成16年度 2,721件 平成17年度 2,952件（暫定値）</p> <p>情報提供元機関の拡充 ・消防機関（174件、前年度107件）や消費生活センター（134件、前年度105件）等、被害者からの情報収集を行う機関から多数報告が寄せられた。 ・NITEが収集する事故情報の3分の1が消費者の誤使用によるものであることを踏まえてNITEが「消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック」を作成。平成17年度に、業界団体46団体に対して説明会を開催し、延べ約2200人に対して事故情報収集制度の周知を行った。 ・同様に、消費者向けに作成した「消費者用誤使用事故防止ハンドブック」について、平成17年度中に、消費者系団体11団体に対して説明会を開催し、延べ約400人に対して事故情報収集制度の周知を行った。 ・メールマガジンを事業者等約2000人に配信し、事故情報収集制度の説明</p>	<p>〔評価〕 有効性 (1)事故情報収集制度に基づく情報収集 ・NITEが平成17年度に収集した事故件数は2,952件に上り、事故報告等は円滑に行われているものと考えられる。また、消防機関、警察、消費生活センター等、関係機関と連携しつつ、広く情報を収集している。 ・事業者向け及び消費者向けの“誤使用防止ハンドブック”説明会や都道府県消費生活センターとのブロック会議において、広く事故情報収集制度の周知を図ったことにより、積極的な事故情報の通知につながると考えられる。 ・過去5年間の消費生活用製品に係る社告（回収、修理、注意喚起）の件数は、年々増加傾向にある。製品回収に向けての事業者の自主的な取組みが進展していると理解。</p>

や事故事例の紹介等を行った。

- ・都道府県消費生活センターとのブロック会議を開催し、事故情報収集制度の説明や事故事例の紹介等を行った。
- ・医療機関からの事故情報収集のあり方を検討するため、医療機関関係者と意見交換を行い、その結果、情報管理等に係る課題が明らかとなった。
- ・一般消費者等からの製品関連事故の原因究明依頼に迅速に対応できるよう原因究明が実施可能である各種機関を事故原因や原因究明試験内容に応じて適切に紹介・あっせんすることを目的として、原因究明機関ネットワークを構築している。本ネットワークは、NITEが事務局となって年2回主要な機関が参加する協議会を開催し、製品安全に関する最新の情報交換等を行っている。

事故の再発防止策等の指導

- ・消費生活用製品に係る社告(回収、修理、注意喚起)の件数は、過去5年間増加傾向にある。
- ・経済産業省では、これらの社告に関し、原則として事業者ヒアリングを実施し、その後の回収状況等のヒアリング、必要な追加措置への指導を行っている。

< 過去5年間の社告件数(再社告を除く) >

平成13年度	37件
平成14年度	42件
平成15年度	56件
平成16年度	88件
平成17年度	104件

(2)消費生活用製品安全法に基づく対応

平成17年11月に、消費生活用製品安全法の緊急命令を発動した(法施行後初)。当該命令により、使用者への注意喚起や製品回収の実施状況について定期的な報告を求めている。

(2)消費生活用製品安全法に基づく報告

緊急命令に基づき、回収状況の報告を求め、対策の進捗状況を把握。

以上より、現状制度において事故情報を円滑に収集できていることから、引き続き、現行制度の適切な運用を図ることとする。

〔監視(今後の取組み)〕

今後の取組み

- ・引き続き、事業者団体等への制度の周知、協力要請を行うとともに、様々な機関から情報提供が得られるよう、関係機関との連携、積極的な情報交換に努める。
- ・事故情報収集に係るNITEの組織体制を変更し、情報分析能力の強化を図り、事業者、行政、消費者にとってより利用価値の高い情報提供に努める。
- ・消費生活用製品(電気製品等を含む)に関して、事故情報の収集、分析、事故防止への活用を強化する。
  - ア. 事業者からの報告、医療機関等からの事故情報の入手、諸外国における事故情報の収集等、製品事故に係る情報収集を充実させるための方策について検討する。[平成18年度に一定の結論を得る。]
  - イ. 収集した事故情報の分析体制の強化、重大な危害が発生する危険がある場合等における迅速な対応、事故情報や製品回収の進捗状況の公表等、収集した情報に基づき製品事故を防止する。[平成18年度]

**【リコール制度の強化・拡充】**

食品、医薬品・医療機器に関して、現行制度の施行状況を注視しつつ、制度の見直しの要否を含め点検する。  
 [平成20年度までに一定の結論を得る。]

3

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組）																														
厚生労働省	<p><b>【食品】</b>                      平成15年5月に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)によって、食品等事業者の責務として、「原材料や販売する製品そのものの仕入れ元等に係る記録の作成・保存」の努力義務の規定を食品衛生法(昭和22年法律第233号)に新たに加えた。</p> <p>記録の作成・保存を行う範囲等は、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度に限られているが、具体的内容については、「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について(平成15年8月29日付け食安発第0829001号)」においてガイドラインを定めている。</p> <p>また、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、必要な場合には、当該記録の国、都道府県等への提供や食品衛生上の危害の原因となった販売食品等の廃棄等の措置を講じることを、食品等事業者の努力義務として規定している。その一方で、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、食品衛生法に基づく規格基準等に違反した食品等については、営業者に対し当該食品の廃棄又はその他必要な措置(回収を含む)を命じることができる。</p> <p><b>【医薬品・医療機器】</b>                      平成8年の薬事法改正により、製造販売業者等に対して、医薬品等の自主回収に着手した場合の報告を法律上義務付けたところであり、平成12年度からは、自主回収の報告のあった医薬品等について、その使用によって生じるおそれのある健康被害の程度に応じて回収事例のクラス分類を行うとともに、報告のあったすべての事例をインターネット上で公開し、医療関係者、消費者等への情報提供を行っているところである。</p>	<p><b>〔評価〕</b>  <b>【食品】</b>                      有効性・迅速性・機動性                      本制度は、食中毒などの飲食に起因するものと疑われる事件が発生した場合に、原因と疑われる食品の追跡調査を迅速に行うことを可能とし、回収指示の徹底や出荷停止指示等の迅速化による被害拡大の未然防止を図るために有効となり得る。また、回収等すべき範囲をある程度特定することが可能となり、事故発生時の回収等に伴う経済影響を最小化するという効果も期待される。</p> <p><b>【医薬品・医療機器】</b>                      進捗度                      ・平成17年度においても、引き続き現行制度の適切な運用を図るとともに、行政による立入検査等により、適切な回収がなされているか監視し、自主回収の動向について注視してきたところである。</p> <p>有効性                      ・平成17年度における自主回収の件数は、医薬部外品及び化粧品を含めて809件であり(表1)、すべての事例についてインターネット上での公開を行った。前年度(表2)に比べて医薬品の回収件数が大幅に増加しているが、これは血液製剤の献血後情報(特に欧州への渡航歴)に基づく未使用品の回収の増加が影響している。                      ・現行制度に基づく回収報告は適切になされており、不良医薬品等の市場からの速やかな回収及び医療関係者、消費者等への迅速な情報提供が実施されていると考えている。</p> <p>(表1)平成17年度の自主回収件数</p> <table border="1" data-bbox="1041 1102 1906 1487"> <thead> <tr> <th></th> <th>クラス</th> <th>クラス</th> <th>クラス</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医薬品</td> <td>260</td> <td>112</td> <td>44</td> <td>416</td> </tr> <tr> <td>医療機器</td> <td>11</td> <td>267</td> <td>44</td> <td>322</td> </tr> <tr> <td>医薬部外品</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>化粧品</td> <td>0</td> <td>24</td> <td>38</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>271</td> <td>404</td> <td>134</td> <td>809</td> </tr> </tbody> </table>		クラス	クラス	クラス	計	医薬品	260	112	44	416	医療機器	11	267	44	322	医薬部外品	0	1	8	9	化粧品	0	24	38	62	計	271	404	134	809
	クラス	クラス	クラス	計																												
医薬品	260	112	44	416																												
医療機器	11	267	44	322																												
医薬部外品	0	1	8	9																												
化粧品	0	24	38	62																												
計	271	404	134	809																												

平成17年度においては、医薬品について416件、医薬部外品について9件、化粧品について62件、医療機器について322件の自主回収の事例の報告を受け、これらすべての事例についてクラス分類を行い、インターネットで公表したところであり、引き続き現行制度の適切な運用を図っているところである。

また、回収事例に関しては、必要に応じて行政による立入検査等を行い、回収の実施状況、原因の究明、他製品への波及等について確認し、適切な回収がなされているか監視を行うとともに、年間の自主回収の動向についても注視してきたところである。

(表2) 平成16年度以前の自主回収件数

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
医薬品	119	134	402	255	199
医療機器	207	244	308	292	370
医薬部外品	14	14	12	24	15
化粧品	35	34	52	72	60
計	375	426	774	643	644

(参考) 自主回収のクラス分類

クラス : 重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る状況をいう。

クラス : 一時的な若しくは医学的に治癒可能な健康被害の原因となる可能性があるか又は重篤な健康被害のおそれはまず考えられない状況をいう。

クラス : 健康被害の原因となるとはまず考えられない状況をいう。

〔監視(今後の取組)〕

【食品】

- ・ 現行制度の施行状況及び効果を検証
- ・ リコール制度の例(諸外国及び地方公共団体の条例に基づくリコール制度等)の情報収集

【医薬品・医療機器】

現行制度に基づく自主回収の報告が適切になされるよう、今後とも事業者に対する監視指導を行っていくとともに、自主回収の動向についても引き続き注視していく。

【リコール制度の強化・拡充】

消費者が容易に製品の回収措置に関する情報を入手できるよう、社告等を一覧できるポータルサイトのあり方について検討する。

[平成18年度までに一定の結論を得る。]

4

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 関係省庁 国民生活センター</p>	<p>社団法人消費者関連専門家会議の請負業務として、請負先に「製品の回収措置に関する情報の利用状況についての調査研究会」を設け、当該調査研究会において、製品の回収措置に関する現状を把握するため、消費者の情報の利用状況や事業者による情報の提供状況等について実態調査(消費者3500人及び437事業者にアンケート調査、12事業者にヒアリング調査実施)を実施した。</p> <p>その後、当該調査研究会において、調査結果の分析等を経て、「製品の回収措置に関する情報の利用状況についての調査研究」報告書を作成した。</p> <p>(参考) [製品の回収措置に関する情報の利用状況についての調査研究会] 座長・・・林田 学(東洋大学法学部教授) 委員・・・大蔵芳夫(味の素(株)お客様センター長) 同・・・佐野真理子(主婦連合会 事務局長) 同・・・手下勝義((株)オールパウト ジェネラルマネージャー) 同・・・中島 茂(弁護士) 同・・・藤野孝人((社)消費者関連専門家会議 専務理事)</p> <p>[調査研究会の検討結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回(平成17年12月20日) 本調査の方向性について アンケート調査票の内容について</li> <li>第2回(平成18年3月6日)</li> </ul>	<p>[評価]</p> <p>進捗度 製品回収措置に関する現状を把握すること等を通じて、社告等を一覧できるポータルサイトや消費者にとってわかりやすい効果的な社告等のあり方について具体的に検討していくうえでの方向性を導出した。</p> <p>有効性 導出された方向性は概ね以下のとおりであり、検討を具体化する上で有益であると考えられる。</p> <p>[ポータルサイト]</p> <p>(基本機能) 危険な製品の回収情報を、統一的なフォーマットにて、消費者にとって見やすく分かりやすい内容として提供。</p> <p>(主な論点) フォーマット 1)全製品に共通したフォーマットとするのか、それとも、製品分野毎のものとするのか。 2)掲載事項として、製造業者名、一般的製品名、正式製品名、販売時期、危険の程度、原因、回収措置の内容等が考えられるが、回収率の進捗状況を含めてどのように設定するのか。 また、危険の程度について、統一的なアイコンやマークを設けて提示することについてどのように考えるのか。 「危険な製品」の対象範囲についてどのように考えるのか。 情報入力主体・方法についてどのように考えるのか。 その他の機能(関連情報サイトへのリンク、メールマガジン等消費者へ</p>

	<p>調査票の結果に基づく「分析案の検討」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3回（平成18年3月27日）</li> </ul> <p>調査報告書案の検討</p>	<p>の情報提供サービス、ウェブ情報作成マニュアル等事業者への支援サービス等）を具備することについてどのように考えるのか。</p> <p>運営主体・方法についてどのように考えるのか。</p> <p>[新聞社告]</p> <p>消費者の視点からみて、「目立つ」「読みやすい」「わかりやすい」新聞社告を作成するためのマニュアルと雛形の作成。</p> <p>マスコミへの協力要請の内容等。</p> <p>[その他]</p> <p>個々人に対して直接的に情報を伝達する仕組みの可能性</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>研究会において、オブザーバーとして複数の関係省庁等が参加した。</p> <p>[監視（今後の取組み）]</p> <p>「製品の回収措置に関する情報の利用状況についての調査研究」の調査結果を踏まえ、今後、ポータルサイトのあり方について検討するための調査研究会を設置し、平成18年度までに一定の結論を得る。</p> <p>なお、当該検討を行う際には、個々人に対して直接的に情報を伝達する仕組みの可能性についても検討する。</p>
--	--	---

【リコール制度の強化・拡充】

消費者にとってわかりやすい効果的な社告等のあり方について検討する。[平成19年度までに一定の結論を得る。]

5

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 関係省庁 国民生活センター</p>	<p>社団法人消費者関連専門家会議の請負業務として、請負先に「製品の回収措置に関する情報の利用状況についての調査研究会」を設け、当該調査研究会において、製品の回収措置に関する現状を把握するため、消費者の情報の利用状況や事業者による情報の提供状況等について実態調査(消費者3500人及び437事業者にアンケート調査、12事業者にヒアリング調査実施)を実施した。</p> <p>その後、当該調査研究会において、調査結果の分析等を経て、「製品の回収措置に関する情報の利用状況についての調査研究」報告書を作成した。</p> <p>(参考) [製品の回収措置に関する情報の利用状況についての調査研究会] 座長・・・林田 学(東洋大学法学部教授) 委員・・・大蔵芳夫(味の素(株)お客様センター長) 同・・・佐野真理子(主婦連合会 事務局長) 同・・・手下勝義((株)オールパウト ジェネラルマネージャー) 同・・・中島 茂(弁護士) 同・・・藤野孝人((社)消費者関連専門家会議 専務理事)</p> <p>[調査研究会の検討結果] ・ 第1回(平成17年12月20日) 本調査の方向性について アンケート調査票の内容について ・ 第2回(平成18年3月6日) 調査票の結果に基づく「分析案の検討」</p>	<p>[評価] 進捗度 製品回収措置に関する現状を把握すること等を通じて、社告等を一覧できるポータルサイトや消費者にとってわかりやすい効果的な社告等のあり方について具体的に検討していくうえでの方向性を導出した。</p> <p>有効性 導出された方向性は概ね以下のとおりであり、検討を具体化する上で有益であると考えられる。</p> <p>[ポータルサイト] (基本機能) 危険な製品の回収情報を、統一的なフォーマットにて、消費者にとって見やすく分かりやすい内容として提供。</p> <p>(主な論点) フォーマット 1)全製品に共通したフォーマットとするのか、それとも、製品分野毎のものとするのか。 2)掲載事項として、製造業者名、一般的製品名、正式製品名、販売時期、危険の程度、原因、回収措置の内容等が考えられるが、回収率の進捗状況を含めてどのように設定するのか。 また、危険の程度について、統一的なアイコンやマークを設けて提示することについてどのように考えるのか。 「危険な製品」の対象範囲についてどのように考えるのか。 情報入力主体・方法についてどのように考えるのか。 その他の機能(関連情報サイトへのリンク、メールマガジン等消費者への情報提供サービス、ウェブ情報作成マニュアル等事業者への支援サー</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回（平成18年3月27日） 調査報告書案の検討</li> </ul>	<p>ビス等）を具備することについてどのように考えるのか。 運営主体・方法についてどのように考えるのか。</p> <p>[新聞社告] 消費者の視点からみて、「目立つ」「読みやすい」「わかりやすい」新聞社告を作成するためのマニュアルと雛形の作成。 マスコミへの協力要請の内容等。</p> <p>[その他] 個々人に対して直接的に情報を伝達する仕組みの可能性</p> <p>関係省庁間の連携 研究会において、オブザーバーとして複数の関係省庁等が参加した。</p> <p>[監視（今後の取組み）] 「製品の回収措置に関する情報の利用状況についての調査研究」の調査結果を踏まえ、今後、消費者にとってわかりやすい効果的な社告等のあり方について検討するための調査研究会を設置し、平成19年度までに一定の結論を得る。 なお、当該検討を行う際には、個々人に対して直接的に情報を伝達する仕組みの可能性についても検討する。</p>
--	---	---

【リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進】

消費者の関心が高い案件について積極的に情報提供するとともに、計画的に意見交換会の場を設定する。

[平成17年度以降継続的に実施する。その実施状況については毎年公表する。]

6

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省</p>	<p>&lt;意見交換会&gt; 消費者をはじめとする国民の関心が高いテーマ(2003年に食品安全委員会が実施したアンケート調査においては、食品中の残留農薬や動物用医薬品、輸入食品、添加物、汚染物質への関心が高い結果となっており、BSE問題や魚介類中の水銀も社会的な関心が高いテーマであると考えている)を中心に、3府省連携しての意見交換会を全国各地で平成17年度に63回実施した(現在、意見交換会で使用した資料や議事録は各府省のホームページにて公開している)。</p> <p>3府省とも、基本テーマ等を設定するなど年度の実施方針を定めており、その内容については、各年度初回のリスクコミュニケーション専門調査会で報告し、ホームページに掲載し、公表している。さらに、食品安全委員会では、毎年度、食品安全委員会運営計画に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会で「食品安全委員会が開催する意見交換会等の実施方針」を示した上で実施している。</p> <p>意見交換会の主な開催テーマは以下の通り。                  食品安全委員会                  ・米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案について                  ・魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価について                  ・大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の食品健康影響評価(案)について                  ・海外有識者を招聘しての意見交換会</p> <p>厚生労働省及び農林水産省                  ・米国・カナダ産牛肉等への対応について                  ・輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について                  ・妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項について                  ・食品の安全確保とHACCPについて                  ・遺伝子組換え農作物の安全性の確保などについて                  ・農薬のリスクアナリシスについて                  ・植物検疫について</p>	<p>〔評価〕                  進捗度                  消費者をはじめとする国民の関心が高いテーマを中心に、3府省連携しての意見交換会を全国各地で平成17年度に63回実施した。各意見交換会においては、当日参加者を対象にアンケート調査を実施しており、その結果により、さらなる改善点などを把握している。                  アンケート結果については各府省のホームページで公開している。なお、結果には、説明への理解度や意見交換会に対する満足度等のデータも含まれている。                  また、消費者の関心が高い案件について、随時、ホームページ等でわかりやすい情報提供に努めた。</p> <p>迅速性・機動性                  BSEや残留農薬等ポジティブリスト制度など、消費者の大きな関心が寄せられている事項について、随時、積極的に意見交換会を実施した。消費者の関心が高い案件について、随時、ホームページ等でわかりやすい情報提供に努めた。</p> <p>有効性                  意見交換会、各省のHPの活用などにより、食品の安全に関する情報を消費者に提供するとともに、特に消費者等の関心が高くなっている事案等について意見交換を実施し、意見を参考としてリスク評価・管理の検討に用いた。                  また、意見・情報の募集期間中に実施した意見交換会(「魚介類等に含まれるメチル水銀」、「米国・カナダ産牛肉等」等)で出された意見を当該募集意見と同様に扱ったことで、幅広く意見を聴取することができた。意見交換会で出された意見については、リスク評価においては、すべてとりまめの上、食品安全委員会、各専門調査会において審議を行っている。また、リスク管理に関しても、諮問内容等の検討などに用いている。なお、審議会での管理措置の検討に当たっては、国民からの意見を考慮しているところである。                  さらに、ホームページ等による情報提供は、随時、消費者の関心が高い案件について積極的な実施に努めたところであり、消費者の食品の安全性に関する理解の促進に有効であったと考える。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かび毒について</li> <li>・食品の安全及び消費者の信頼の確保について</li> <li>・米国産牛肉等のリスク管理措置について</li> <li>・OIEにおけるBSEルール改正について</li> </ul> <p>パネルディスカッション形式で実施した意見交換会については、消費者に対し積極的にパネリストを依頼。</p> <p>食品安全委員会では、各専門調査会のほか、関係団体等との懇談会を随時開催し、意見交換を行っている。食品安全委員会はリスク分析におけるリスク評価を担当しているが、国民の関心の高い案件の評価結果については案の段階も含め関係者との意見交換会を開催している。</p> <p>農林水産省では「リスク管理の標準手順書」に基づきリスク管理を行う際、適時適切な「関係者」との意見交換を行う必要性から、「リスク管理検討会」を設けている。</p> <p>&lt; 情報提供 &gt;</p> <p>府省間の横断的な対応が必要な事項については、関係府省間で調整してきているところであり、ホームページ等による情報提供についても、それぞれのホームページのリンクを活用して連携した提供に努めている。</p> <p>食品安全委員会では、ホームページ(トップページへのアクセス数は、43,926件(平成18年4月分))の随時更新やメールマガジンで食品安全に関する情報として情報の公表・提供に努めるとともに、季刊誌「食品安全」を発行(平成18年4月現在第8号を発行)し、消費者の関心が高い案件についてわかりやすい情報提供に努めた。</p> <p>厚生労働省及び農林水産省では、ホームページ(農林水産省のホームページのトップページへのアクセス数403,296件(平成18年3月分)、厚生労働省ホームページの「食品」のページへのアクセス数は、94,559件(平成18年4月分))において食品安全に関する情報の公表・提供に努めた。</p> <p>また、農林水産省では、メールマガジンを活用して食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を発信した。</p> <p>3府省とも、意見・要望の募集については、ホームページを活用した方法も実施している。</p>	<p>関係省庁間の連携</p> <p>「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について(平成16年2月18日関係府省申合せ)」に基づき、リスク管理機関とリスク評価機関との意思の疎通を図っているところである。</p> <p>関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を定期的に開催するなど調整を図りつつ、開催テーマに応じ、3府省で連携して、意見交換会を実施した。</p> <p>〔監視(今後の取組み)〕</p> <p>参加対象者の関心に応じた意見交換会の開催、消費者の意見がどのように政策等へ反映されたかについての説明、情報提供の方法、関係者のリスクコミュニケーション技術の向上方策等に関して、府省連携して方針を策定する。[平成18年度に策定する。]</p> <p>・リスクコミュニケーションを効果的に推進するための方法については、諸外国における現地調査などを踏まえ、現在、食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会において審議中であり、こうした審議結果も踏まえて、今後の対応について各府省で検討する。</p> <p>・今後とも消費者をはじめとする国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを取り上げ、意見交換会等を実施する。</p> <p>・消費者等の関心事項の把握に努め、関心事項の情報の提供等を実施する。</p> <p>・リスク分析の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。</p> <p>・今後も引き続き、ホームページ掲載内容の更なる充実、季刊誌における適切なテーマの設定等により、わかりやすい情報提供に努めていく。</p>
--	--	---

【リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進】

欧米諸国の最新の事例について調査するとともに、実施したリスクコミュニケーションについて消費者の視点による評価・検証を実施し、リスクコミュニケーション手法の向上を図る。また、リスクコミュニケーションの方法と技術に精通した人材の育成を図り、リスクコミュニケーション技術の全体的な向上を図る。[平成17年度以降継続的に実施する。]

7

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省</p>	<p>食品安全委員会の「食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する調査」により、国内外におけるリスクコミュニケーションの事例把握、リスクコミュニケーション手法の調査、リスクコミュニケーションの評価、消費者意識の把握方法について予備的な調査を実施した。結果については、随時、リスクコミュニケーション専門調査会へ報告と、それに基づく議論をもとにして検討を進めているところであり、その内容については、ホームページで公表している。</p> <p>・諸外国における食品安全のリスクコミュニケーションの現地ヒアリング調査、諸外国の実務経験者を招いて意見交換を実施。 ・いわゆる「風評被害」の原因究明と、防止の方法やリスクコミュニケーションを定量的又は定性的に評価する方法の開発に向けた検討を実施。 ・意見交換会の評価を行うための評価項目等の検討及び実施した意見交換会の予備的な評価の試みを実施。 ・消費者の意識調査として、食品リスクに対する消費者意識や国民の関心の高い課題や食品健康影響評価を行った個別テーマに関する予備的なインターネットアンケート調査を実施。</p> <p>リスクコミュニケーション専門調査会における調査審議 平成17年度は、リスクコミュニケーション専門調査会を10回開催し、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や食品安全委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議を行った。</p> <p>農林水産省では、リスク管理等を担当する職員を対象にリスクコミュニケーションに関する研修を実施した。</p>	<p>〔評価〕 進捗度 国内外におけるリスクコミュニケーションの事例把握、リスクコミュニケーション手法の調査、リスクコミュニケーションの評価、消費者意識の把握方法について予備的な調査を実施した。この結果、リスク評価について認知している消費者は少数にとどまり、食品安全の情報を入手する媒体としては、マスコミが多数を占めることなどが示唆された。</p> <p>有効性 諸外国におけるリスクコミュニケーション事例に関する調査等により、行政機関と消費者団体とのパートナーシップなど重点的に検討すべき点が整理され、リスクコミュニケーション手法の向上や人材育成の今後の検討の方向性が判明した。</p> <p>関係省庁間の連携 食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省との情報交換などで連携。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成17年度の調査結果を踏まえ、引き続き諸外国の調査、実施したリスクコミュニケーションについて消費者の視点による評価・検証を実施し、リスクコミュニケーション手法の向上を図る（予備的な段階ではあるが、フォーカスグループ調査等を実施し、消費者のリスク認知やリスクコミュニケーションとの関係性について調査しているところである）。 また、リスクコミュニケーションの方法と技術に精通した人材の育成など府省間の横断的な対応が必要な業務については、関係府省で可能性等につき検討し、コミュニケーション技術の全体的な向上を図る（地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、平成18年度に食品安全委員会から講師を派遣し、指導者育成や教材の提供を行う）。 リスクコミュニケーション専門調査会において、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や食品安全委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議し、随時、取りまとめる。</p>

**【リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進】**

身近な化学製品等に関する危険有害性情報等について消費者の正しい理解が得られるよう、化学製品中の化学物質とその環境リスクに関して、正確でわかりやすい情報の提供や人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進する。[平成17年度以降継続的に実施する。] 8

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組）
<p>環境省 関係省庁</p>	<p>化学物質の環境リスクについて国民的参加による取組を推進することを目的に、市民、産業、行政の代表による化学物質の環境リスクに関する情報の共有と相互理解を促進する場として、「化学物質と環境円卓会議」を設置。平成17年度は、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)への対応、地方における化学物質対策等をテーマとして、4回開催。また、化学物質や環境リスクについて中立的かつ客観的な情報の提供を行うことにより、リスクコミュニケーションを推進する「化学物質アドバイザー」の講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業を実施。</p> <p>身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連づけて考え、環境リスク低減のための取組について考えるきっかけとするため、子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん化学物質ガイド」を作成。平成17年度は、同ガイドとして「わたしたちの生活と化学物質」、「乗り物と化学物質」を作成。</p> <p>また、化学物質の用途、毒性、排出量、環境データ、適用法令等について、分かりやすく取りまとめた「化学物質ファクトシート」を作成。平成17年度までに、約150物質についてシートを作成し、毎年追加・更新している。</p> <p>化学物質の内分泌かく乱作用に関する国際シンポジウム及び小児等の環境保健に関する国際シンポジウムを開催。内分泌かく乱作用、PRTR(化学物質排出移動登録)や化学物質環境実態調査等の個別の課題に関し、ホームページの作成、一般向け資料の作成等を実施。</p>	<p><b>【評価】</b></p> <p>迅速性・機動性 各事業については、計画的かつ着実に実施している。</p> <p>有効性 円卓会議・シンポジウムの参加者、作成した資料の利用者等、関係者より高い評価を得ており、有効性は高い。</p> <p>関係省庁間の連携 円卓会議には、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省が構成メンバーとなっており、適切な連携の下、運営が行われている。</p> <p><b>【監視（今後の取組）】</b></p> <p>・身近な化学製品の危険有害性に対する消費者の理解を促進するとともに、「化学物質と環境円卓会議」を引き続き開催し、また、同会議の成果の消費者への普及を促進する。[平成18年度に一定の結論を得る。]</p> <p>・各事業の質的水準を維持しつつ、広報の強化や円卓会議の地方開催、化学物質管理に関する幅広いテーマでのシンポジウムの開催などにより、国民の間に事業の一層の普及を図る。</p>

【食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

いつでもどこでも誰でも簡単にコンピュータを利用できるユビキタス・コンピューティング技術を活用した、

ア．農薬をはじめとする生産資材の適正使用の徹底によるリスク管理の強化

イ．情報の記録等の自動化・簡便化

ウ．アレルゲン情報等消費者が簡単に入手できる安全・安心情報の充実

を通じてトレーサビリティ・システムの普及を図る。〔平成19年度までに実施する。〕

9

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>ユビキタス・コンピューティング技術を活用して情報の記録等の自動化・簡便化を進め、トレーサビリティの確保とともに、農薬等生産資材の適正使用や消費者に伝える各種情報の充実等を図ることが可能となる先進的なシステム開発を目的としたユビキタス食の安全・安心システムの開発を実施するとともに、これらのシステムを導入するモデル地区の整備を実施した。</p> <p>ユビキタス食の安全・安心システムの開発 平成17年度分システム開発の課題を平成17年4月1日から20日まで公募したところ38課題の応募があり、学識経験者等で構成される選考委員会において厳正に審査を進めた結果、7月1日に8課題の採択を決定した。 これらの課題については、平成18年3月10日までシステム開発、開発したシステムの実証試験を実施した。</p> <p>ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区の整備 既存のトレーサビリティ・システム及びユビキタス食の安全・安心システム開発事業で開発されたシステムを導入するモデル地区として12の地区を採択し、ユビキタス・コンピューティング技術を活用した情報関連施設等の整備に対する支援を実施した。</p> <p>上記事業の他、生産者や食品事業者によるトレーサビリティ・システム導入に向けた自発的な取組を助長し、システムの普及推進を図るため、養殖魚と海苔についてトレーサビリティ・システム導入のガイドラインを作成し、平成18年3月31日に公表した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 平成17年度内においては、先進的なシステム開発を8課題について実施するとともに、情報関連施設等の整備に対する支援を12地区において実施した。 また、養殖魚と海苔についてトレーサビリティ・システム導入のガイドラインを作成し、公表した。</p> <p>有効性 公募方式により8課題を採択し、農畜水産物とともに加工品を含む数多くの品目を対象として、トレーサビリティの確保とともに、食品の安全管理等の向上や消費者が簡単に入手できる情報の充実等を図ることが可能となる汎用性をもったモデル的な事業者内部のシステム開発を実施したことから、生産者や食品事業者におけるトレーサビリティ・システムの導入を推進するものとする。 また、各地域におけるモデル地区の整備を目的とした情報関連施設等の整備に対する支援を実施したことにより、産地や食品事業者等のそれぞれの段階でのトレーサビリティ・システム導入に向けた取組を推進するものとする。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 フードチェーン全体を通じたトレーサビリティ・システムを社会基盤として構築するために、技術面や経済面も含めて汎用性の高いモデル的なシステム開発を実施。 新たな品目のトレーサビリティ・システム導入のガイドラインの追加作成。</p>

【食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進】

トレーサビリティへの活用が期待されている電子タグについて、高度活用のためのネットワーク技術を研究開発する。

[平成19年度までに実施する。]

10

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>電子タグの高度利活用に必要な以下の技術の研究開発及び実証実験を実施している。</p> <p>【相互変換ゲートウェイ技術】 電子タグのIDと、ネットワークアドレス及びモノの属性情報をネットワーク上で関連づける技術や、IDと属性情報の検索・逆検索技術の研究開発を行う。</p> <p>【セキュリティ適応制御技術】 電子タグとネットワークとの間の情報交換において、電子タグに蓄積されている情報の改竄や不正アクセスの防止、プライバシー情報の開示を柔軟に制御する技術の研究開発を行う。</p> <p>【シームレス・タグ情報管理技術】 電子タグの属性情報を、動的な環境変化に応じてシームレスに管理しながら、異なるプラットフォーム間で交換する技術の研究開発を行う。</p> <p>消費者のプライバシー保護の観点から「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」(平成16年6月8日)を経済産業省と共同で策定した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度の研究開発は当初のスケジュールどおり進捗しており、シームレス・タグ情報管理技術、相互変換ゲートウェイ技術、セキュリティ適応制御技術それぞれの個別検証を実施した。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策群「ユビキタスネットワークを活用した食の安心・安全の向上」等において、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携している。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度以降はそれぞれの技術の個別検証だけでなく、技術の連携検証も実施する。</li> <li>・「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」についても、必要に応じた適切な見直し・充実等を実施する。</li> </ul>

【食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

電子タグの低価格化を図るための製造技術を開発する。[平成18年度までに実施する。]

11

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>国際標準に準拠した低価格電子タグを平成18年度中に開発する（月産1億個の条件のもと、インレット価格で1個5円）ため、研究開発委託事業を実施している（平成16年度から2年間で実施中）。</p> <p>平成16年8月      低価格電子タグの製造技術の開発開始 ～</p> <p>平成18年7月      低価格電子タグの製造技術の開発 平成18年8月～      量産設備の準備 平成18年内          市場化</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 平成17年12月には2次試作品が完成し、平成18年7月の開発期間終了に向けて順調に開発を進めている。</p> <p>関係省庁間の連携 平成17年度に完成した2次試作品インレットは、農林水産省で実施した平成17年度ユビキタス食の安全・安心システム開発事業の一部で試用・評価した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・平成18年7月の低価格電子タグ開発にむけ、引き続き事業を推進</p>

【食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

生産情報公表 J A S 規格の対象品目の拡大に向けた検討を行う。

〔農産物については平成 17 年度、一部の加工食品については平成 18 年度に規格を制定する。〕

12

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>農林水産省</p>	<p>農林物資規格調査会を開催し、農産物の生産情報公表 J A S 規格の検討を行い、規格案が議決され、平成 17 年 6 月に官報に告示し、消費者等の理解を促進するため研修会等を実施し、普及・啓発に努めた。</p> <p>加工食品の生産情報公表 J A S 規格制定に向けた調査・分析及び検討を行うため、平成 17 年度に加工食品生産情報調査検討事業を活用し、事業者による規格導入・実行可能性及び消費者ニーズを把握するため、生鮮食品に近く加工度の低い食品に着目して、製造業者に対するアンケート調査及び消費者団体の意向調査を行ったところ、</p> <p>消費者の関心が高く、消費者が日常食する機会が多い食品 原材料に関する情報を提供できる仕組みが整備されてきている状況にある食品 を規格制定の対象とすべきという結果が得られた。</p> <p>以上の調査結果等を踏まえ、豆腐及びこんにやくについて生産情報公表 J A S 規格の制定に向けて検討を開始した。</p> <p>養殖魚については、平成 16 年度の消費モニター調査結果によれば、約 5 割の消費者が養殖魚の生産情報公表 J A S 規格の制定を希望しており、消費者ニーズが高い品目であること、また、養殖魚の JAS 規格を制定することにより、消費者の関心の高い主要な生鮮食品について、農・畜・水産物の各分野において消費者が生産情報入手できる仕組みが整備されること等を踏まえ、平成 18 年 3 月に農林物資規格調査会部会を開催し、養殖魚の生産情報公表 J A S 規格の制定に向けた検討を開始した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年 6 月に農産物の生産情報公表 J A S 規格を制定し、同年 7 月から施行。</li> <li>消費者ニーズを踏まえ、養殖魚の生産情報公表 J A S 規格の制定に向けた検討を開始（平成 18 年 3 月に農林物資規格調査会部会を開催。）</li> </ul> <p>有効性</p> <p>生産情報公表 J A S 規格の制定により、消費者が食品の生産履歴情報入手できる仕組みが整備されることになるが、こうした規格制定による環境整備の推進に加え、消費者に対する生産情報公表 J A S 規格の普及啓発を実施することにより、より多くの消費者が生産情報公表 J A S マークの付いた食品を求めるようになり、その結果、事業者も積極的に生産情報公表 J A S マークを付した食品を提供する体制が確立され、消費者が安心して食品を選択できる体制が構築されるものと考えている。</p> <p>〔監視（今後の取組）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 18 年 5 月に農林物資規格調査会を開催し、一部の加工食品（豆腐、こんにやく）の生産情報公表 J A S 規格について検討を行う。</li> <li>加工食品生産情報調査検討事業を活用し、引き続き平成 18 年度において加工食品の生産情報公表 J A S 規格制定に向けた調査・分析及び検討を行う。</li> <li>生産情報公表 J A S 規格は新しいタイプの J A S 規格であることから、多くの生産情報公表 J A S 規格の食品が店頭に並ぶためには、事業者及び消費者双方にとってメリットのある制度であることを認識してもらう必要があるため、消費者及び事業者の理解を促進するための研修会等を開催するほか、普及啓発のためのパンフレットの作成・配布を実施し、普及啓発を行い、事業者が積極的に認定を取得し、生産情報公表 J A S 規格の食品を提供できる体制作りを推進する。（平成 18 年度）</li> </ul>

【食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

牛肉については、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、生産から流通の各段階で牛の個体情報を正確に伝達するため、個体識別番号を表示した耳標の装着、牛個体識別番号の届出、牛肉への個体識別番号の表示の検査・指導、DNA鑑定による表示内容の確認等を実施する。〔平成17年度以降継続的に実施する〕

13

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>牛肉のトレーサビリティについては、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（通称：牛肉トレーサビリティ法）に基づき、生産から流通の各段階で、牛の個体情報を正確に伝達するため、各段階で牛や牛肉を取り扱う関係者に、各種の義務付けを行うことによって、トレーサビリティを実現している。</p> <p>具体的には、</p> <p>牛の飼養者などに対して、10桁の個体識別番号を表示した耳標の装着と、牛の雌雄の別、種別などの情報や、牛の出生や取引、死亡の日付情報などを届け出ることを義務付け、</p> <p>と畜業者に対して、牛のと畜の届出と、牛をと畜して得た牛肉に個体識別番号を表示し、当該牛肉の取引先についての帳簿を保管することを義務付け、</p> <p>牛肉の卸売業者や小売業者、焼肉店などの牛肉料理の専門店に対して、販売する牛肉や牛肉料理への個体識別番号等の表示や牛肉の取引についての帳簿を保管することを義務付けている。</p> <p>また、牛の飼養者などからの届出情報は、データベースに入力されて一元管理され、BSE発生時において患畜の同居牛の特定に役立てられるとともに、データベースはインターネットを通じて一般に公開されており、消費者は、牛肉に表示されている個体識別番号を入力することにより、その牛の生産履歴を確認することができるようになっている。</p> <p>このように、関係者に義務付けられた事項が適切に履行されることにより、トレーサビリティが実現されるという仕組みになっていることから、制度の信頼性を確保するためにはそのチェックが欠かせないため、農林水産省の出先機関である地方農政事務所等において、関係者に対する監視・指導活動を行うこととしている。</p> <p>平成16年12月1日に牛肉トレーサビリティ法が完全施行されたことから、平成17年度においては、関係者に対して、耳標の装着、牛個体識別情報の届出、牛肉への個体識別番号等の表示などの義務付け事項の検査・指導を実施するとともに、と畜場でと畜直後に牛1頭ごとに採取した肉片サンプルを乾燥保管しておき、小売店等から採取した牛肉サンプルについて、同一個体識別番号のものについてDNA鑑定を実施することにより、牛肉の流通過程において個体識別番号が正確に伝達されているかの確認を実施した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 地方農政事務所に、管理者が行う届出内容を翌日には確認できる仕組みを構築することにより、迅速な監視活動を可能とするとともに、地方農政事務所を全国各地に配置することにより、消費者等からの情報提供に基づき、機動的に監視活動が行える体制を整えている。</p> <p>有効性 法施行後、17年度末までに、個体識別番号を表示した耳標の装着義務違反で1件が有罪、牛個体識別情報の届出義務違反で1件が有罪、牛肉への個体識別番号等の表示義務違反で6件が改善勧告となっている。個体識別番号等の表示義務違反については、事実と異なる個体識別番号等が表示されていた場合、誤表示も含めて形式上はすべて違法ということとなるが、意図的なものなど勧告に相当するものについての基準を設けており、調査結果が当該基準に抵触するものについては、すべて勧告としていることから、地方農政事務所による監視活動が有効に機能。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 今後とも、地方農政事務所による監視活動を実施。</p>

【安全基準の整備・拡充】

特定非営利活動法人日本エステティック機構におけるエステティシヤンの共通資格制度、エステティックサロンの認定制度の創設に向けた取組みを注視する。[平成18年度までに制度が創設される予定。]

14

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	特定非営利活動法人日本エステティック機構において、エステティシヤンの共通資格制度、エステティックサロンの認定制度の創設について検討中。	<p>〔評価〕</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>特定非営利活動法人日本エステティック機構におけるエステティシヤンの共通資格制度、エステティックサロンの認定制度の創設に向けた取組みを引き続き注視する。</p>

【安全基準の整備・拡充】

財団法人全国生活衛生営業指導センター、財団法人日本エステティック研究財団において実施する美容所、エステサロンにおける身体危害等に係る苦情への効果的な対応に関する取組みを注視し、その成果等について周知を行う。[平成17年度以降継続的に実施する。]

15

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
厚生労働省	<p>財団法人全国生活衛生営業指導センターにおいて、美容所における苦情対応システムの構築、具体的な苦情対応事例等を記載した「美容業の苦情対応の手引き」を作成し、全国の美容業生活衛生同業組合に配布、周知しているところである。</p> <p>財団法人日本エステティック研究財団においては、今年2月にエステティシャンを対象に身体危害の防止に関する講演を実施。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>美容所における苦情について、効果的な対応が行えるよう、「美容業の苦情対応の手引き」を作成、全国の美容業生活衛生同業組合に配布、周知。</p> <p>エステサロンにおける身体危害等に係る苦情について、今年11月に学術会議を開催し、皮膚科専門医による安全な施術に関する講演や消費者相談事例及び消費者意識調査等に基づくサービスのあり方などをエステティシャンを対象に講演する予定。</p> <p>有効性</p> <p>当該手引きの作成、周知を行うことによって、美容所における苦情への効果的な対応が促進するものと考える。</p> <p>〔監視〕</p> <p>「美容業の苦情対応の手引き」について引き続き周知を行うとともに、財団法人日本エステティック研究財団において検討しているエステサロンにおける身体危害等に係る苦情への効果的な対応の具体的な取組について引き続き注視していく。</p>

【安全基準の整備・拡充】

食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下、「農薬等」）について、基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度（いわゆるポジティブリスト制度）を導入する。[平成18年5月までに実施する。] 16

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
厚生労働省	<p>厚生労働省では、平成15年5月に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）によって改正された食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関し、いわゆるポジティブリスト制度（農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度）を平成18年5月末までに導入することとし、関係法令等の整備を行ってきたところである。</p> <p>ポジティブリスト制度の導入に向けては、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（以下「農薬・動物用医薬品部会」という。）において審議され、食品衛生法に基づき残留基準が設定されていない農薬等に関し、国際基準であるコーデックス基準や農薬取締法に基づく登録保留基準などを参考に暫定的な基準（以下「暫定基準」という。）を設定することとし、平成15年10月に第1次案について意見募集を行い、その意見募集で提出された意見を参考に第2次案をとりまとめ、平成16年8月に再度意見募集を行った。</p> <p>第2次案では暫定基準とともに、ポジティブリスト制度導入のために設定等が必要な「人の健康を損なうおそれのない量」（以下「一律基準」という。）及び「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」（以下「対象外物質」という。）についても意見募集を行った。その意見募集で提出された意見を参考にしつつ、農薬・動物用医薬品部会において審議していただき、平成17年6月3日、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における暫定</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品中に残留するすべての農薬等について人の健康に影響を及ぼさないレベルでの基準を設定することにより、これまで残留基準が設定されていないことにより規制が困難であった食品について規制することが可能</li> <li>農薬等が残留するすべての食品を規制の対象とすることで国民の健康の保護が進展</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全委員会及び農林水産省との連携による基準の見直しの実施及び本制度の適切な運用の実施</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに残留基準を設定した農薬等に係る試験法の開発、公表</li> <li>新たに残留基準を設定した農薬等に係る食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼、薬事・食品衛生審議会における暴露評価に基づく基準の順次見直し及び5年ごとの定期的な基準の見直しの実施</li> <li>消費者、食品事業者等に対する本制度の普及啓発の推進</li> </ul>

	<p>基準、一律基準及び対象外物質の設定等について最終案をとりまとめ、意見募集を行った。</p> <p>最終案の意見募集で提出された意見等を踏まえ、平成17年11月29日、本制度に係る以下の関係法令が公布された。</p> <p>食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件（平成17年厚生労働省告示第497号）</p> <p>食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を定める件（平成17年厚生労働省告示第498号）</p> <p>食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成17年厚生労働省告示第499号）</p> <p>なお、本制度は食品衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成17年政令第345号）により、平成18年5月29日から施行することとしている。</p>	
--	---	--

【安全基準の整備・拡充】

消費者生活用製品の分野におけるリスクアセスメントの必要性・あり方等について、専門家を交えて検討を行う。また化学物質のリスク評価手法を開発する。

[平成19年度までに必要性・あり方等について一定の結論を得るとともに、平成18年度を目途に化学物質のリスク評価手法を開発する。] 17

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>平成13年度より、化学物質総合評価管理プログラムにおいて、化学物質のリスク評価手法の開発を実施中であり、平成18年度に終了する見込である。</p> <p>進捗状況</p> <p>消費生活用製品の分野におけるリスクアセスメントの必要性・あり方等について、リスクアセスメントの実施を含めた海外の製品安全制度等の調査を行うとともに、有識者を含めた研究会等を開催し、議論を行っている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>これまでに、化学物質のリスク評価手法の開発は計画どおりに進捗している。</p> <p>リスクアセスメントの実施を含めた海外の製品安全制度等の調査を行うとともに、有識者を含めた研究会等を開催し、議論を行っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成18年度を目途に開発することとしている。</p> <p>平成19年度に向け、調査結果や研究会での議論を踏まえ、検討を行う。</p>

【安全基準の整備・拡充】

家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成する。[概ね2年ごとに1製品群につき作成する。]

18

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組）
厚生労働省	平成17年7月に「家庭用不快害虫用殺虫剤の安全確保マニュアル作成の手引き」を作成し、都道府県、関係団体等に送付した。	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>平成17年7月に「家庭用不快害虫用殺虫剤の安全確保マニュアル作成の手引き」を作成し、都道府県、関係団体等に送付した。</p> <p>有効性</p> <p>家庭用不快害虫殺虫剤について、製造業者等が危害防止対策を推進するに当たって、商品の企画、製造及び販売の各段階における安全性の確保が図られた。</p> <p>〔監視（今後の取組）〕</p> <p>平成18年度以降、引き続き新たな商品群について「安全確保マニュアル作成の手引き」の策定を進める。</p>

【安全基準の整備・拡充】

医療用医薬品のリスク等を評価し、その検討結果を反映した添付文書（医薬品の効能・効果、用法・用量、使用上の注意等を記載した文書）に関して、一般消費者向けにわかりやすくした説明書を公開する。[平成17年度に実施する。]

19

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組）
厚生労働省	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）が運営する「医薬品医療機器情報提供ホームページ」において、各製薬企業が作成し、厚生労働省及び総合機構がその内容を確認した患者やその家族等向けの分かりやすい「患者向医薬品ガイド」を平成18年1月より順次公表しているところである。</p> <p>（「患者向医薬品ガイド」は、添付文書に警告欄が設けられているもの等、特に患者に対して注意喚起すべき適正使用に関する情報等を有する医療用医薬品を対象に作成している。平成18年1月に経口糖尿病用剤、平成18年3月に抗リウマチ薬、血液凝固阻止剤及び喘息治療薬について公表した。）</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>「医薬品医療機器情報提供ホームページ」において、各製薬企業が作成し、厚生労働省及び総合機構がその内容を確認した患者やその家族等向けの分かりやすい「患者向医薬品ガイド」を平成18年1月より順次公表しているところである。</p> <p>有効性</p> <p>患者向医薬品ガイドは、医療関係者向けに作成されている添付文書を基に分かりやすく記載しており、患者やその家族等による医療用医薬品の正しい理解や重大な副作用の早期発見などに役立てられるものと考えられる。</p> <p>〔監視（今後の取組）〕</p> <p>今後、平成19年3月まで、計画的に作成された患者向医薬品ガイドを順次公表する。</p>

【販売業者による安全情報提供の促進】

小売業者が、消費者からのクレーム等安全に関する情報を、製造業者、消費者及び行政にフィードバックする等の責務を果たすよう業界団体等を通じて促し、フォローアップを行う。[平成17年度以降継続的に実施する。]

20

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>小売業者が、消費者からのクレーム等安全に関する情報を、製造業者、消費者及び行政にフィードバックする等の責務を果たすよう促している。具体的な実施内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハンドブック消費者2005」において、小売業者が消費者からのクレーム等安全に関する情報を得たときに執ることが望まれるアクションについて、周知広報を行った。</li> <li>・個別製品の安全に関する重大な問題が生じた際に、業界団体を通じて情報収集を行い、製造業者等へのフィードバックを行うとともに、消費者への注意喚起を行うよう協力を求めた。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <p>個別製品の安全に関する重大な問題が生じた際、業界団体を通じて情報収集を行っており、機動的な対応を行っていると言える。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>小売業者への働きかけ及びフォローアップを引き続き推進。</p>

【安全に関する消費者被害の救済】

製造物責任法施行後 10 年が経過することを踏まえ、同法に係る訴訟、裁判外紛争処理機関等における被害救済の事例等を幅広く収集・分析し、同法の施行状況を評価するとともに、課題を整理する。[平成 18 年度までに実施する]

21

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府</p>	<p>平成 17 年度は、製造物責任法に係る訴訟事例、裁判外紛争処理機関における被害救済の事例等を幅広く収集し、それらの基礎的な分析を行った。また同法をめぐる欧米の近年の動向についても調査した（「製造物責任法の国内外の運用状況等に関する実態調査」）。</p> <p>具体的には、（株）東京海上日動リスクコンサルティングへの請負業務として請負先に有識者 3 名から成るアドバイザリー委員会を設けた。その後、同委員会を 3 回開催し、国内の訴訟事例や裁判外紛争処理機関における被害救済事例の収集・分析等について助言を得つつ、調査を実施した。その概要は以下のとおり。</p> <p>[訴訟事例・被害救済事例等の収集]</p> <p>〔訴訟事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刊行物、判例データベース、国民生活センターによる調査等に基づき、製造物責任法に基づく提訴事例 90 件の訴訟リストを作成した。</li> <li>・提訴事例 90 件のうち判決が出された 46 件について、製品類型、原告の属性、裁判の結果、審級レベル、請求および認定された損害の種類、請求および認容された欠陥の種類、請求および認容された金額、争点を分析した。欠陥判断等について「事実上の推定」が為されたと考えられる裁判例 9 件、また、「開発危険の抗弁」が援用された裁判例 5 件を抽出・整理した。</li> </ul> <p>〔裁判外紛争処理事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）」の消費</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>平成 18 年度実施予定の製造物責任法に関する施行評価および課題整理を実施するための準備的作業として、同法の施行状況等に関する実態調査を実施し、結果をとりまとめた。</p> <p>有効性</p> <p>今次の調査は、主として以下の有用性があると考えられる。</p> <p>製品の欠陥による被害について、製造物責任法に基づき適切、かつ迅速に救済がなされているかについて評価し、課題を整理するうえで有用である。</p> <p>訴訟事例に示される製造物責任の有無に関する裁判所の判断は、製造業者等に対して製品の安全対策に関わる基本的、かつ具体的指針を与えているかについて、評価し、課題を整理するうえで有用である。</p> <p>訴訟事例は、製品事故に関する被害救済にあたって、行政や民間の原因究明機関が果たした役割を評価し、課題を整理するうえで有用である。</p> <p>近年の欧米の動向についての調査は、国際的環境におけるわが国の製造物責任法の状況を評価し、課題を整理するうえで有用である。</p>

	<p>生活相談情報のうち、製品事故により「拡大損害」が生じた相談について相談件数の推移等を整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品事故により拡大損害が発生した事案についての相談および解決状況につき、PLセンター10団体から回答を得た。</li> <li>・東京都消費者被害救済委員会、家電製品PLセンターおよび自動車製造物責任相談センターに対して、裁判外紛争処理事例の解決状況や課題についてヒアリングによる調査を実施した。</li> <li>・国民生活センターHP上の「回収・無償修理等のお知らせ」から拡大損害が発生する恐れのある社告事例を抽出し、整理・分析した。</li> <li>・製品評価技術基盤機構が消費生活用製品を対象に収集している事故情報について、拡大損害発生の有無からみた事故件数等を整理した。</li> </ul> <p>〔欧米関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーロッパについては、EU および主な EU 加盟各国における製造物責任をめぐる近年の動向、米国については、連邦及び各州における不法行為訴訟改革の概要をまとめた。</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>[アドバイザー委員会の構成員]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員・・・升田純(中央大学法科大学院教授)</li> <li>同・・・横山敏男(家電 PL センター センター長)</li> <li>同・・・島野康(国民生活センター相談調査部 部長)</li> </ul>	<p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>これらの調査結果を踏まえ、平成 18 年度は、引き続き、製造物責任法に係る訴訟資料、裁判外紛争処理事例を収集・整理・分析しつつ、製造物責任法に関する施行状況を評価するとともに、課題を整理する。</p>
--	--	---

【消費者契約に関する情報提供】

消費者取引におけるルールを幅広く検討するなかで、情報提供義務のあり方等についても検討を加える。[平成19年までに一定の結論を得る。]

22

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今次消費者政策部会においては、「消費者契約法の施行状況の評価」が審議事項の一つとされている。</li> <li>・ 国民生活審議会第3回消費者政策部会（平成18年3月28日）において、「消費者契約に関する紛争の実態及び法的な論点について」（消費者契約に関する苦情相談の実態調査研究会報告書）を報告した。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>消費者契約法施行後の状況に関し、分析・検討を開始したところ。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>国民生活審議会における分析・検討を着実に進める。</p>

【消費者契約に関する情報提供】

情報提供義務を定めている法令、ガイドライン等に基づき、消費者取引における情報提供の適正化を図る。[平成17年度以降継続的に実施する。]

23

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>平成15年に改正された電気通信事業法においては、消費者への適切な情報提供を図るため、電気通信事業者に対し、事業を休業する際の周知及び電気通信サービスに関する提供条件の説明義務等が定められたところであり、同法の規定の趣旨や内容を分かりやすくするため、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を平成16年に策定しているところである。</p> <p>これらを踏まえ、平成17年度は、法及びガイドラインが遵守されるよう、電気通信事業者に対し、指導等を行う他、ホームページ上で、ガイドラインを公表するとともに、「電気通信サービスQ&amp;A」を掲載・拡充する等の措置を実施している。</p> <p>また、電気通信消費者相談センターにおいて、電気通信サービスを利用する消費者から寄せられる疑問・相談等について適時適切に情報提供を行いながら対応している。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <p>サービスの内容・種類等が複雑かつ多岐にわたる電気通信サービスについて、消費者の疑問に適切・迅速に答えられるよう、ホームページ上のQ&amp;Aの内容を適時適切に見直すとともに、拡充を図っている。</p> <p>有効性</p> <p>電気通信消費者相談センターに寄せられた疑問・相談等を集約し、ホームページにQ&amp;Aとして掲載することで、多くの消費者が抱える疑問に対応できる体制を整えている。</p> <p>関係機関との連携</p> <p>消費者から寄せられる相談等について、国民生活センター及び消費生活センターと必要に応じ情報交換を行い、対応を行っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>消費者に分かりやすい情報提供を図る観点から、ホームページ等の内容を適時適切に更新していくとともに、電気通信サービスの内容に関する提供条件の説明が、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に沿って適切に実施されているか注視していく。</p>

【消費者契約に関する情報提供】

情報提供義務を定めている法令、ガイドライン等に基づき、消費者取引における情報提供の適正化を図る。[平成17年度以降継続的に実施する。]

23

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>特定商取引法においては、消費者への適切な情報提供という観点から、訪問販売等における書面の交付義務、不実告知等の禁止、通信販売等における表示義務等を定めている。平成17年度には、書面不交付、不実告知、虚偽表示等の特定商取引法違反行為に対し、国・都道府県合わせて76件の行政処分を実施した。</p>	<p>〔評価〕 進捗度 特定商取引法に基づき着実に法執行を実施している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 今後も引き続き特定商取引法の厳正な執行を実施する。</p>

【消費者契約に関する情報提供】

情報提供義務を定めている法令、ガイドライン等に基づき、消費者取引における情報提供の適正化を図る。[平成17年度以降継続的に実施する。]

23

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
警察庁	<p>平成16年の警備業法の改正では、契約の際における書面の交付義務に係る規定が整備されたところであるが、これが適切に行われるよう、質疑対応や会議の場における説明を行うほか、都道府県警察による警備業者への指導監督を推進した。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人全国警備業協会等における勉強会、意見交換会等</li> <li>・業界機関誌への改正警備業法に関する質疑集の掲載</li> <li>・都道府県警備業協会に対する説明会</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>改正警備業法において、警備業務の依頼者が契約内容について十分理解した上で契約することができるようにするため、警備業者に対して、契約の際に書面を交付することを義務付けたものであるが、説明会を開催するほか、質疑回答や会議の場における説明などにより、書面交付が適切に行われ、消費者取引における情報提供の適正化が図られている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>法解釈等の質疑に対する適切な対応を図る。</p> <p>書面交付の適切な実施のための指導等を意見交換会等の機会に行う。</p>

【執拗な勧誘】

消費者取引におけるルールを幅広く検討するなかで、不招請勧誘に対する規制のあり方についても検討を加える。

[平成19年までに一定の結論を得る。]

24

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今次消費者政策部会においては、「消費者契約法の施行状況の評価」が審議事項の一つとされている。</li><li>・ 国民生活審議会第3回消費者政策部会（平成18年3月28日）において、「消費者契約に関する紛争の実態及び法的な論点について」（消費者契約に関する苦情相談の実態調査研究会報告書）を報告した。</li></ul>	〔評価〕 消費者契約法施行後の状況に関し、分析・検討を開始したところ。  〔監視（今後の取組み）〕 国民生活審議会における分析・検討を着実に進める。

【執拗な勧誘】

執拗な勧誘等不当な勧誘を禁止している法令等に基づき、先物取引、特定商取引等の分野において勧誘の適正化を図る。

[平成 17 年度以降継続的に実施する。]

25

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁	<p>保険商品の販売・勧誘</p> <p>保険商品の販売勧誘のあり方について検討するため、17年4月1日、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」を設置し、以降、検討を重ねている。</p> <p>同チームにおいては、</p> <p>17年7月8日に「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」を公表し、保険商品の販売・勧誘時に説明すべき重要事項を「契約概要」、「注意喚起情報」として明確化する等の方策の必要性を打ち出した。これを受け、18年2月28日、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い、「契約概要」、「注意喚起情報」の記載事項の明確化等の措置を講じた。</p> <p>また、18年3月1日、「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」を公表し、顧客が自らのニーズに合致した保険商品を選択するための「意向確認書面」の作成等の方策の必要性を打ち出した。</p> <p>さらに、18年6月19日、「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」を公表し、ニーズに合致した商品選択に資する比較情報の提供が行われるような環境整備を図るための方策の必要性を打ち出した。</p> <p>金融先物取引業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴い、17年6月に「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」を策定・公表し、金融先物取引業者が顧客に対して勧誘等を行う際の留意点等について明確化を行った。</li> <li>・改正法施行後、寄せられた情報などに基づき実態把握を行い、不招請勧誘等の法令違反が認められた4業者に対して計4件の業務停止命令を発出した（18年3月末時点）。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険商品の販売勧誘について、今後監督指針の改正を行うことにより、一層の適正化が図られることが期待される。</li> <li>・金融先物取引の販売勧誘について、監督指針の公表による留意点の明確化や問題業者に対する処分等の監督対応が開始されたことにより、一層の適正化が図られることが期待される。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>保険商品の販売・勧誘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」に基づき、「意向確認書面」に記載すべき具体的な内容等について精査を行った上で、今後、監督指針の改正を行っていく予定。</li> <li>・「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」に基づき、比較情報提供の留意点等について精査を行った上で、今後、監督指針の改正を行っていく予定。</li> </ul> <p>金融先物取引業者</p> <p>「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」に基づき、引き続き、適切な監督を行っていく予定。</p>

**【執拗な勧誘】**

執拗な勧誘等不当な勧誘を禁止している法令等に基づき、先物取引、特定商取引等の分野において勧誘の適正化を図る。

[平成 17 年度以降継続的に実施する。]

25

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>商品先物取引については、勧誘規制を強化した改正商品取引所法が平成 17 年 5 月 1 日に施行されたところ、同改正法施行に併せ、強化した勧誘規制の内容を具体化した「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」を制定、実施し、商品取引員による違法行為の抑制を図るとともに、立入検査や行政処分等、同法の厳正な執行を行った。結果として、P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）の商品先物取引に係る苦情件数は大幅に減少した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）の商品先物取引に係る苦情件数（平成 18 年 3 月末時点での暫定集計値）を見ると、改正商品取引所法を施行した平成 17 年度において、大幅に減少（平成 16 年度 7,368 件 平成 17 年度 4,212 件）。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>今後も農林水産省及び経済産業省における緊密な連携の下、商品取引所法の厳正な執行を行っていく。</p>

【執拗な勧誘】

執拗な勧誘等不当な勧誘を禁止している法令等に基づき、先物取引、特定商取引等の分野において勧誘の適正化を図る。

[平成 17 年度以降継続的に実施する。]

25

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>商品先物取引については、勧誘規制を強化した改正商品取引所法が平成 17 年 5 月 1 日に施行されたところ、同改正法施行に併せ、強化した勧誘規制の内容を具体化した「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」を策定し、商品取引員による違法行為の抑制を図るとともに、立入検査や行政処分等、同法の厳正な執行を行った。結果として、P I O - N E T の商品先物取引に係る苦情件数は大幅に減少した（平成 16 年度 7,368 件 平成 17 年度 4,212 件）。</p> <p>特定商取引については、平成 17 年 8 月、悪質な住宅リフォーム訪問販売に対応して、消費者に冷静に検討する時間を与えずに次々と短期間に契約を結ばせるいわゆる次々販売が、訪問販売規制の適用除外となる「継続的取引関係にある顧客に対する訪問販売」に該当しないことを明確化する通達改正を実施。また同時に、例えば、「見積もりをしてほしいので来訪されたい」等、あたかも消費者の方から販売業者に対して、自宅に来訪して取引することを要請したかのように言わせた場合も、特定商取引法の規制が適用されることを明らかにした。</p> <p>さらに、実質的に廃業している者に屋号で契約をさせる、悪質な勧誘事例への対策として、平成 17 年 12 月、特定商取引法の通達改正を実施。例えば、一見屋号等による契約であっても、事業用というよりも主として個人用・家庭用に使用するためのものであった場合は、原則として特定商取引法が適用され、救済が受けられる場合があることを明確にした。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 P I O - N E T の商品先物取引に係る苦情件数（平成 18 年 3 月末時点での暫定集計値）を見ると、改正商品取引所法を施行した平成 17 年度において、大幅に減少（平成 16 年度 7,368 件 平成 17 年度 4,212 件）。</p> <p>迅速性 特定商取引に関しては、社会問題に対応し、法執行の強化に資するよう適時通達を改正し法解釈を明らかにするなど、迅速な対応を行っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>今後も農林水産省及び経済産業省における緊密な連携の下、商品取引所法の厳正な執行を行っていく。</p> <p>引き続き特定商取引法を厳正に執行していく。</p>

【消費者の特性に応じた勧誘】

消費者取引におけるルールを幅広く検討するなかで、適合性原則のあり方についても検討を加える。[平成19年までに一定の結論を得る。]

26

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今次消費者政策部会においては、「消費者契約法の施行状況の評価」が審議事項の一つとされている。</li> <li>・ 国民生活審議会第3回消費者政策部会（平成18年3月28日）において、「消費者契約に関する紛争の実態及び法的な論点について」（消費者契約に関する苦情相談の実態調査研究会報告書）を報告した。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>消費者契約法施行後の状況に関し、分析・検討を開始したところ。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>国民生活審議会における分析・検討を着実に進める。</p>

【消費者の特性に応じた勧誘】

適合性原則を定めている法令等に基づき、先物取引、金融、特定商取引等の分野において勧誘の適正化を図る。

[平成17年度以降継続的に実施する。]

27

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁	<p>保険商品の販売・勧誘</p> <p>保険商品の販売勧誘のあり方について検討するため、17年4月1日、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」を設置し、以降、検討を重ねている。</p> <p>同チームにおいては、</p> <p>17年7月8日に「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」を公表し、保険商品の販売・勧誘時に説明すべき重要事項を「契約概要」、「注意喚起情報」として明確化する等の方策の必要性を打ち出した。これを受け、18年2月28日、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正を行い、「契約概要」、「注意喚起情報」の記載事項の明確化等の措置を講じた。</p> <p>また、18年3月1日、「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」を公表し、顧客が自らのニーズに合致した保険商品を選択するための「意向確認書面」の作成等の方策の必要性を打ち出した。</p> <p>さらに、18年6月19日、「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」を公表し、ニーズに合致した商品選択に資する比較情報の提供が行われるような環境整備を図るための方策の必要性を打ち出した。</p> <p>金融先物取引業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴い、17年6月に「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」を策定・公表し、金融先物取引業者が顧客に対して勧誘等を行う際の留意点等について明確化を行った。</li> <li>改正法施行後、寄せられた情報などに基づき実態把握を行い、不招請勧誘等の法令違反が認められた4業者に対して計4件の業務停止命令を発出した（18年3月末時点）。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険商品の販売勧誘について、今後監督指針の改正を行うことにより、一層の適正化が図られることが期待される。</li> <li>金融先物取引の販売勧誘について、監督指針の公表による留意点の明確化や問題業者に対する処分等の監督対応が開始されたことにより、一層の適正化が図られることが期待される。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>保険商品の販売・勧誘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」に基づき、「意向確認書面」に記載すべき具体的な内容等について精査を行った上で、今後、監督指針の改正を行っていく予定。</li> <li>「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」に基づき、比較情報提供の留意点等について精査を行った上で、今後、監督指針の改正を行っていく予定。</li> </ul> <p>金融先物取引業者</p> <p>「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」に基づき、引き続き、適切な監督を行っていく予定。</p>

【消費者の特性に応じた勧誘】

適合性原則を定めている法令等に基づき、先物取引、金融、特定商取引等の分野において勧誘の適正化を図る。

[平成17年度以降継続的に実施する。]

27

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>商品先物取引については、適合性原則を法定化した改正商品取引所法が平成17年5月1日に施行されたところ、同改正法施行に併せ、適合性原則の内容を具体化した「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」を制定、実施し、商品取引員による違法行為の抑制を図るとともに、立入検査や行政処分等、同法の厳正な執行を行った。結果として、P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）の商品先物取引に係る苦情件数は大幅に減少した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）の商品先物取引に係る苦情件数（平成18年3月末時点での暫定集計値）を見ると、改正商品取引所法を施行した平成17年度において、大幅に減少（平成16年度7,368件 平成17年度 4,212件）。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>今後も農林水産省及び経済産業省における緊密な連携の下、商品取引所法の厳正な執行を行っていく。</p>

【消費者の特性に応じた勧誘】

適合性原則を定めている法令等に基づき、先物取引、金融、特定商取引等の分野において勧誘の適正化を図る。

[平成17年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>商品先物取引については、適合性原則を法定化した改正商品取引所法が平成17年5月1日に施行されたところ、同改正法施行に併せ、適合性原則の内容を具体化した「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」を策定し、商品取引員による違法行為の抑制を図るとともに、立入検査や行政処分等、同法の厳正な執行を行った。結果として、P I O - N E Tの商品先物取引に係る苦情件数は大幅に減少した（平成16年度7,368件 平成17年度 4,212件）。</p> <p>特定商取引法においては、「老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問販売等に係る契約を締結させる」こと、及び「顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行う」ことを訪問販売等の禁止行為としている。平成17年8月には、悪質な住宅リフォーム訪問販売の社会問題化等へ対応し、都道府県等の関係機関による法執行の強化に資するよう、適合性原則違反例の追加等、法解釈を明確化する通達改正を行った。</p> <p>平成17年度には、判断力不足に乗じた契約締結あるいは適合性原則違反を理由として、特定商取引法に基づく行政処分を国・都道府県合わせて11件（指示：9件、業務停止命令：2件）実施している。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 P I O - N E Tの商品先物取引に係る苦情件数(平成18年3月末時点での暫定集計値)を見ると、改正商品取引所法を施行した平成17年度において、大幅に減少(平成16年度7,368件 平成17年度 4,212件)。</p> <p>進捗度 特定商取引法に基づき着実に法執行を実施している。</p> <p>迅速性 特定商取引に関しては、問題に対応し、法執行の強化や民事ルールの活用に資するよう、適時に通達を改正して法解釈を明らかにするなど、迅速な対応を行っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 今後も農林水産省及び経済産業省における緊密な連携の下、商品取引所法の厳正な執行を行っていく。</p> <p>引き続き特定商取引法を厳正に執行していく。</p>

【消費者契約法の見直し】

消費者契約法施行後の状況について分析・検討するとともに、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則等について、幅広く検討する。[平成19年までに一定の結論を得る。]

28

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今次消費者政策部会においては、「消費者契約法の施行状況の評価」が審議事項の一つとされている。</li> <li>・ 国民生活審議会第3回消費者政策部会（平成18年3月28日）において、「消費者契約に関する紛争の実態及び法的な論点について」（消費者契約に関する苦情相談の実態調査研究会報告書）を報告した。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>消費者契約法施行後の状況に関し、分析・検討を開始したところ。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>国民生活審議会における分析・検討を着実に進める。</p>

【特定商取引法の厳正な運用】

特定商取引法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。[平成17年度以降継続的に実施する。法運用の結果については毎年公表する。]

29

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省 関係省庁</p>	<p>経済産業省及び都道府県は、悪質な訪問販売等により消費者被害をもたらす事業者に対し、特定商取引法に基づく行政処分を行い、平成17年度においては、経済産業省と都道府県の合計で80件の行政処分（指示：55件 業務停止命令：25件）を行った。</p> <p>また、経済産業省及び都道府県が行った行政処分の結果について、経済産業省のホームページにて公表を行っている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、悪質な事業者による消費者トラブルが大きな社会問題となった住宅リフォーム問題に関して、経済産業省及び都道府県は特定商取引法に基づく行政処分を行う等迅速に対応。</li> <li>・経済産業省及び都道府県が行政処分を行う度に、経済産業省のホームページにて処分内容等を掲載。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省の積極的な取り組みや昨今の悪質住宅リフォーム等の社会問題を契機として地方レベルにおいても同様の取り組みが進展（平成17年度における都道府県の行政処分は45件）</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>法執行については、引き続き協力を推進していく。</p> <p>指定商品・指定役務制の廃止の可能性について検討する。[平成19年度までに一定の結論を得る。]</p> <p>通信販売及び電話勧誘販売に関して都道府県知事が処理することができる事務の範囲等について検討する。[平成18年度までに一定の結論を得る。]</p>

**【金融・投資サービスにおける投資家保護】**

投資サービスにおける投資家保護のあり方について、投資サービスの範囲・定義、業規制の横断化・柔軟化、市場監視機能・体制の強化、集団投資スキーム・資産運用を巡る法制の再整理、を論点として検討を進めていく。[平成 17 年度に一定の結論を得る。]

30

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融庁</p>	<p>●いわゆる投資サービス法については、平成 16 年 9 月以来、金融審議会第一部会において検討を行い、「中間整理」（平成 17 年 7 月 7 日金融審議会第一部会）において、五つの論点（①投資サービスの対象範囲、②規制内容、③集団投資スキーム（ファンド）、④市場のあり方について、⑤ルールの実効性の確保（エンフォースメント））を柱とした基本的な考え方を取りまとめた。</p> <p>●平成 17 年 10 月 5 日に金融審議会第一部会が再開されて以降、9 回にわたっていわゆる投資サービス法の対象範囲、投資商品の性格に応じたディスクロージャーのあり方、業規制、プロ/アマの区分、民事責任規定、自主規制機関等について検討を行い、平成 17 年 12 月 22 日に金融審議会金融分科会第一部会報告（「投資サービス法（仮称）に向けて」）を取りまとめた。同報告書では、株券や債券といった伝統的な有価証券のみならず、次々と出現する新たな金融商品を含む、幅広い金融・投資サービスについての包括的・横断的枠組みを整備する、いわゆる投資サービス法につき早期の法制化を行うことが適当とされたところ。</p> <p>●当該報告書を踏まえ、金融庁において法案化作業を行い、今通常国会への提出法案として、「証券取引法等の一部を改正する法律案」と「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（平成 18 年 3 月 10 日閣議決定）を国会に提出した。</p>	<p><b>【評価】</b></p> <p>●有効性</p> <p>提出法案により、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応するため、横断的な法制を整備して利用者保護ルールの徹底を図るとともに、利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けた公正かつ円滑な価格形成を軸とする市場機能の確保、金融・資本市場の国際化への対応が実現することが期待される。</p> <p>具体的には、規制の対象となる商品である「有価証券」に包括的な定義である「集団投資スキーム（ファンド）」を追加するとともに、有価証券や金利・通貨等を中心に幅広い原資産・指標を対象とするデリバティブ取引を対象とする等、商品・取引に関する法制の横断化を図っている。また、現行の各業法に基づく業、具体的には、証券取引法及び外国証券業者法に基づく証券業、投資信託・投資法人法に基づく投資信託委託業・投資法人資産運用業、証券投資顧問業法に基づく投資顧問業及び投資一任業務、金融先物取引法に基づく金融先物取引業、信託業法に基づく信託受益権販売業、抵当証券業法に基づく抵当証券業、商品ファンド法に基づく商品投資販売業を、金融商品取引業に統合することにより、業務に関する法制を横断化している。さらに、銀行業、保険業、信託業その他、金融商品取引業に統合されず、別の法律で規制されている業についても、金融商品取引法上の行為規制（販売・勧誘ルール）が準用され、または同等の規制が規定されることにより、行為規制の横断化が図られている。こうした横断的な法制の整備により、利用者保護ルールが徹底されたと考えられる。</p> <p>このように横断化された金融商品取引法において適合性原則に関する規定を設け、幅広い商品に適用されることとなることとともに、現行証券取引法上の適合性原則における考慮要素である「顧客の知識、経験、財産の状況」に加え、「契約締結の目的」を新たに考慮要素に追加している。また、併せて行われた金融商品販売法の改正において、業者が説明義務を尽くしたかどうかの解釈基準として適合性原則の考え方を取り込み、説明は、顧客の知識、経験、財産の状況および契約締結の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならないとしている。さらに、現行では金融先物取引法にのみ設けられている不招請勧誘の禁止についても、金融商品取引法に</p>

		<p>おける規定として盛り込み、適合性原則の遵守をおよそ期待できないような金融商品・サービスについて、機動的にこの不招請勧誘の禁止規定の対象とすることが可能となるよう一般的な枠組みを設けている。このように、金融商品取引法の制定等に伴う適合性原則や不招請勧誘の禁止といった個別の規制についての整備も、利用者保護ルールの徹底に資すると考えられる。</p> <p>また、金融商品取引法の制定により自主規制機関に関する法制も横断化され、現行の各業法毎に法律上の機能に差異のあった自主規制機関について、苦情解決・あっせん業務も含む機能の同等性を確保している。さらに、自主規制機関以外の民間団体が自主的に行う苦情処理・あっせん業務を行政が認定して、その業務の信頼性を高める枠組みとして、「認定投資者保護団体」に関する制度が整備されている。こうした苦情処理・あっせん業務に関する制度整備も、利用者保護ルールの徹底に資すると考えられる。</p> <p><b>〔監視（今後の取組み）〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金融商品取引法」が公布の日（平成 18 年 6 月 14 日）から起算して 1 年 6 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることから、政令、内閣府令等の整備や制度の周知徹底など、同法の円滑な施行に向けて準備を進める。[平成 18 年度]</li> </ul> <p style="text-align: right;">＜金融庁＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「商品取引所法」を厳正に運用し、同法の施行状況を注視する。</li> </ul> <p>また、「金融商品取引法」について、同法の利用者保護ルールの徹底を図りつつ、金融商品全般を対象とする、より包括的な規制の枠組みについては、同法の実施状況等も踏まえ、引き続き検討する。[金融商品取引法の施行後以降継続的に検討する。]</p> <p style="text-align: right;">＜金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省＞</p>
--	--	---

【消費者信用の適正化】

消費者信用分野における諸問題については、各業態等における取引実態などを踏まえ、平成16年1月施行の新貸金業規制法附則等を踏まえた貸金業制度の将来的なあり方を含め、消費者信用全体の観点から検討する。[平成17年度以降継続的に検討する。]

31

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融庁 経済産業省 関係省庁</p>	<p>（金融庁） 平成17年3月30日に立ち上げられた「貸金業制度等に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）において、貸金業制度等の在り方等について検討が行われている。</p> <p>（経済産業省） クレジット取引を巡る諸問題への対応のあり方について取引実態などを踏まえた検討を行うため、平成17年11月に産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会を設置し検討を行ってきた。 そのうち、クレジットカード情報漏えい・不正利用対策、個人信用情報機関の利用と情報保護に係る環境整備については、平成18年3月にとりまとめを行い、その他のクレジット取引を巡る諸問題については、平成18年6月の小委員会において、課題と論点を整理した。</p>	<p>〔評価〕 （金融庁） 平成18年4月21日の懇談会において、これまでの議論の内容や方向性について、座長として、中間的に整理しまとめた「懇談会におけるこれまでの議論（座長としての中間整理）」（以下、「中間整理」という。）がとりまとめられ、同日公表されたところ。</p> <p>（経済産業省） 平成18年3月に「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会」での検討課題のうち以下の課題についてはとりまとめを行い、求められる対応策を示したところ。 クレジットカード情報漏えい・不正利用対策 個人信用情報機関の利用と情報保護に係る環境整備 また、これに加えて、同審議会において、クレジット取引を巡るその他の諸制度について検討しているところ。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 （金融庁・法務省） 貸金業制度等に関し、金利規制の在り方、過剰貸付けの防止、契約・取立てにかかる行為規制、参入規制・監督手法、金融経済教育とカウンセリング等について検討を進める。[平成18年度]</p> <p>（経済産業省） 産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会の検討を踏まえ、以下の取組みを行う。 ・クレジットカード情報の取扱いが適切に行われるための安全管理措置が講じられるよう個人情報保護法のガイドラインの見直しを含め検討する。 ・クレジット取引に関し、過剰与信の防止、個人信用情報機関の適切な活用等を検討する。[平成18年度以降継続的に検討する。] ・悪質な勧誘販売行為にクレジットが利用されることのないよう、与信事業に関して対応を検討するとともに、クレジット取引関連事業者の責務と役割、割賦販売法の適用対象範囲、指定商品・指定役務制の是非について検討する。[平成18年度以降継続的に検討する。]</p>

		(金融庁・経済産業省・関係省庁) 消費者信用分野の諸問題について、引き続き、消費者信用全体の観点から検討する。
--	--	--

【消費者団体訴訟制度の導入】

一定の消費者団体が、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対し、差止めを求める訴えを提起することを認める制度の導入に向けて、消費者契約法を基本として検討する。[平成18年通常国会に関連法案を提出する。]

32

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>平成18年3月3日に、消費者団体訴訟制度を導入するための「消費者契約法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、平成18年通常国会に提出。同法律案は、5月31日に成立し、6月7日に公布された。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>消費者契約法に規定される不当な勧誘行為や不当な契約条項の使用が不特定多数の消費者に広がるおそれがある場合には差止対象となり、消費者被害の未然防止・拡大防止が期待される。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>改正法は、平成19年6月7日から施行される。内閣府としては、政令・府令・審査基準等の整備を進めるとともに、制度を分かりやすく説明した資料の作成や説明会の開催等制度全般の周知・広報に努めるなど、制度の円滑な導入に向けて施行準備を進める。[平成18年度]</p>

【消費者団体訴訟制度の導入】		
独占禁止法及び景品表示法における団体訴権の導入について検討する。[平成19年までに一定の結論を得る。]		
担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
公正取引委員会	<p>独占禁止法及び景品表示法における団体訴訟制度の導入について論点を整理，検討するために以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者契約法への消費者団体訴訟制度導入のための法改正の状況を注視</li> <li>・ 団体訴訟制度について知見のある法学者からの意見聴取</li> <li>・ 海外における団体訴訟制度の概要及びその運用状況の調査（独，英，仏）</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>消費者契約法改正における検討状況の注視及び法学者からの意見聴取等により，独占禁止法及び景品表示法への団体訴訟制度の導入における具体的な検討課題が明らかとなった。</p> <p>〔監視〕</p> <p>団体訴訟制度の導入について，消費者契約法及び諸外国の事例を参考にするとともに，引き続き所要の検討を行う。[平成19年までに一定の結論を得る。]</p>

【架空請求・不当請求トラブルへの対応】

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づいて、口座売買の取締りを強力に推進する。  
[平成17年度に実施する。]

34

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）																								
警察庁	<p>平成 17 年中に、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づき、インターネット上で預貯金通帳等を譲り渡すよう誘引していた被疑者を検挙するなど、42 事件 71 人に対して同法を適用した。</p> <p>平成 17 年中の月毎の検挙事件数の推移</p> <table border="1" data-bbox="409 592 1214 687"> <thead> <tr> <th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2件</td><td>4件</td><td>1件</td><td>0件</td><td>3件</td><td>7件</td><td>2件</td><td>5件</td><td>5件</td><td>6件</td><td>3件</td><td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、警察では、振り込め詐欺等に用いられている口座について、他人名義や架空名義等で不正に開設する行為や、その売買行為について、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」のほか、詐欺罪又は盗品等有償譲受け罪を適用しており、平成 17 年中には 1,370 件、1,027 人を検挙している。</p>	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2件	4件	1件	0件	3件	7件	2件	5件	5件	6件	3件	4件	<p>〔評価〕</p> <p>「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」を積極的に活用し、口座売買の取締りを推進したことにより口座の不正売買の防止に寄与した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>・警察庁では、振り込め詐欺対策に関し、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」を含め、関係法令を駆使して適切に対処するよう都道府県警察を指導しており、今後とも、その指導教養に努めるとともに、関係機関との情報交換等必要な連携を図りたいと考えている。</p> <p>・「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づいて、口座売買の取締りを強力に推進する。 [平成 18 年度]</p>
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月															
2件	4件	1件	0件	3件	7件	2件	5件	5件	6件	3件	4件															

【架空請求・不当請求トラブルへの対応】

預金口座の不正利用に係る消費者からの情報等を金融機関等に提供する。[平成17年度に実施する。]

35

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁	<p>15年9月より、預金口座の不正利用問題に関し、金融庁及び財務局等において預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を実施しており、平成18年3月末までに11,776件の情報提供を行い、金融機関において6,209件の預金口座利用停止、4,524件の預金口座強制解約が行われている。</p> <p>広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、金融庁及び財務局等において金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数を四半期毎に取りまとめ公表しており、18年4月28日に17年度第4四半期（18年1月から3月末）の公表を行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>18年1月から3月末までに金融機関に対し情報提供を行った件数は686件となっており、16年1月から3月末までの情報提供件数2,171件をピークに情報提供件数は漸減傾向にある。</li> </ul> <p>この要因の一つとして、各金融機関における問題意識が高まり、本人確認事務の徹底、不正利用口座の早期処理が進んでいるものと考えられる。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>当該預金口座の不正利用に関する情報については、警察当局にも情報提供を行っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、預金口座の不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該提供件数について四半期毎にとりまとめ公表する。</p> <p>[平成18年度]</p> <p>また、振り込め詐欺等に活用され、金融機関により凍結された口座に資金が滞留しているとの指摘については、その実態を把握し、被害者に返還されるためのあり方について検討を進める。[平成19年末を目途に一定の結論を得る。]</p>

【架空請求・不当請求トラブルへの対応】

携帯電話事業者におけるプリペイド式携帯電話の契約者に対する本人確認の徹底措置を注視する。[平成17年度に実施する。]

36

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>平成15年頃からプリペイド式携帯電話が「オレオレ詐欺」等の振り込み詐欺等の犯罪に利用される状況が見られたことを踏まえ、以下のとおり対策を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省は、プリペイド式携帯電話の犯罪利用の防止に関し、携帯電話事業者とともに平成16年5月以降、警察庁、法務省とも連携しつつ検討を進め、平成16年11月30日、携帯電話事業者における自主的措置として、以下のような対策が講じられることとなった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全てのプリペイド式携帯電話（過去に販売したものと譲渡・転売等されたものを含む。）について、平成17年4月を目途に、契約者情報の届出義務を課し、携帯電話事業者が全ての契約者を確認・登録する制度に変更する。</li> <li>・ 制度変更後、契約者情報の届出がないこと等により契約者の確認が出来ない場合には利用停止措置を行う。</li> <li>・ 制度変更までの措置として、平成16年中にも、携帯電話事業者は必要に応じて契約者情報の届出を求め、一定期間内に届出が無い場合には利用停止を開始する。</li> </ul> </li> </ul> <p>対策の実施状況については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話事業者において、平成16年12月から、架空請求に利用されたとして自治体から連絡のあったプリペイド式携帯電話番号について、契約者情報の届出を義務付け、一定期間内に届出がなかった電話番号についての利用停止措置を講じることとし、平成18年3月31日までに、約70回線について利用停止措置を行った。</li> <li>・ 平成17年4月から、携帯電話事業者は譲渡・転売等されたものを含む全てのプリペイド式携帯電話について、契約者情報を確認・登録し、一定期間内に確認がなされなかったものについては利用停止措置を講じることとした。その結果、平成18年3月31日までに、稼動している全てのプリペイド式携帯電話についての本人確認を完了するとともに、契約者情報を確認できず名義不明のままであった約30万回線について利用停止措置を講じた。</li> <li>・ なお、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号。以下「法」という。）が平成17年4月15日に公布されたことを受け、携帯電話事業者及び主要代理店等に対し法の内容の説明を行う等、法の施行準備に努めた。</li> <li>・ 総務省は警察庁と協力して法の内容を解説するパンフレットを作成し、地方自治体、消費生活センター、携帯電話事業者等に計40万部を配布した。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振り込み詐欺等が社会問題化したことを受け、携帯電話事業者、警察庁及び法務省と連携し、プリペイド式携帯電話の犯罪利用の防止に関する対策を迅速に決定。</li> <li>・ 同決定に基づき、携帯電話事業者は、プリペイド式携帯電話について、契約者情報の確認及び確認できない場合の利用停止措置を積極的に推進した。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話事業者は、平成17年4月から平成18年3月までの間に、名義不明のプリペイド式携帯電話約30万回線について、自主的に利用停止措置を講じた。</li> <li>・ 振り込み詐欺の被害総額は、平成16年度の約283億円から、平成17年度の約252億円へと減少。特に「オレオレ詐欺」については、平成16年度の約191億円から平成17年度の約128億円へと大幅に減少。</li> <li>・ 振り込み詐欺の認知件数は、平成16年度の約2万6000件から、平成17年度の約2万2000件へと減少。特に「オレオレ詐欺」については、平成16年度の約1万5000件から平成17年度の約7000件へと大幅に減少。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察庁と協力してパンフレットを作成するほか、定期的な意見交換を行う等密接な連携を図っている。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」の適切な運用が図られるよう、事業者からの相談対応等の必要な措置を講ずる。[平成18年度]</p> <p>また、転送電話サービスを営む者は電気通信事業法上の電気通信事業者に該当するところ、ホームページ等で「身分証不要」と広告する転送電話サービス業者の多くが無届けでサービスを行っている実態を踏まえ、総務省では、本年4月から、総務省ホームページや消費者団体等を通じ、届出を促す周知を進めるとともに、当該業者に対する警告文書の郵送を開始している。</p>

【架空請求・不当請求トラブルへの対応】

架空請求等に関する対策について関係省庁等担当課長会議においてフォローアップを行うとともに、必要に応じて、消費者政策会議関係委員会議を開催する。[平成17年度に実施する。]

37

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 警察庁 金融庁 総務省 法務省 経済産業省 国民生活センター</p>	<p>消費者から各地の消費生活センターに対し、架空請求・不当請求に関する苦情相談が著しく増加し、大きな社会問題となったことを踏まえて、平成16年9月に開催した消費者政策会議において対応策を決定し、その後、随時、関係省庁等担当課長会議を開催し、対応策のフォローアップを行っている。</p> <p>会議の開催状況 [平成16年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月4日 関係省庁等担当課長会議(対応策の検討等)</li> <li>・9月10日 消費者政策会議(「架空請求・不当請求に関する消費者トラブルの対応策について」を決定)</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)携帯電話の犯罪利用の防止</li> <li>(2)預金口座の不正利用の防止</li> <li>(3)警察当局による取締り</li> <li>(4)広報・啓発</li> </ul> <p>・11月30日 関係省庁等担当課長会議(対応策のフォローアップ及び新たな対策を決定)</p> <p>[新たな対策の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)新たな手口への対応 新しいタイプの架空請求・不当請求(裁判所書記官が発する支払督促や裁判所で行われる少額訴訟といった制度を仮装し、又は悪用する手口)について、内閣府、法務省、国民生活センターは、「裁判手続を悪用した架空請求にご注意を!」と呼びかけるリーフレットを50万部作成し、都道府県、政令指定都市、消費生活センター、携帯ショップ等に配布</li> <li>(2)中学生・高校生に対する広報・啓発 架空請求等の被害が中学生・高校生にも見られることから、内閣府、文部科学省、警察庁、金融庁、総務省、法務省、国民生活センターは、「だまされないで、携帯電話のうその請求」を呼びかける中学生・高校生向けのポスターを7万部作成し、全国の中学校、高等学校等に配布</li> </ul> <p>・3月2日 関係省庁等担当課長会議(対応策のフォローアップ)</p>	<p>[評価]</p> <p>進捗度 平成17年度、関係省庁等担当課長会議を2回開催し、平成16年に消費者政策会議において決定された対応策のフォローアップ等を行った。</p> <p>有効性 PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)の苦情相談件数を月別でみると、平成16年7月をピーク(約8万3千件)に減少傾向(平成18年2月時点で約1万5千件)をみせている(平成18年3月30日入力済分)。</p> <p>迅速性・機動性 新たな手口の架空請求・不当請求に対して、機動的に会議を開催し、対策を決定・推進。</p> <p>関係省庁間の連携 ・架空請求相談件数の動向、預金口座の不正利用に係る情報提供件数、(架空請求詐欺事件を含めた)振り込め詐欺(恐喝)の認知・検挙状況について情報を共有。 ・中学生・高校生に対する広報・啓発のため、文部科学省が会議に参加するとともに、迷惑メールを通じた不当請求に対応するため、会議の構成員として、平成17年5月から経済産業省が参加。</p> <p>[監視（今後の取組み）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応策を引き続き強力に推進</li> <li>・今後、苦情相談件数が大幅に増加した場合等には、関係省庁等担当課長会議等を機動的に開催。</li> <li>・地上デジタル放送への移行に便乗した悪質商法に対しては、今後も引き続き次のような取組を推進 地上放送のデジタル化については、視聴者の方々にスケジュールや受信方法を正しくご理解いただけるよう、放送事業</li> </ul>

[平成 17 年度]

・5 月 16 日 関係省庁等担当課長会議(対応策のフォローアップ及び新たな対策を決定)

[新たな対策の内容]

いわゆる「ワン・クリックによる架空請求・不当請求」への対応

迷惑メールなどを通じて、消費者の明確な契約同意を得ないまま有料サイト情報を請求する「ワン・クリック架空請求・不当請求」が増加していることを踏まえ、新たな対策として、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、経済産業省、国民生活センターは、「ワン・クリックによる架空請求・不当請求」について、「連絡しない、支払わない、アクセスしない、不安にならない」を呼びかけるポスターを9万部作成し、都道府県、政令指定都市、消費生活センター、ゲームセンター、カラオケボックス、全国の大学、短大等に配布

・12 月 19 日 関係省庁等担当課長会議(対応策のフォローアップ及び新たな手口の報告)

[新たな手口の報告]

地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した架空請求・不当請求

国民生活センターより、地上アナログテレビ放送から地上デジタルテレビ放送への移行に便乗して、国や地方自治体の関係機関の名をかたって切り替え工事代金を名目とした架空請求書が届いた事例報告あり。これについて、総務省において、ホームページや事案発生地域を管轄する総合通信局を通じて注意喚起を行うとともに、警察、金融機関、消費生活センター等への情報提供を実施

国民生活センターや各地の消費生活センターには、「未納の料金について、契約会社や運営会社から民事訴訟として訴状の提出がされた。裁判の取り下げ等の相談を受けるので、連絡をするように」という内容の架空請求の相談が寄せられている。そのため、この件について、国民生活センターでは、ホームページを通じて注意喚起を実施

対策の進捗概況は以下のとおり

(1) 携帯電話の犯罪利用の防止

携帯電話事業者において、平成 16 年 12 月から、架空請求に利用されたとして自治体から連絡のあったプリペイド式携帯電話番号について、契約者情報の届出を義務付け、一定期間内に届出がなかった電話番号についての利用停止措置を講じることとし、平成 18 年 3 月 31 日までに、約 70 回線について利用停止措置を行った。

平成 17 年 4 月から、携帯電話事業者は譲渡・転売等されたものを含む全てのプリペイド式携帯電話について、契約者情報を確認・登録し、一定期間内に確認がなされなかったものについては利用停止措置を講じることとした。その結果、平成 18 年 3 月 31 日までに、稼動している全てのプリペイド式携帯電話についての本人確認を完了するとともに、契約者情報を確認できず名義不明のままであった約 30 万回線について利用停止措置を講じた。

なお、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務

者、メーカー、販売店、地方公共団体等と連携し、パンフレット等の配布、地上デジタル放送受信相談センターにおける受信相談、アナログ受信機等へのアナログ停波告知シールの貼付、広報誌・自治体行事等を活用した周知広報活動などを、一層強力に推進する。

アナログ周波数変更対策の実施地域においては、関係の地方公共団体等に、広報誌等による周知広報への協力を要請するほか、警察本部、所轄警察署に対して情報提供などを行う。また、対策対象地域の住民に配布する周知文書等において、悪質商法等への注意を呼びかける。

の不正な利用の防止に関する法律」(平成 17 年法律第 31 号。以下「法」という。)が平成 17 年 4 月 15 日に公布されたことを受け、携帯電話事業者及び主要代理店等に対し法の内容の説明を行う等、法の施行準備に努めた。

総務省は警察庁と協力して法の内容を解説するパンフレットを作成し、地方自治体、消費生活センター、携帯電話事業者等に計 40 万部を配布した。(総務省)

(2) 預金口座の不正利用の防止

金融庁から金融機関及び警察当局に対し、これまで 11,090 件の情報提供を行い、金融機関において 6,004 件の預金口座利用停止、4,146 件の預金口座強制解約が行われている。(金融庁)

(3) 警察当局による取締り

平成 17 年中における、架空請求詐欺の認知件数 4,826 件(前年比 - 275 件)、検挙件数 821 件(前年比 + 527 件)、検挙人員 285 件(前年比 + 78 人)、被害総額約 56 億円(前年比 + 約 2 億円)(警察庁)

(4) 広報・啓発

被害にあいやすい若年層を主な対象として、架空請求に関する注意喚起を行う啓発パンフレット・ビデオの配布、街頭ビジョンの放映を実施。

啓発資料配付・貸出実績

[平成16年度]

啓発パンフレット……140万部

ビデオ……3,000本

街頭ビジョン……全国11か所にて放映

[平成17年度]

啓発パンフレット……100万部

(経済産業省)

(5) その他

・迷惑メールを通じた不当請求に対する行政処分

総務省と協力して、違法な迷惑メールに関する情報を迷惑メールの送信等に利用されたインターネット接続サービス事業者に通知し、利用停止等の措置を促進する「迷惑メール追放支援プロジェクト」を平成 17 年 2 月から実施。(平成 17 年度における通報件数は 27,585 件)

改善の見られない業者に対しては、報告徴収、立入検査を行い厳正に対処しており、平成 17 年度においては、業務停止命令 3 件、指示 1 件の合計 4 件の行政処分を実施。(経済産業省)

・地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した架空請求への対応

地上デジタルテレビ放送用のチャンネルを確保するためのアナログ周波数変更対策の実施に当たっては、不当請求をはじめ悪質商法等の被害の防止のため、総務省から警察庁へ定期的に対策開始地域や悪質商法等の事例の情報提供を行っている。また、総合通信局からは、地方公共団体等関係機関に広報等による住民への周知協

力を要請、対策実施機関である(社)電波産業会からは、対策開始の3ヶ月前及び1ヶ月前に対策対象地域に配布する周知文書等において、悪質商法等への注意を呼びかけている。

また、地上デジタルテレビ放送の移行に関し、実際に悪質商法等の事案が発生した際には、総務省及び(社)地上デジタル放送推進協会、(社)電波産業会、総合通信局等で連携を取り、事案発生地域の地方公共団体、警察、金融機関、消費生活センター等へ情報提供し、被害の防止に努めている。(総務省)

【偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済】

金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組み状況をフォローアップするとともに、犯罪防止策、犯罪発生後の対応のあり方、預金者への補償のあり方について、金融機関に対し要請を行う等、必要な措置を講ずる。[平成17年度に実施する。]

38

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融庁 警察庁</p>	<p>1 スタディグループ最終報告書の公表 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループにおいて、偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策・被害拡大の抑止策を中心とした最終報告書を公表した。</p> <p>2 法律施行 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律が公布、施行。（公布 平成17年8月10日、施行 平成18年2月10日）</p> <p>3 全国銀行協会の対応 前記法律を踏まえ、「カード規定試案」を一部改正。あわせて、「偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ」を行った。各金融機関はこれに従い、順次被害補償を開始。</p> <p>4 注意喚起（国民、関係省庁宛） 金融庁、警察庁の連名により、金融機関の緊急連絡先等を含めた「キャッシュカードの管理等に関する注意喚起」をホームページ上に掲載するとともに、関係省庁への広報依頼も実施した。</p> <p>5 金融機関に対する要請等 金融庁は、アンケートを実施し、金融機関の対策をフォローアップ。補償については、金融機関に対し真摯な対応をとるよう累次の要請を実施。他方、警察庁は防犯基準を改定。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 取組み状況のフォローアップについては、対応済み（今後、更なる高度化を図る）。 金融機関への要請についても、対応済み（今後とも引き続き注視する）。</p> <p>有効性 左記措置等を踏まえ、金融機関では、認証技術の向上（ICカード・生体認証の導入）情報漏洩防止（類推安易な暗証番号等の変更誘導等）異常取引検知システムの導入、その他（ATMコーナーの防犯ビデオカメラ、ジャーナルの保存期間の引き上げ、カード紛失時の出金停止対応窓口を24時間対応、被害者への対応マニュアル制定、被害補償に係る専門窓口設置等）取組みがなされ、改善が見られる。</p> <p>関係省庁間の連携 平成17年12月から警察庁、金融庁ほか関係省庁、金融機関関係者による金融機関防犯連絡協議会を設置し金融機関の防犯対策全般について情報交換及び協議を行っている。また、警察庁取りまとめの犯罪発生状況、金融庁取りまとめの実態調査等を踏まえ被害防止への取組みの協議を継続。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 引き続き、被害防止へ向けた、キャッシュカード利用者へのカード管理上の注意喚起を実施するとともに、各種被害手口に対応した金融機関における防止策を促進。</p> <p>18年3月に金融庁に設置された「情報セキュリティに関する検討会」において、犯罪手口や想定されるリスクに対する対策について、有効性を検証。ATMのセキュリティ強化のための検討を引き続き行い、平成18年度に一定の結論を得る。</p>

【外国為替証拠金取引の適正化】

勧誘ルールや監督体制の措置された金融先物取引法を厳正に運用する。[平成 17 年度に実施する。]

39

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融庁</p>	<p>監督官庁や規制法がなく一部の悪質業者による強引な営業が社会問題化していた外国為替証拠金取引について、平成 17 年 7 月に施行した改正金融先物取引法において新たに規制対象とした。改正法においては、登録制や最低資本金、自己資本規制比率などの財務規制が導入され、顧客資産の区分管理の義務化や不招請勧誘の禁止などの投資家保護のための規定が設けられた。</p> <p>改正法の施行にあたり、勧誘ルールや監督体制を整備するため、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係政府令、監督指針を策定</li> <li>・ 金融庁、各財務局及び証券取引等監視委員会に所要の人員を配置</li> <li>・ 業者向けの法律説明会を 3ヶ所で実施し、約 350 社が参加</li> </ul> <p>進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融サービス利用者相談室や各財務局を中心として、一般から広く情報を収集。</li> <li>・ 改正法施行後の経過措置期間（平成 17 年 7 月 1 日より 6ヶ月間）に、寄せられた情報などに基づき実態把握を行い、問題が認められた 54 業者に対し計 58 件の業務停止命令を発出（平成 18 年 3 月末現在、以下同じ）</li> <li>・ 証券取引等監視委員会は、12 業者に対し立ち入り検査を実施（うち、6 業者について、行政処分を勧告）</li> <li>・ 一方で、登録基準を満たした 164 業者について順次登録を行い、業者名を公表。</li> <li>・ ホームページ（平成 17 年 6 月以降、随時更新）や政府広報を通じ、取引の注意点などについて、投資家に対する注意喚起を実施。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令に基づき監督検査権限を行使し、問題業者に対する処分を行った。</li> <li>・ 銀行や証券会社などから新規参入が相次ぎ、投資家の選択肢が拡大した。</li> <li>・ 金融サービス利用者相談室には、外国為替証拠金取引について、平成 17 年 7 月～9 月期は 497 件、10 月～12 月期は 950 件の相談等が寄せられたが、問題業者の排除が進んだことから、平成 18 年 1 月～3 月期は大幅に減少した。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無登録業者に対しては、各財務局が調査し警告を発した上で都道府県警察に対して情報を提供。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、情報収集などを通じ、投資家保護上必要な行政対応を実施していく。</p>

【共済事業の適正化】

根拠法のない共済について、契約者保護の観点から、法的規制を導入する。[平成 17 年度に実施する。]

40

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融庁</p>	<p>いわゆる根拠法のない共済については、近年、その事業の規模や形態が多様化してきており、これに伴って、国民生活センター等への相談件数が増加してきた状況を踏まえ、平成 16 年 1 月以来、金融審議会第二部会において、根拠法のない共済への対応の具体的な検討を開始し、平成 16 年 12 月 14 日に金融審議会金融分科会第二部会（「根拠法のない共済への対応について」）を取りまとめた。</p> <p>当該報告書を踏まえ、根拠法のない共済について、保険業法を適用し、少額短期保険業者の制度を設けること等を主な内容とする「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し平成 17 年 4 月 22 日に可決・成立、同年 5 月 2 日に公布した。法律の周知を図りつつ、関連する政令・府令を策定し、18 年 3 月に公布、同年 4 月 1 日に施行された。</p> <p>改正法の施行にあたり、監督ルールや監督体制を整備するため、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「少額短期保険業者向けの監督指針」を策定（18 年 3 月）</li> <li>・少額短期保険業者に対する検査・監督体制を整備するため、機構・定員要求等の所要の措置を講じた。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>根拠法のない共済について、原則として保険業法の規制対象とすること、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制等の新たな規制の枠組み（「少額短期保険業者」）を創設すること等により、保険契約者等の保護の一層の充実が図れるものと考えられる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>少額短期保険業者との定期的・継続的な意見交換等により、業務の状況を適切に把握するとともに、提供された各種の情報の蓄積及び分析を行う。</p> <p>少額短期保険業者に対して保険業法等をはじめとする各種法令等遵守の徹底を求め、保険契約者等の保護及び経営の健全性を確保する。</p> <p>平成 18 年度において、少額短期保険業者に対する検査・監督体制を整備し、法令の適切な執行を図る。</p>

【住宅トラブルの未然防止】

消費者による適切な選択に資するためリフォーム事業者に関する消費者への情報提供を充実するための方策について検討する。

[平成18年度までに一定の結論を得る。]

41

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国土交通省	<p>住宅リフォームに関して、悪質な事業者による消費者トラブルが大きな社会問題となったことを踏まえて、以下により対応。</p> <p>1. 相談体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者に対して、業者の選定方法・リフォーム工事前の書面による契約の重要性などに関して情報提供・アドバイスを行うリフォーム相談窓口を各都道府県、政令指定都市毎に1カ所以上設置し（172ヶ所）、公表（平成17年7月8日）。</li> <li>各リフォーム相談窓口の担当者向けの研修を実施し（平成17年7月22日）、相談体制を充実・強化（受講者数：173名）。</li> </ul> <p>2. 「悪質リフォーム対策検討委員会」における対策とりまとめ</p> <p>消費者が安心できる適切なリフォームを推進し、ひいては悪質リフォーム被害防止を図るという観点から、国土交通省を中心に取り組むべき対策について検討するため、「悪質リフォーム対策検討委員会」を設置し（第1回委員会：7月20日）、「消費者が安心できる適切なリフォームの推進のために 悪質リフォームに関し国土交通省を中心に取り組むべき対策」をとりまとめ（9月6日）。</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者へのきめ細かな情報提供</li> <li>(2) 地方公共団体等における相談体制の一層の充実</li> <li>(3) 耐震改修等のリフォーム工事に係る性能評価と専門家活用</li> <li>(4) 建設業法に基づく指導・監督等</li> <li>(5) 他省庁・関係団体との連携・協力</li> </ul> <p>以降の住宅リフォームに関する情報提供の強化に係る進捗概況は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体にリフォーム相談窓口の設置について要請を行い、窓口数を増加（平成17年7月8日時点：172箇所 平成18年2月1日時点：532箇所）</li> <li>平成17年11月17日に都道府県・政令指定都市住宅リフォーム担当課長会議を開催し、地域協議会を設置すること等によるリフォームネット登録事業者の拡大に向けた取り組みを要請。</li> <li>具体的な取り組み内容の検討について、各都道府県、政令指定都市住宅主務部長あてに文書により要請（18年3月1日付）するとともに、関係団体にも連携・協力を要請。</li> </ul>	<p>[評価]</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件が社会問題化していくなかで、緊急に取り組む対策を迅速に決定・推進</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）の苦情相談件数を月別で見ると、平成17年7月をピーク（1,537件）に減少傾向をみせている。</li> <li>国レベルでの総合的な取組みを契機として地方レベルにおいても同様の取組みが進展（すべての都道府県・政令市で対策を実施）。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者政策会議関係委員会議、関係省庁担当課長会議の開催を通じて、内閣府、経済産業省等の関係省庁一体となった総合的な対策を決定・推進</li> </ul> <p>[監視（今後の取組み）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対策を引き続き強力で推進</li> <li>各地域におけるきめ細かな相談体制の整備について、18年度予算による支援を実施予定。</li> </ul>

【計量法の抜本的見直し】

規制緩和、消費者志向の高まりと言った経済社会の変化を踏まえ、計量法の抜本的見直しを検討する。[平成17年度より検討を開始する。] 42

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>平成17年7月22日、経済産業大臣から計量行政審議会長等に対し、「新しい計量行政の方向について」（以下「諮問」という。）がなされ計量行政審議会等で審議を開始。</p> <p>当該諮問を受け、計量制度検討小委員会（産業構造審議会産技分科会及び計量行政審議会合同小委員会）において検討を行い、現在、報告書案がとりまとめられているところ。</p> <p>検討に係る審議会等の開催状況（平成18年3月末時点）</p> <p>・主な開催状況</p> <p>計量行政審議会の開催状況</p> <p>第1回：平成17年7月26日  新しい計量行政の方向について等</p> <p>第2回：平成18年3月23日  計量制度検討小委員会WGの骨子について等</p> <p>計量制度検討小委員会の開催状況</p> <p>第1回：平成17年8月8日  計量制度検討小委員会の審議の進め方について等</p> <p>第2回：平成17年10月24日  情報提供について等</p> <p>第3回：平成18年2月21日  計量士制度について等</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>・計量制度は、国民の日常生活から経済・社会活動の広範な領域において、適正な計量の実施を確保するための制度であり、社会の基盤を担う制度であるため、多様な関係者と十分な議論を行うため、平成17年7月22日の諮問以降、8ヶ月間でのべ5回の審議会等を適宜開催し、その中で、関係者ヒアリング等を機動的に行いながら、審議が行われている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>・計量行政審議会等において引き続き審議が行われ、平成18年中を目途にとりまとめが行われる予定。</p>

【高齢者・障害者に配慮した標準化の推進】

高齢者・障害者に配慮した規格の策定について、優先度の高い案件の規格化作業を進めていく。[平成17年度以降継続的に実施する。]

43

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>平成17年度までに高齢者・障害者に配慮したJISを体系的に策定した。  《基本規格》・・高齢者・障害者に関するあらゆる規格を作成する際の指針となる規格</p> <p>JISZ8071 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針  《分野別規格》・・分野に共通する部分について定めた規格</p> <p>JISX8341-1 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第1部：共通指針  《個別規格の例》・・個別の製品等について定めた規格</p> <p>JISX8341-2～5 情報処理装置、ウェブコンテンツ、電気通信機器、事務機器  ・ JIST0103 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則  ・ JIST9251 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列</p> <p>上記規格にはJISX8341の一部等、平成17年度以前に策定した規格も含む。</p> <p>高齢者・障害者配慮分野における我が国の優れた技術を海外へ発信するため、策定されたJISを日本、中国及び韓国でISO（国際標準化機構）に共同提案を行う等、積極的に国際標準を獲得するための取組を進めた。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性  平成15年6月に策定された「高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方について（提言書）」（日本工業標準調査会 消費者政策特別委員会）を踏まえ、日本工業標準調査会の高齢者・障害者支援専門委員会において、高齢者・障害者に配慮した規格の策定を積極的に推進している。社会ニーズに迅速に対応した規格を策定するため、当該委員会への消費者団体の参加を促進している。</p> <p>有効性  制定されたJISは、ハートビル法、交通バリアフリー法の技術基準等、自治体の調達基準等に多数引用されている。</p> <p>関係省庁間の連携  厚生労働省と連携し、介護保険法の公的給付制度の対象となる福祉用具の標準化を推進している。また、JISX8341-4等は、総務省と連携して策定した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕  今後も、日本工業標準調査会の高齢者・障害者支援専門委員会の活動を通して、社会ニーズに対応しつつ、高齢者・障害者対応分野における標準化活動を積極的に推進していく。</p>

【日本農林規格（JAS）の制定】

「流通」の方法に関する新たなJAS規格の制定を検討するなど、社会的ニーズに対応した新たなJAS規格の導入を推進するとともに、既存のJAS規格全てを対象に見直しを行う。〔平成17年度以降継続的に検討する。〕

44

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>流通方式に特徴のある農林物資のJAS規格  「JAS制度のあり方検討会」（第1回：平成15年10月～第9回：平成16年10月）における検討結果を踏まえ、社会的なニーズに対応した流通方法に特色のある農林物資のJAS規格（流通JAS規格）の制定を可能とするなどのJAS制度の改正を実施。（JAS法の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）：平成17年6月15日成立、平成18年3月1日施行）</p> <p>農林物資規格調査会  農林物資規格調査会を開催し、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰のJAS規格の見直しの検討を行い、規格案が議決された。その他のJAS規格の見直しについても、以下のとおり農林物資規格調査会を開催し、検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>17.10.27 農林物資規格調査会部会</li> <li>17.11.30 農林物資規格調査会部会</li> <li>18.1.26 農林物資規格調査会部会</li> <li>18.2.17 農林物資規格調査会部会</li> <li>18.3.27 農林物資規格調査会部会</li> <li>18.3.29 農林物資規格調査会部会</li> </ul> </li> <li>・総会 <ul style="list-style-type: none"> <li>18.3.24 農林物資規格調査会総会</li> </ul> </li> </ul> <p>JAS規格の制定・見直しの基準  平成17年度以降、2巡目のJAS規格見直しに当たっては、JAS規格の趣旨・内容を「特色規格」と「標準規格」の2つに明確化した上で見直しを行う新たな基準を決定し、その基準に基づきJAS規格の見直しを着実に実施。</p> <p>新たなJAS規格の導入の推進  平成17年度には、消費者ニーズを踏まえ、平成18年3月に「特色規格」であるりんごストレートピュアジュースの日本農林規格の制定に向けた検討を開始。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度  ・平成17年度から、農林物資規格調査会を開催し、2巡目のJAS規格見直しを着実に実行。  ・消費者ニーズを踏まえ、平成18年3月に「特色規格」であるりんごストレートピュアジュースの日本農林規格の制定に向けた検討を開始した。</p> <p>有効性  ・流通JAS規格については、生産段階だけでなく、流通段階まで含めた食品についての情報提供を実施することにより、消費者の商品選択に資するものと考えられる。  ・特色JAS規格の制定により、製品の品質、生産・流通プロセス又は公表される情報の種類の特色について、当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化した規格の内容が消費者に対してアピールされることにより、消費者が商品選択の際に商品特性を踏まえた選択に資することが可能となる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕  ・流通JAS規格検討・普及啓発事業を活用し、平成18年度から専門的知識を有する有識者による検討会を組織し、流通JAS規格の制定に不可欠な流通実態の把握・分析とその結果を踏まえたJAS規格の検討を開始。  ・平成18年5月に畜産物缶詰及び畜産物瓶詰のJAS規格の施行を予定。引き続き平成18年度以降においても、全てのJAS規格の見直しを着実に実行。</p>

【国際標準化機構（ISO）規格の整備への参画】

国際標準化機構（ISO）で進められている社会的責任（SR）、裁判外紛争解決手続（ADR）、自主行動規範に関する標準化の議論に対し、積極的に参画する。[SRについては平成19年頃ISOガイド発行予定。ADR、自主行動規範については、それぞれ、平成18年にISO規格発行予定。] 45

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省 関係省庁</p>	<p>ISO（国際標準化機構）において進められている、社会的責任（SR）裁判外紛争解決手続（ADR）、自主行動規範に関する標準化の議論において、我が国の意向が反映されるよう、日本から国際規格の骨子案を提案する等積極的に参画した。</p> <p>（SRについて） 平成17年3月のブラジル会議、同年9月のタイ会議を経て、平成18年3月に我が国の意向を反映した骨子案を元にしたSRに関する第1次国際規格原案がとりまとめられた。平成20年度に国際規格が発行される予定。</p> <p>（ADRについて） 平成17年5月のロンドン会議、同年10月のパナマ会議を経て、同年12月にADRに関する第2次国際規格原案がとりまとめられた。平成19年度に国際規格が発行される予定。</p> <p>（自主行動規範について） 平成17年5月のロンドン会議、同年10月のパナマ会議を経て、同年12月に自主行動規範に関する第2次国際規格原案がとりまとめられた。平成19年度に国際規格が発行される予定。</p>	<p>〔評価〕 迅速性・機動性 ・我が国の意向を国際規格案に反映させるためには、提案に対しての迅速な対応が求められるため、議論の進捗状況について随時報告会を開催し、関係者間での情報共有及び意見調整等を行った。</p> <p>関係省庁間の連携 ・関係省庁の参画を得て国内対応委員会を組織し、我が国の対応について関係省庁が一体となり議論を行った。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 今後も国内対応委員会の活動を通してISOにおける社会的責任（SR）、裁判外紛争解決手続（ADR）、自主行動規範の標準化の議論に積極的に参画し、引き続き我が国の意向が反映されるよう努めていく。</p>

[ 広告・表示の適正化 ]

景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。

[ 平成 17 年度以降継続的に実施する。法運用の結果については毎年公表する。 ]

46

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
公正取引委員会	<p><b>景品表示法の運用状況について</b>                      平成17年度においては、景品表示法違反事件について、商品及びサービスに関する以下の28件について排除命令を行うなど、消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法を厳正に運用した。                      &lt;平成17年度排除命令&gt;                      ダイエット食品・健康食品に関する不当表示(2件)、催事販売において販売する商品の不当な二重価格表示(1件)、宿泊施設の温泉表示に関する不当表示(2件)、「電動自転車」と称する原動機付自転車に関する不当表示(2件)、成型肉を使用した料理に関する不当表示(1件)、陶磁器の原産国に関する不当表示(1件)、活水器の効果に関する不当表示(3件)、あめ菓子の原材料に関する不当表示(1件)、有料老人ホームに関する不当表示(2件)、食品のり(岩のり)に関する不当表示(9件)、航空運賃に関する不当表示(1件)、水産加工食品の原材料に関する不当表示(3件)</p> <p>法的措置である排除命令や行政指導である警告の措置を採った場合は、その都度公表しており、平成17年度に行ったこれらの措置は例外なくすべて新聞報道され、広く国民にも周知されている。また、毎年2回、景品表示法の運用状況を取りまとめ、公表している。</p> <p><b>執行体制の拡充等について</b>                      景品表示法の執行体制の拡充を図るため、平成18年度予算において、3名の景品表示監視官の増員がなされた。</p> <p><b>都道府県等との連携について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県とブロックごとに年2回の連絡会議、年1回の全国都道府県景表法担当官会議、景表法初任者を対象とする研修会を開催しているほか、通常業務においても審査手法や相談業務について適宜連携を取っている。</li> <li>・ 消費者団体と全国各地で適宜懇談し、当委員会との間で意見・情報の交換を行っている。</li> <li>・ 国民生活センターと年数回意見交換を行い、常時、情報を共有す</li> </ul>	<p>[ 評価 ] 有効性、効率性</p> <p>平成17年度の排除命令の件数については、過去30年間で最高となっており、法的措置である排除命令を積極的に行うなど、景品表示法違反行為に対する厳正な対処がなされていると考えられる。</p> <p>不当表示事件においては、関係事業者に対して、不当表示を取り止めることや、新聞広告等により消費者が受けた誤認を排除することを命じることに加え、社内点検体制を整備すること、今後同様の表示を行わないことなどを命じている。</p> <p>また、排除命令等の措置と同時に、業界団体等に表示の適正化について要望が行われた例があり、業界全体における適正な表示に対する認識を高める効果が期待できるという点で、効率的な手法といえる。</p> <p>景品表示法を厳正に運用し、排除命令や警告の措置について積極的に公表していくことは、景品表示法違反事件に対する社会的な関心を高め、結果的に、措置の対象となった一つの業界のみならず、他の業界にも影響を与えており、その効果は積極的に評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年度の都道府県による処理件数は668件であり、ここ数年、処理件数が増加傾向にあるところ、都道府県においても景品表示法の厳正な運用が行われていると評価できる。</li> <li>・ 消費者団体から提供される関連情報や国民生活センターが有するPIO-NET情報は、違反事件の端緒の参考情報として有効に活用している。                      また、国民生活センターに依頼した試験の結果を違反事件処理において</li> </ul>

	<p>るとともに、違反事件処理に当たっても、効果・性能を標ぼうする商品の不当表示事件等について、試験を依頼するなど連携を取っている。</p> <p>また、同センターが運用しているPIO - NETに寄せられる国民からの苦情・相談等を参考に、違反事件の端緒の情報収集に努めている。</p>	<p>有効に活用している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 国民の適切な商品選択に資するため、サービス分野についても積極的に監視を行い、引き続き景品表示法を厳正に運用するとともに、その運用状況について毎年公表する。</p> <p>また、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。 〔平成18年度以降継続的に実施する。〕</p>
--	---	---

【広告・表示の適正化】

特定商取引法の改正を踏まえ、誇大な広告をしている疑いがある事業者に対して合理的な根拠資料の提出を求めること等により、迅速・的確な対応を図る。[平成17年度以降継続的に実施する。]

47

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>特商法12条の2等に基づき誇大な広告表示を行っている疑いのある事業者に対し、当該広告表示を裏付ける合理的な根拠を示す資料の提出を求め、提出された資料が合理的であるとは認められない、もしくは当該資料が提出されない事業者の広告表示を誇大広告とみなし、行政処分（業務停止命令1件、指示1件）を実施。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誇大な広告をしている疑いのある事業者に対し、同規定を積極的に活用することにより、執行の迅速化を図っている。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度において、経済産業省が同規定に基づき、行政処分（業務停止命令1件、指示1件）を実施。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き強力で推進</li> </ul>

【広告・表示の適正化】

食品表示について、地方農政事務所等の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監視・指導の徹底を図る。

[平成17年度以降継続的に実施する。]

48

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>地方農政事務所等では、全国の小売店舗等で販売されている生鮮食品の表示について、恒常的に表示状況の確認を行っているほか、消費者の関心の高い品目については、仕入伝票などにより表示の根拠を確認し、また、必要に応じ納入業者へ遡及して調査を行うなど、徹底した監視・指導を実施している。</p> <p>不適正表示が確認された場合、一時的な過失による軽微なものに対しては、指導・啓発を行うとともに、意図的な不正表示や長期にわたる不適正な表示については、事実確認をした上で、JAS法に基づく是正の指示を行うとともに、事業者名を公表するなど厳正な措置を講じている。</p> <p>平成17年度においては、42,000の小売店舗等の食品表示実施状況調査を計画・実施している。</p> <p>また、年に4回、特定のテーマを決めて集中的に調査を行う特別調査を計画・実施している。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度の調査計画小売店舗等に対する調査実施状況は、計画どおり進捗。</li> <li>平成17年度のJAS法に基づく指示件数は、65件（国34件、都道府県31件。平成18年3月31日現在）。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小売店舗等への監視・指導を実施することにより、不適正な表示が減少し、消費者の適切な商品選択に寄与。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視・指導においては、必要に応じて都道府県や厚生労働省等と連携。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、食品表示の監視・指導の充実・強化を図り、食品表示の適正化を推進。</li> </ul>

【広告・表示の適正化】

電気通信サービス向上推進協議会が行う「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」の実施状況を注視するとともに、必要に応じ見直しの検討を促す。[平成17年以降継続的に実施する。]

49

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>平成15年3月、複雑化・多様化する電気通信サービスの料金・内容等に関する広告表示について、各電気通信事業者が消費者にわかりやすい適正な広告表示を確保していくため、電気通信事業者団体4団体(注)は、総務省の支援の下「電気通信サービス向上推進協議会」を設立。同協議会は、同年12月に「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準」をとりまとめ、更に平成16年3月に本自主基準を適切に遵守できるよう逐条解説及び事例などを示したガイドラインを策定した。</p> <p>また、平成17年秋頃に、F T T H（光ファイバー）サービスを導入する消費者の急増にともない、F T T Hサービスの通信速度に関する苦情が多くなってきたことから、これに対応するため、同協議会の下に設置されている「広告表示自主基準ワーキング・グループ」において、本自主基準及びガイドラインの見直しについて検討を開始し、平成18年2月、本自主基準及びガイドラインの改定を行った。本改定により、一般消費者にとって期待が大きいF T T Hサービスの広告を行う際には、通信速度表示について特に留意することとし、具体的には、“最大100Mbps”などの通信速度を表示する場合には、記載された通信速度は技術規格上の最大値であり実使用速度を示すものではないことや、消費者の利用環境により通信速度が低下する旨を併記することとした。</p> <p>(注) 当初は、(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会の3団体。その後、平成16年2月より、(社)日本ケーブルテレビ連盟が参加。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 平成17年秋頃、F T T Hサービスの通信速度に関する苦情が多くなったことから、これに対応するため、「電気通信サービス向上推進協議会」の下に設置されている「広告表示自主基準ワーキング・グループ」において、迅速に本自主基準及びガイドラインの見直しについて検討を開始し、約1ヶ月のパブリックコメントを経て、平成18年2月に自主基準及びガイドラインの改定を行った。なお、総務省は、同ワーキング・グループにオブザーバとして出席し、本自主基準及びガイドラインの見直しを支援した。</p> <p>テーマの妥当性 I C Tの急速な技術革新や規制改革による競争の進展等により、電気通信サービスの料金メニューやサービス内容は複雑化・多様化している。このような中で、消費者が各自のニーズに適したサービスを適切に選択することができるようにするためには、広告において適正な表示を確保することが重要であり、本テーマは、消費者問題への変化の即応という観点において時宜に適ったものである。</p> <p>有効性 本自主基準及びガイドラインの改定により、F T T Hサービスの通信速度に関する広告表示の改善が図られ、消費者の利益が保護されるとともに、電気通信事業に対する信頼が増大したものと考えられる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 総務省は、引き続き、電気通信サービス向上推進協議会が行う「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」の実施状況を注視するとともに、必要に応じ見直しの検討を促していく。</p>

[ 表示ルールの充実 ]

個別の商品・サービスの表示について、景品表示法による規制内容を具体的でわかりやすい形にするための各種運用指針や実態調査結果等を公表する。  
〔平成 17 年度以降継続的に実施する。〕

50

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
公正取引委員会	<p>一般消費者の適正な商品選択に資するため、平成 17 年度においては、車検整備に関する表示の実態調査を行い、景品表示法上の考え方を整理し、平成 17 年 5 月 24 日公表した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 個別具体的な業界における表示の実態を調査し、景品表示法上の問題点、留意点等を整理し、これを公表することは、一般消費者の商品選択に資するほか、事業者にとっても法運用の透明性と予見可能性を確保する観点から有効である。</p> <p>迅速性・機動性 近年のように経済変動が著しい中で、個々の違反事件を処理するほか、景品表示法上の考え方をタイムリーに国民に示すことが可能である。</p> <p>関係省庁間の連携など どのような分野において、実態調査を実施するか判断にあっては、国民生活センター等との連携を取り、国民の関心の深い分野について調査していく。</p> <p>〔監視〕 引き続き、個別の商品・サービスの表示について、景品表示法による規制内容を具体的で分かりやすい形にするための各種運用指針や実態調査結果等を公表することが重要である。〔平成 18 年度以降継続的に実施する。〕</p>

【表示ルールの充実】

食品表示に関する共同会議等において、消費者にとってわかりやすい食品表示のあり方について、消費者の関心等を踏まえ、順次検討する。  
 [平成 17 年度以降継続的に実施する。]

51

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
厚生労働省 農林水産省	<p>食品の表示に関する共同会議（以下、共同会議）において平成 16 年 12 月にとりまとめられた報告書「わかりやすい表示方法について」に基づき、加工食品の表示方法について、パブリックコメントを経て検討を終了。</p> <p>この他、水産物の表示、表示状況調査、加工食品の原料原産地表示、遺伝子組換え食品の表示対象品目の見直し等についての検討を実施（第 23 回～第 28 回共同会議）。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品の表示に関する共同会議を必要に応じ（現在 2 ヶ月に 1 回程度）で開催し、消費者の関心等を踏まえ、食品の表示制度全般について検討を実施。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品の表示に関する共同会議における検討は、食品衛生法及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）に基づく表示制度に反映されることとなり、消費者にとってわかりやすい食品表示ルールの充実に寄与。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同会議を共催する両省で連携し、パンフレット等を作成して、消費者等への普及啓発を図っている。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の関心等を踏まえ、食品の表示制度全般について必要に応じて検討を実施。</li> </ul>

【表示ルールの充実】

外食の原産地表示のガイドラインを整備し、これに基づき、外食産業による自主的な原産地表示に関する取組みを促進する。

[平成17年度に整備する。]

52

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>消費者の外食に対する信頼性を一層高めるため、平成17年7月28日に「外食における原産地表示に関するガイドライン」を策定。</p> <p>ガイドラインの普及・啓発に向けて、パンフレットの作成、政府広報、農林水産省の広報誌、ホームページ等での情報提供、都道府県、関係事業者団体等への説明会等を行っている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 平成17年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」に基づき、同年7月28日に「外食における原産地表示に関するガイドライン」を策定。</p> <p>有効性 大手外食事業者を中心に原産地表示を実施又は検討されていると聞いており、徐々にガイドラインの普及の効果が現れてきていると考える。</p> <p>関係省庁間の連携 厚生労働省等の関係部局と連絡を密にし、ガイドラインの普及・啓発を図っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ガイドラインの普及・啓発に向けて、今後もより一層の取組を推進。</p>

【表示ルールの充実】

化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール(GHS)の導入について検討する。

[平成20年までに一定の結論を得る。]

53

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組）
<p>経済産業省 環境省 関係省庁</p>	<p>GHSに基づき、事業者が化学物質等安全データシート(MSDS)や表示を作成する際の参考となるよう、環境省、厚生労働省及び経済産業省が中心となり、関係法令における MSDS 交付対象物質等について、危険有害性の分類事業を行っている。平成 17 年度は、本事業の対象となる 1500 物質のうち、144 物質について分類結果を公表するとともに、分類に使用したマニュアル等を公表した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 分類事業では、GHS の実施目標年（2008 年）や、GHS に対応して改正した関係法令の施行時期を踏まえ、対象物質の選定・公表を迅速に実施。</p> <p>有効性 事業者からの要望が多く寄せられており、事業に対するニーズは高い。</p> <p>関係省庁間の連携 対象物質の選定、分類結果の取りまとめ、マニュアルの作成等を含め、関係各省が密接な連携の下事業を実施。</p> <p>〔監視（今後の取組）〕 対象物質の分類を迅速に実施。</p>

**【表示ルールの充実】**

住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。[平成17年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国土交通省	<p>防犯性能の評価・表示を導入するため、平成17年9月に日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正を行い、平成18年4月に施行した。また、免震構造など新技术を用いた住宅の評価等に対応した技術基準の改正について検討を行った。</p> <p>平成17年度は、住宅月間等の機会に、新聞、インターネットやパンフレット等による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>防犯性能の評価・表示を導入するため、平成17年9月に日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正を行い、平成18年4月に施行する等、消費者のニーズに対応した評価方法の充実を図った。</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯性能の評価・表示の導入等により消費者に関心の高い項目について、住宅性能表示が可能になった。</li> <li>・平成17年度は、住宅月間等の機会に、新聞、インターネットやパンフレット等による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行い、住宅性能表示制度の普及を促進した。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免震構造の性能表示の導入等今後も必要に応じ、消費者のニーズに対応して、評価方法の充実を図る予定。</li> <li>・引き続き住宅性能表示制度の普及促進を図る予定。</li> </ul>

【表示制度に係る普及啓発等】

健康食品に関して導入した新しい表示制度について、周知及び普及啓発を推進する。[平成17年度以降継続的に実施する。]

55

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
厚生労働省	<p>新しい制度の概要  「健康食品」に係る制度のあり方については、平成15年4月から開催された「『健康食品』に係る制度のあり方に関する検討会」において検討してきたところであるが、平成16年6月に「『健康食品』に係る今後の制度のあり方について（提言）」（以下「提言」という。）がとりまとめられた。</p> <p>「提言」で示された方向性を踏まえ、「健康食品」について国民に対する適切な情報提供が行われる観点から、保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）における表示内容の充実及び適正化等をはじめとする見直し（平成17年2月1日施行）を行ったところである（栄養機能食品に係る表示の禁止については、平成17年5月1日施行）。見直しの概要は以下の通り。</p> <p>表示内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「条件付き特定保健用食品」の導入</li> <li>・規格基準型特定保健用食品の創設</li> <li>・疾病リスク低減表示の容認</li> <li>・特定保健用食品の審査基準の見直し</li> </ul> <p>表示の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」等の表示の義務づけ</li> <li>・「ダイエット用食品」等における栄養機能食品の表示の禁止</li> <li>・栄養成分名の表示の義務づけ</li> <li>・栄養機能食品の対象外のビタミン、ミネラルの表示の適正化</li> </ul> <p>安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・錠剤、カプセル状食品に係る「適正製造規範（GMP）ガイドライン」の作成</li> <li>・錠剤、カプセル状食品の原材料に係る安全性ガイドラインの作成</li> </ul> <p>普及啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人国立健康・栄養研究所の「健康食品の安全性・有効性情報」等のデータベースを活用による、科学的な情報提供の促進</li> <li>・「健康食品」の利用について正しく情報提供できるアドバイザースタッフの育成</li> </ul> <p>新しい制度の周知及び普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先般の見直しを反映させた新しい表示制度のパンフレットを作成し、関係機関等に配布</li> <li>・講演会及び研修会等を通じた新制度の周知及び普及啓発</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性  食生活の多様化、肥満や生活習慣病の増加等により国民の健康に対する関心が高まる中、「健康食品」の利用が増えてきており、国民がこうした食品を適切に利用することができる環境整備を行うことは重要である。保健機能食品制度の拡充と適正化をはじめとした当該見直し及びその周知・普及啓発を推進することは、国民への適切な情報提供、食品の安全性の確保等に資するものである。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の食品選択に資する環境整備を図る観点から、新しい表示制度の周知・普及啓発の推進</li> <li>・健康増進法の虚偽誇大表示禁止規定の監視強化</li> <li>・関与成分の特定が困難な食品等の有効性の評価方法の研究を進めていく。</li> </ul>

【表示制度に係る普及啓発等】

消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、建物部品の防犯性能の表示制度について、その広報に努めるとともに、制度の適正な運用の確保を図る。[平成17年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>警察庁 関係省庁</p>	<p>(1) 指定建物錠の防犯性能表示制度            特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づき、平成16年4月から開始された本制度について広く周知を図るため、平成16年警察庁ウェブサイト「住まいる防犯110番」を開設し、その中で本制度について紹介している。平成17年度中は、本ホームページの内容充実を図る改訂を実施した。            また、警察庁において市場で販売される指定建物錠を購入し、錠の製造業者等が本制度について法の規定どおりに履行しているか検証、確認を実施した。</p> <p>(2) 防犯性能の高い建物部品            警察庁、国土交通省、経済産業省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、一定の防犯性能を有する建物部品を防犯建物部品として(財)全国防犯協会連合会のホームページに掲載公表している。17年度中は、新たに861品目の建物部品を追加し、目録掲載品のラインナップの充実を図った。            また、10月の全国地域安全運動にあわせ、防犯建物部品に表示される「CPマーク」をアピールする防犯建物部品の普及促進ポスター5万枚を作成し、全国の警察署、交番の他、建物部品関連団体等へ配付した。</p> <p>&lt;進捗度&gt;            平成17年度において、建物部品の防犯性能表示に関する2つの制度を紹介するホームページの内容充実を図ったほか、防犯建物部品の普及促進を図るポスターを作成、配付した。</p>	<p>〔評価〕            有効性            防犯建物部品は、平成18年3月末で17種類3,381品目にその品目数を伸ばしているほか、建物部品製造団体調査によると平成17年の出荷数は、全ての部品種類で徐々にその数を伸ばしており利用の浸透が見られる。            関係省庁間の連携            防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を定期的(年2回)に開催。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕            ・引き続き本制度の広報・啓発を推進            ・指定建物錠についても購入予算を確保し、法の履行状況を確認することとしている。            ・官民合同会議では引き続き、目録掲載数を増やしていくほか、普及促進方策について検討。</p>

**【独占禁止法違反に対する措置の強化】**

独占禁止法違反行為に対する措置体系を抜本的に見直し、その一層厳正な執行力の強化を図るため、課徴金制度の見直し、課徴金減免制度の導入、犯則調査権限の導入、審判手続等の見直し等を行う。[ 第 161 回国会に独占禁止法改正案を提出。第 162 回国会にて継続審議。]

57

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
公正取引委員会	<p>独占禁止法改正法案は、平成 17 年 4 月 20 日に成立し、平成 18 年 1 月 4 日から施行されている。改正法について、全国各地にて説明会を行ったほか、新聞・テレビ等で広く広報を行った。</p>	<p>〔評価〕 有効性 法改正の内容については、平成 17 年の夏以降、東京、大阪等の大都市において説明会を開催したほか、全国各地の商工会議所や事業者団体等の協力も得つつ、積極的に周知活動を行ってきたところ。法改正については平成 18 年 1 月に施行されたところであり、現在その着実な運用を図っているところ。</p> <p>迅速性・機動性 近年のように経済がスピード化するなかで、事件処理の効率化を図り、速やかな競争回復を図る観点から、事件審査を行った結果、違反行為があると認められる場合には、その時点で当該行為を差し止める等の排除措置を命じることができるよう審査・審判手続等を改正。</p> <p>〔監視〕 改正独占禁止法の附則第 13 条の規定にかんがみ、独占禁止法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について必要な検討を行うため、内閣府において、「独占禁止法基本問題懇談会」が開催されている。懇談会の最終的な取りまとめは平成 19 年夏までになされることとなっている。</p>

【公正取引委員会の機能強化】

競争政策を強力に実施するため、今後も必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図る。〔平成 17 年度以降継続的に実施する。〕

58

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
公正取引委員会	<p>公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図るため、平成 18 年度予算において、課徴金減免管理官等の新設、審査部門を中心とする 42 人の新規増員を実現。</p>	<p>〔評価〕 有効性 独占禁止法違反行為に対する公正取引委員会の審査体制の強化・拡充等が図られることにより、競争政策が一層強力に実施されるものと考えられる。</p> <p>〔監視〕 競争政策を強力に実施するため、今後も必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図る。〔平成 18 年度以降継続的に実施する。〕</p>

【公共料金に係る規制の見直しの推進】

物価安定政策会議において、公共料金分野における制度改革を推進する観点から、公共料金分野における規制影響分析（R I A（ ））ガイドラインを策定する。[平成17年度に一定の結論を得る] 59

（ ）規制影響分析（R I A : Regulatory Impact Analysis）とは、規制導入・改廃に際し、想定される費用や便益といった影響を分析し、当該規制導入・改廃の是非について評価する手法

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>公共料金分野における規制影響分析検討委員会（以下「検討委員会」という。）を4回開催し、分野別ワーキンググループにおける報告書等を踏まえつつ、公共料金分野における規制影響分析ガイドライン中間報告をとりまとめ、物価安定政策会議に報告した。</p> <p>検討委員会のもとに設けられた分野別の3つのワーキンググループ（電力、電気通信、鉄道）を計13回開催し、過去の具体的な規制改革事例について規制影響分析を実施し、分析結果及び費用便益の定量化における問題点等について、分野別に報告書としてとりまとめた。</p> <p>（参考） 公共料金分野における規制影響分析ガイドライン中間報告（概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本ガイドラインは公共料金分野の担当者が規制導入・改廃の際に実際に規制影響分析を行うための具体的な手続及び手法について整理</li> <li>2. 規制影響分析では、以下の基本項目が重要 <ul style="list-style-type: none"> <li>提案されている規制導入・改廃案の必要性の説明</li> <li>代替案についての検討</li> <li>提案されている規制導入・改廃案及びその他の代替案の便益及び費用に対する評価（費用便益分析）</li> </ul> </li> <li>3. 公共料金分野に関する規制導入・改廃について、費用便益分析を用いた規制影響分析を実施し、規制導入・改廃の影響を具体的な数値等で明示するよう努力すべき</li> </ol>	<p>〔評価〕</p> <p>テーマの妥当性</p> <p>公共料金分野においては、料金の高止まりが国民生活の負担及びわが国の高コスト構造の原因となっていることが指摘されている。国民生活の負担を軽減するとともにわが国の高コスト構造を是正するためには、デフレ下においても公共料金の適正化を図ることが必要であり、公共料金の適正化を目的として公共料金分野のより一層の制度改革を促進していくためには、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、平成16年度より試行的に実施すること、その評価手法の開発に努めることとされている規制影響分析の手法を導入し、公共料金分野の料金改定を伴う規制導入・改廃に際し、想定される費用や便益といった影響を分析し、当該規制導入・改廃の是非について評価していくことが重要である。</p> <p>有効性</p> <p>ガイドラインの策定について現時点では中間報告の段階であるが、本ガイドラインを策定することにより、公共料金分野の料金改定を伴う規制導入・改廃に際し、本ガイドラインに基づく規制影響分析が実施され、想定される費用や便益といった影響が明らかとなり、当該規制導入・改廃の是非について正確に評価していくことが可能になるものと考えられる。</p>

	<p>便益のうち、特に利用者便益の計測については、原則として消費者余剰分析を採用すべき</p> <p>費用については、民間の遵守費用と政府の行政費用に分けて整理すべき</p>	<p>関係省庁間の連携</p> <p>物価担当官会議を開催し、関係各府省に対し公共料金分野における規制影響分析の必要性を説明するとともに、本中間報告の周知を徹底した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>費用便益の分析手法の開発に努め、公共料金分野における規制影響分析ガイドラインの策定を引き続き進める。</p> <p>また、ガイドライン策定後は、分析手法の開発等を通じガイドラインの改良に努めるとともに、ガイドラインを利用した規制影響分析の実施について関係府省に要請する。</p>
--	---	--

【消費者への必要な情報の提供】

消費者の自立支援のための情報提供を行う。[平成17年度以降継続的に実施する。]

60

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>全省庁</p>	<p>消費者基本法の理念に基づき、消費者の安全、選択、必要な情報、消費者教育、意見の反映等の観点から様々な情報の提供を行っている。</p> <p>全省庁のホームページにおいて、消費者の自立支援に関連する情報の提供を行っている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性                      各省庁ホームページ、ポスター、リーフレット、パンフレット等により適時適切に情報の提供を行っている。</p> <p>関係省庁間の連携                      ポスター、リーフレット、パンフレット等の作成・配布・掲出においては、関係省庁が一体となり、各専門分野での情報の提供及びそれぞれ関連の団体等に送付を行っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>今後とも消費者支援の観点から、これらの情報提供を継続的に行う。</p>

【効果的な情報提供の推進】

各年齢層に対し、分かりやすく効果的な情報提供を行っていくため、消費者にとって必要度の高い情報の把握に努めるとともに、消費者政策に関する情報の効果的な提供に努める。[平成17年度に実施する。]

61

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 関係省庁 国民生活センター</p>	<p>供給側からの情報発信を捉える観点から、地方公共団体が発行している 情報提供・啓発資料や消費者向け広報誌の収集、編集、 インターネットによる消費者情報の収集を通じ消費者のニーズを把握している。</p> <p>内閣府国民生活政策ホームページ（HP）の「消費者の窓」に「各省庁等の消費者政策及びその関連政策の動向」名のポータルサイトを設け、ここから各省庁等のHPに掲載されている消費者政策及びその関連政策事項にリンクを貼ることにより、消費者に対する情報提供を行っている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が消費者向けに発行している広報誌情報等の継続的な収集を通じ、消費者にとって関心の高い情報の把握に努めている。</li> <li>・基本的に毎日、各省庁のホームページをチェックし、必要な情報の把握を行っている。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い情報の収集及び編集を行うことで、消費者にとって必要度の高い最新の情報を把握し、多数の情報提供を迅速に行うことが可能</li> <li>・省庁の消費者政策関連のポータルサイトを設けることにより、消費者が必要な情報をこれまでよりも容易に得ることが可能となっている。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <p>ポータルサイトについては、各関係省庁等との密接な連携により、各省庁等の消費者政策及びその関連政策の動向について日々更新しリンクすることにより、消費者への迅速な情報提供を行っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な情報提供を図るため、広報誌情報やインターネットによる地方消費者情報の収集・編集を継続的に行う。</li> <li>・消費者にとって重要な情報について、効果的な提供を継続して行っていく。</li> </ul>

**【消費者教育の推進体制の強化】**

内閣府・文部科学省間では、従来より消費者教育に関して連携がなされていたところであるが、消費者基本法の成立により、消費者政策の基本理念として消費者の権利の尊重とその自立の支援等が明確化されたことから、消費者教育の重要性が高まるとともに、両府省の更なる緊密な連携が必要となっている。

このため、両府省間の連携を強化することにより、消費生活センターと教育委員会との連携強化、「出前講座」実施の専門家育成、消費者教育の基盤整備、消費者教育の体系化についての施策を強力に推進するとともに、地方公共団体等との意見交換、消費者教育の先進事例の普及等を行う。  
 [平成 17 年に連携の仕組みを構築する。]

62

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省</p>	<p>内閣府及び文部科学省の関係課長を構成員とする「内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会」を開催することとした（平成 17 年 12 月 22 日）。</p> <p>第 1 回連絡協議会においては、消費生活相談の現状、消費者教育の現状、消費生活センターと教育委員会との連携強化等について、情報共有、意見交換を実施。</p> <p>（参考）                  [内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会]                  ※構成員                  内閣府 国民生活局 消費者企画課長                  文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課長                  同 省 初等中等教育局 教育課程課長                  ※※オブザーバー                  ○ 独立行政法人国民生活センター                  ○ 財団法人消費者教育支援センター</p>	<p><b>〔評価〕</b></p> <p>●進捗度                  平成 17 年度中に、「内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会」を開催することとし、連携の仕組みを構築した。</p> <p>●有効性                  以下にみるように、連携の強化が着実に進展している。</p> <p>①情報共有                  近年の消費生活相談の動向、未成年者を当事者とする苦情相談件数の特徴、消費生活相談からみられる子どもの消費者トラブルの特徴、消費者教育の現状等について情報を共有。</p> <p>②具体的施策の推進                  消費生活センターと教育委員会との連携強化に関して、都道府県・政令指定都市への要請文案、消費生活センターと教育委員会との連携に関するアンケート調査案について意見交換を実施し、「消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について」を都道府県・政令指定都市へ発出。</p> <p><b>〔監視（今後の取組み）〕</b>                  平成 18 年度においては、内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会を 3 回程度開催し、消費者教育の体系化を推進するとともに、都道府県・政令指定都市における消費者担当部局と教育担当部局との連携の進捗状況、進捗がみられた事例等について調査し、その結果を公表する。また、市区町村における当該連携の実態把握に当たる。さらに、消費者教育の基盤整備を推進する。</p>

【消費者教育の推進体制の強化】

消費者教育を推進するために、消費生活センターと教育委員会との連絡協議会を設置するよう都道府県等に対し要請する。連絡協議会では、地域の実情に応じて、消費者問題に関する情報や教材を学校や社会教育施設へ提供するとともに、消費生活相談員をはじめとする外部の専門家の学校や社会教育施設への受け入れの円滑化を図る。[平成17年度に実施する。]

63

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省</p>	<p>「内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会」において、消費生活センターと教育委員会との連携強化について意見交換を実施（平成17年12月22日）。</p> <p>これを踏まえ、都道府県・政令指定都市に対して、「消費者教育に関する消費生活センターと教育委員会との連携状況についての調査」を実施（平成18年2月13日）。</p> <p>都道府県・政令指定都市に対して、「消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について」を発出。発出文書においては、各都道府県・政令指定都市における消費者教育に関する連携状況についての調査結果及び参考事例を添付。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>平成17年度中に、都道府県・政令指定都市に対して、消費者教育を推進するために、「消費者教育の推進のための消費者担当部局と教育担当部局との連携強化について」を発出。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会において、都道府県・政令指定都市における消費者担当部局と教育担当部局との連携の進捗状況、進捗がみられた事例等について調査し、その結果を公表する。また、市区町村における当該連携の実態把握に当たる。[平成18年度]</p>

【消費者教育の担い手の強化及び機会の拡充】

国民生活センター及び消費生活センターにおける消費者問題講座修了者が学校や社会教育施設等で専門家として消費者教育を実施できるよう、その育成プログラムを策定する。[策定方針について平成19年度までに一定の結論を得る。]

64

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省 国民生活センター</p>	<p>特段の進捗なし。</p>	<p>〔評価〕 進捗度 -  有効性 -  〔監視（今後の取組み）〕 平成18年度においては、消費者教育の体系化の進捗状況を視野に入れつつ、消費者教育専門家の育成の実施状況について調査するとともに、先進事例を収集し、整理する。</p>

【消費者教育の担い手の強化及び機会の拡充】		
消費者教育の専門家を育成するための研修を実施する。[実施方針について平成19年度までに一定の結論を得る。]		
担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	特段の進捗なし。	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 -</p> <p>有効性 -</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 当面、消費者教育専門家の育成プログラムの策定方針の作成に注力。</p>

【消費者教育の担い手の強化及び機会の拡充】

学校等における消費者教育を支援するために、消費者教育アドバイザーを、消費者行政担当部局の行う消費者教育に関する事業に対して派遣する。  
[平成17年度にアドバイザーの拡充を行う。]

66

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>若年層において情報通信サービスに関する消費者トラブルが増大している状況に鑑み、電子商取引に詳しい有識者8名を新たに消費者教育アドバイザーとして委嘱した。</p> <p>また、過去内閣府における消費者教育用教材の作成に携わった有識者2名を、新たに消費者教育アドバイザーとして委嘱した。</p> <p>（参考）消費者教育アドバイザー 平成16年度 29名 平成16年度 28名 平成17年度 38名</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 平成17年度に消費者教育アドバイザーを10名増員した。</p> <p>有効性 平成16年度に比べてアドバイザーが10名増えたことにより、都道府県・政令指定都市においてアドバイザーを活用する機会が拡大したと認識される。 具体的には、17年度に新たに委嘱した10名のうち、2名を派遣することとなった。 平成17年度は過去3カ年で最も多い延べ22名を派遣した。</p> <p>（参考）消費者教育アドバイザー派遣数 平成15年度 15名 平成16年度 17名 平成17年度 22名</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成17年8月に都道府県・政令指定都市に対して、本制度に関するアンケートを実施したところ、実践的な消費者教育の指導及び助言を行うことができるアドバイザーの拡充を望む意見が多数寄せられた。 こうしたことから、日本消費者教育学会から実践的な消費者教育の指導及び助言を行うことができるアドバイザー12名について推薦を得た。 平成18年度においては、この12名を消費者教育アドバイザーとして委嘱したところである。</p> <p>（参考） 平成17年度 38名 平成18年度 50名</p>

【消費者教育の担い手の強化及び機会の拡充】

食の安全・安心に高い関心を持つ消費者や専門知識と経験を有する生産者、事業者等に対する情報提供を行い、これらの者が行う食の安全・安心に関する知識の普及活動を支援する。[平成17年度以降継続的に実施する。]

67

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>食料品消費モニターOBのうち、希望する者に対し、「食の安全」等に関する情報提供を行うとともに、食品の生産・流通・加工についての理解を深めてもらうこと等を目的とした現地研修会の開催を案内し、積極的な参加が得られた。</p> <p>これらの者が、地域のリーダー的消費者として行う「食の安全」に関する知識の普及、啓蒙活動を支援するため、資料作成の検討を開始。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食料品消費モニターOBのうち希望する者に対し、「食の安全」などに関する情報提供を行うとともに、食品の生産・流通・加工等についての理解を深めてもらうこと等を目的とした現地研修会の開催を案内し、積極的な参加が得られた。</li> <li>食品安全に関するわかりやすい資料の作成について、18年2月から検討開始。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政からの情報提供や研修会への参加により、食の安全等に関する知識や理解が深まったと考えられる。今後、こうして得た知識等を地域において普及したり、周囲の人達に伝えたりする活動が期待される。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも引き続き食料品消費モニターOBのうち希望する者に対する情報提供等を実施</li> <li>上記の者が地域等での活動の際に使用できるよう「食の安全」に関するわかりやすい情報提供資料を完成。</li> </ul>

【消費者教育の担い手の強化及び機会の拡充】

経済団体を通じて、企業における社員に対する研修において悪質商法に関する注意喚起を図る等消費者教育の取組みを推進する。

[平成17年度以降継続的に実施する。]

68

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>企業における社員に対する研修において、悪質商法に関する注意喚起を図る消費者教育の取組みを支援するため、若者向け消費者啓発パンフレット、ビデオの配布・貸出を行った。</p> <p>*各企業での消費者啓発資料活用状況                      平成16年度 約70社（約300社に案内）                      平成17年度 約300社（約1600社に案内）</p>	<p>〔評価〕                      進捗度                      平成17年度には、主要企業約1600社に消費者教育の実施を促すことにより、多数の企業からの取組への参加を実現している（平成17年度 約300社）。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕                      引き続き、企業の社員研修における消費者教育の取組促進に努める。</p>

【消費者教育の担い手の強化及び機会の拡充】

日常の消費行動をはじめとする家庭生活における環境保全への取組みを支援・奨励するため、環境教育教材の提供や先駆的な取組みへの表彰を行う。[平成17年度より実施する]

69

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>生活の中心となる家庭での環境教育・環境保全活動を推進するため、家庭において環境保全に関する取組等を行う家庭（世帯）を「エコファミリー」、その家庭の代表者を「我が家の環境大臣」として登録し支援をする「我が家の環境大臣事業」を平成17年6月より開始。主な事業内容は以下のとおり。</p> <p>環境に配慮した消費行動に関する情報・教材の提供</p> <p>「我が家の環境大臣」ホームページ（<a href="http://www.eco-family.jp/">http://www.eco-family.jp/</a>）を平成17年6月より開設し、環境に配慮した消費行動のポイントの紹介や各家庭から寄せられたアイデアの掲載等を行った。また環境に配慮した生活のポイントをまとめた教材や情報誌を作成し、我が家の環境大臣事業登録者へ配付した。</p> <p>先駆的な取組事例の募集</p> <p>環境に配慮した生活に関するレポートについて全国の家庭等を対象に、平成17年12月から募集を行っている。平成18年6月までに優秀な事例や先駆的な取組事例を選定し、表彰を行う予定。</p> <p>なお、平成18年3月には国連持続可能な開発のための教育の10年国内実施計画（以下実施計画という。）が策定され、その中で家庭における環境教育が重要であると位置づけられた。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗性</p> <p>環境省のホームページ及び各地方環境事務所のホームページ等で広く事業の紹介をするとともに、各地方で本事業の紹介イベントを開催する等、全国的に普及啓発を図った。また、全国3ヶ所において事業広報も兼ねたイベント等も開催しエコライフの体験の機会の提供等を行った。その結果、17年3月現在の登録数が全国で約88万世帯に達した。</p> <p>有効性</p> <p>企業や各種団体へ団体での参加を呼びかけることにより、平成17年6月に開始以降、環境に配慮した生活に関する情報を広く提供することができ、各家庭での環境配慮の取組の実践に繋がった。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成18年度以降も継続的に実施し、参加型コンテンツの充実と新しい情報の提供を行うとともに、環境に配慮した生活への誘導を図る。</p>

【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

70

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 (消費者教育)</p>	<p>「悪質住宅リフォーム問題への対応」(平成17年9月16日 消費者政策会議関係委員会議決定)において、「介護ヘルパーや民生委員等を対象に、身近な高齢者を見守る際の注意点などをまとめた啓発資料を作成し、ホームページ上に掲載する(平成17年度中)。&lt;内閣府&gt;」ことが盛り込まれた。</p> <p>これを踏まえ、財団法人消費者教育支援センターへの請負業務として、請負先に「高齢者の消費者トラブルに関する資料作成委員会」を設けた。</p> <p>その後、当該委員会を4回開催し、具体的検討、啓発資料案の現地検証等を経て、「高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブック」(啓発資料)及び、この啓発資料を活用して啓発活動を行う際の「講師用マニュアル」(指導書)を作成し、高齢福祉関係団体、都道府県・市区町村等に配布した。</p> <p>なお、「講師用マニュアル」では、当該啓発資料を使った講座のプランの一例として、ロールプレイングによる体験型学習の実践事例を紹介している。</p> <p>(参考) [高齢者の消費者トラブルに関する資料作成委員会] 委員長 東 珠実 (椋山女学園大学現代マネジメント学部 教授) 委員 岩澤 純 (至誠デイケアセンター センター長、社会福祉士、介護支援専門員) 小島 和子 (世田谷区民生委員・児童委員、世田谷区消費生活課区民講師) 田澤とみ恵 ((社)全国消費生活相談員協会常任理事、消費生活専門相談員) 松本 明子 (弁護士) 渡邊 一郎 (足立区社会福祉協議会権利擁護センターあだち課長)</p> <p>(平成18年3月現在)</p> <p>[委員会の検討経過] ・ 第1回(平成17年11月2日) 高齢者の消費者被害と福祉現場の対応報告 消費者問題出前講座に関する報告 今後の進め方と役割分担について</p>	<p>〔評価〕</p> <p>テーマの妥当性 悪質住宅リフォーム問題を契機として高齢者の周りの方々による見守りの強化が求められる一方で、こうした方々を対象とした啓発資料は十分提供されておらず、今次テーマは消費者問題の変化への即応という観点において時宜に適ったものである。</p> <p>有効性 今次作成した啓発資料、指導書は次の理由等により地域等において十分活用されるものと考えられる。 啓発対象者、啓発者の視点を重視</p> <p>1)作成体制 「高齢者の消費者トラブルに関する資料作成委員会」に、高齢福祉関係者、消費生活関係者に委員(左記参照)として参画していただいた。 また、作成の過程において「高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会」の構成員からも意見を提出していただいた。</p> <p>2)内容 )啓発資料 ア)だまされやすさ心理チェックを提示するなど、誰でも消費者トラブルに陥りやすいことを理解していただくよう工夫した。 イ)高齢者の消費者トラブルの特徴を提示するなど、高齢者の見守りの必要性を理解していただくよう工夫した。 ウ)介護ヘルパーや民生委員の普段の活動のなかで高齢者の消費者トラブルに気づいた具体的場面、これに関連した気づきと対応のポイントを提示するなど、普段の活動の中で高齢者の見守りができると認識していただくよう工夫した。 エ)消費者トラブルに気づいてから消費生活センターや地域包括支援センターなどへの相談に至るトラブル対応の全体的な流れを図示した「トラブル対応のフローチャート」、「消費生活センターへの相談便利メモ」、「よくあるご質問Q&amp;A」を提示するなど、各人がそれぞれの立場でどのように対応すればよいのかを認識できるよう工夫した。</p> <p>)指導書 ア)講座の組み立て方を示した上で、ロールプレイングのシナリオ、実施後の受講者参加型討議用資料を盛り込むなど、体験型学習を容易に実施できるよ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回(平成 17 年 11 月 21 日) ヘルパー及び民生委員の消費者トラブル対応に関する事例報告 教材の構成・内容、指導書の構成検討</li> <li>・ 第3回(平成 17 年 12 月 19 日) 教材及び指導書の内容検討</li> <li>・ 第4回(平成 18 年 1 月 23 日) 教材検証結果報告 教材内容確認 指導書内容検討</li> </ul>	<p>う工夫した。</p> <p>イ) 啓発者として消費生活部門の者を想定したことから、民生委員、ヘルパーの仕事内容やこれを踏まえた高齢者の見守りの留意点を盛り込むなど、啓発者が啓発対象者の状況を十分踏まえて啓発に当たることができるよう工夫した。</p> <p>事前実地検証の実施 啓発資料案を活用して、民生委員、ヘルパーを対象とした消費者問題出前講座を開催した。そこで得た教訓を啓発資料等に反映させるとともに、指導書において、当該講座の模様を解説した。</p> <p>多元的な活用用途</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 高齢福祉関係団体を通じた配布 「高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会」の構成員の協力を得て、民生委員、ヘルパー等へ約 40 万部を配布。配布後、多数の高齢福祉関係団体、消費生活関係機関、防犯関係団体等から啓発活動で利用したい旨の要望があり、約 6 万 4 千部追加配布。</li> <li>2) 都道府県等への CD-ROM の配布・貸与 地方公共団体がこの啓発資料を自由に編集して地域の実情等にあったものができるように CD-ROM を全国 62 の都道府県・政令指定都市に対し各 1 部ずつ配布。この CD-ROM については希望者に貸与。</li> <li>3) ホームページへの掲載 啓発資料、指導書をホームページに掲載し、誰でもが自由にダウンロードできるようにしている</li> </ol> <p>[ 監視 ( 今後の取組み ) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 17 年度作成の啓発資料については、高齢者、高齢者の周りの方々を対象にした消費者問題出前講座において活用。</li> <li>・ 啓発資料を活用した啓発活動事例を収集し、どのような場でどのような啓発活動が行われたか、啓発対象者の反応はどうであったか等について調査している。</li> </ul> <p>消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。[平成 18 年度以降継続的に実施する。]</p> <p>&lt; 内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会 &gt;</p> <p>平成 18 年度においても、上記会議での情報共有・調整を踏まえ、引き続き教材等を作成する。</p>
--	---	--

【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

70

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 (経済教育)</p>	<p>平成16年度において、財団法人日本経済教育センターを委託先とし「経済教育に関する研究会」を開催。同研究会中間報告において提案された中学校向け教材案「牛井屋経営シミュレーション」を元に、平成17年度中に同財団法人において、モデル教材「牛井屋経営シミュレーション × 家、牛井屋を開店する。」を製作。</p> <p>平成17年6月～7月にかけて、弘前大学教育学部附属中学校及び京都市立藤森中学校において、同教材を活用したモデル授業を実施した他、経済教育サミット（7月）において同教材の配布、霞が関見学デー（8月）において同教材のパネル展示を行った。</p> <p>指導書等の普及 財団法人日本経済教育センターへの委託により開催された「経済教育研究会」において、教材例の改善を検討するに当たり、中学校・高等学校の社会科教員である委員を中心に、実際の授業において教材を活用する際の指導方法や、教材により教授される内容と学習指導要領との対応関係を整理した指導計画案の作成を行った。その成果については、研究会の報告書として取りまとめ、公表する予定である。</p>	<p>〔評価〕 有効性 今次作成した啓発資料等は次の理由等により地域等において十分活用されるものと考えられる。 本教材は、主として中学校の社会科公民的分野において、学習指導要領の内容を充実・補完するものとして考案された。 教材自体は企業経営を題材とするものであるが、資源の希少性、機会費用、リスク、トレードオフなど、消費も含めた経済活動において、合理的な意思決定を行うために必要とされる基本概念を、効果的に生徒に身に付けさせることを目的としており、関連する消費者教育の取組の効果を一層高める上で有用と考えられる。</p> <p>モデル授業・経済教育サミットでの配布の他、財団法人日本経済教育センターのホームページにおいてPDFファイル形式での公開を行っており、無料でのダウンロードが可能。</p> <p>本教材は、消費者被害をなくすことを直接の目的とするものではないが、左記の通り、消費も含めた経済活動において、合理的な意思決定を行うために必要とされる基本概念を、効果的に生徒に身に付けさせることを目的としており、関連する消費者教育の取組の効果を一層高める上で有用と考えられる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成17年度においても財団法人日本経済教育センターへの委託において、「経済教育に関する研究会」を開催。教材案については、モデル授業の結果等も踏まえ、リスクの多様化と意思決定との連動の強化、環境問題と企業経営等の新テーマ、教材を活用する教員による解説授業の進め方に関する提言等の面から改善を加え、平成18年度中に報告書を公表予定。</p> <p>消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。[平成18年度以降継続的に実施する。] &lt;内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会&gt;</p>

		平成 18 年度においても、上記会議での情報共有・調整を踏まえ、引き続き教材等を作成する。
--	--	---

【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

70

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
文部科学省	<p>財団法人消費者教育支援センターを委託先とし「実践的・効果的な社会教育用『消費者教育教材』開発・研究事業」を実施。当事業では公民館等の社会教育施設において行われる「消費生活に関わる講座」に活用可能な教材開発を行い、地域に広がる消費者トラブル・被害の防止を図ることを目的とした。</p> <p>有識者（消費生活相談員、弁護士、研究者等）による消費者教育副読本作成委員会を設置し、「みんなで創ろう賢い生活『悪質商法撃退マニュアル』」及びその指導書を作成。全国の教育センター及び公民館、教育委員会等に配布した。教材は1万9千部、指導書については3千部作成し、全国都道府県の消費生活センター、中央公民館、教育委員会等に配布した。</p> <p>（参考） 〔消費者教育副読本作成委員会〕 委員 池本 誠司（池本法律事務所弁護士） 委員 古賀 清子（狭山市消費生活センター消費生活相談員） 委員 小島 和子（世田谷区消費生活課区民講師） 委員 天井 勝海（日本大学商学部助教授）</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 今次教材及びその指導書を配布したことは以下の理由において、各社会教育施設における消費者教育を効果的に促進することができるものと考えられる。 &lt;啓発対象者、啓発者の視点を重視&gt; 教材等の作成にあたっては、有識者（左記参照）による「消費者教育副読本作成委員会」を設置し、内容構成等の検討をした。また、他の社会教育施設との連携を図り、社会教育主事の意見を反映させることで内容が充実するよう工夫した。 &lt;被害の特徴と原因の分析&gt; 「消費者教育副読本作成委員会」において、近年全国的な規模で拡大している高齢者をめぐる悪質商法に焦点を当て、高齢者の社会的、心理的分析を行った。その中で加齢に伴う判断力の衰え、特に拒絶能力の低下、将来の経済生活への不安、一定の蓄えを持つ、健康への不安、情報不足等が指摘された。これらの状況を踏まえ、教材等の作成に当たることにより効果的な内容となるよう工夫した。 &lt;先行事例の活用&gt; 委託先である財団法人消費者教育支援センターが各地の公民館等の社会教育施設で行ってきた講座での資料を使用し、より内容が充実するよう工夫した。 &lt;親しみやすい教材&gt; 「点検商法」「SF 商法」「次々販売商法」等具体例を挙げ、事例ごとに撃退法を提示した。24 ページ程度の分量とし、イラストや漫画を豊富に取り入れビジュアルで親しみやすい教材となるよう工夫した。 &lt;指導書等の普及&gt; 「みんなで創ろう賢い生活『悪質商法撃退マニュアル』」及びその指導書を作成し、中央公民館、教育委員会、社会教育関連施設等に配布した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成18年度においては作成した教材及びその指導書を活用した講座等の実施を呼びかけるなど、引き続き消費者教育の基盤整備に努めるものとする。</p> <p>消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。[平成18年度以降継続的に実施する。]</p> <p>&lt;内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会&gt;</p>

【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

70

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁	<p>(財)大蔵財務協会が作成した「2005年新・くらしのアドバイス『この商品・あの取引のここに注意!』」(インターネット取引、外国為替証拠金取引、無認可共済、ヤミ金融に対する注意点を記載。)を17年3月に購入し、全国の財務局等を通じて、老人クラブ、地域の婦人団体等に配布した。また、新たにグレーゾーン金利等について記述を加えた「2006年新・くらしのアドバイス『この商品・あの取引のここに注意!』」を18年3月に購入し、全国の財務局等に配布した。</p> <p>預金保険制度のパンフレットについて、ペイオフ解禁後も預金保険制度に係る誤解等に基づく混乱を来さないことが重要であることから、17年12月にパンフレットを刷新し、全国の財務局等を通じて、全国の地方公共団体、商工会議所、税務署、図書館等へ約30万部配布するとともにホームページに掲載した。</p> <p>金融庁ホームページ「一般のみなさんへ」において、一般の消費者向けに、  「いわゆるファンドについて～ファンド投資に関する注意～」(H17.8)  「あなたのキャッシュカードが狙われています」(H17.10)  「金融機関を装ったCD-ROMの配布事例について」(H17.11)  「未公開株購入の勧誘にご注意～一般投資家への注意喚起～」(H17.11)  「『保険契約にあたっての手引』について」(H18.1)  等の情報を提供した。  指導書等の普及  中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」について、「教師の手引き」を作成しており、全国の中学校、高等学校に配布した。</p>	<p>〔評価〕  有効性  今次作成した啓発資料等は次の理由等により有効であるものと考えられる。  ・「新・くらしのアドバイス」、預金保険制度のパンフレットについては、状況の変化に応じて内容を刷新しており、消費者に対する普及・啓発に有効な内容となるよう工夫している。  ・「新・くらしのアドバイス」、預金保険制度のパンフレットについては、全国の財務局で、消費者・関係団体等の求めに応じ、各財務局等職員を研修講師として派遣する体制を整えており、消費者に対する普及・啓発を支援する体制を整えている。  ・金融庁ホームページ「一般のみなさんへ」で提供している情報については、いずれも社会問題化している事案についての情報提供であり、且つ、こうした内容の啓発資料は他に十分に提供されていないことから、有効な情報提供である。  預金保険制度のパンフレットについては、全国の財務局等を通じて、全国の地方公共団体、商工会議所、税務署、図書館等へ約30万部配布した。  一般の消費者の求めに応じて配布するパンフ等については、配布先を全て正確に把握することは困難であるが、可能な限り配布先を把握するよう努めたい。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕  ・「2006年新・くらしのアドバイス『この商品・あの取引のここに注意!』」については、各財務局等を通じ、老人クラブ、地域の婦人団体等に配布する予定。  ・平成18年度作成予定の啓発資料等について引き続き検討を行う。  ・金融審議会や貸金業懇談会の報告等で金融経済教育の重要性が強調されており、今後とも金融経済教育に積極的に取り組む。  ・金融広報中央委員会が実施している「金融教育プログラムの策定」に協力する等金融広報中央委員会と連携して金融経済教育に取り組む。</p> <p>消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。[平成18年度以降継続的に実施する。]  &lt;内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会&gt;</p> <p>平成18年度においても、上記会議での情報共有・調整を踏まえ、引き続き教材等を作成する。</p>

【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

70

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取り組み）
法務省	<p>法務省では、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を法教育と総称し、法教育の普及・発展のために様々な取組を行っているが、私法分野についての学習機会の充実は、法教育に関する取組の中でも重要な部分を占めている。</p> <p>平成16年11月には、法務省の法教育研究会において法教育教材を作成し、うち1教材は、私法分野についての学習機会の充実を図ることを目的とした「私法と消費者保護」と題する教材であり、「私法と消費者保護」を含む法教育教材を、中学校、都道府県・市区町村教育委員会、教育関係者、弁護士会、司法書士会その他の関係機関に約6、500部を配布した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>内容評価            今次作成した啓発資料等は、次の理由等により学校教育等において十分活用するに足るものと考えられる。            この教材は、中学校学習指導要領に基づき作成したもので、具体的には中学3年生を対象として社会科公民的分野の授業において利用されることを予定している。            内容としては、売買契約を結んだと想定して契約書を作成した上で、様々な事情が生じた場合に契約を解消できるかどうかを検討するなど、体験的な作業を通じて私法の基本的な考え方を学んだ後、消費者が事業者から正しい情報や十分に考える時間を与えられないまま契約を結んだ場合などにおける消費者保護の位置付けについて学習する構成をとっている。            日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をし、体験型の作業を通じ、契約自由の原則、私的自治の原則などの私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深く関わっていることを認識させるものとしている。</p> <p>〔監視（今後の取り組み）〕</p> <p>この教材を活用した授業実践の拡充を図るため、学校教員や教育関係者への周知広報及び普及活動、教材の狙いなどを分かりやすくしたQ &amp; Aの作成・公表を予定している。</p> <p>「私法と消費者保護」を含む法教育教材を用いた学習を通じて、私的自治の原則や法と深く関わりのある消費者保護の問題に対する認識・理解が深まることとなる。これにより、将来にわたり、自律的かつ責任ある主体として日常生活において十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養い、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図ることができるようになるものと期待される所であり、今後とも、法教育の普及充実に努めてまいりたい。</p> <p>〔指導書等の普及〕</p> <p>複数の学校、教育機関等の協力を得ながら、法教育教材に基づいた教育活動の普</p>

		<p>及定着に更に力を注ぐこととしている。</p> <p>また、平成 17 年 5 月に発足させた法教育推進協議会において、学校教育における法教育の位置づけ等について検討するとともに、授業の実践状況を検証し、その結果を踏まえつつ、授業を行う教員等向けの Q &amp; A を作成・公表し、普及の強化を図る予定である。</p> <p>さらに、法教育授業の実践を撮影し、実践方法等を分かりやすく編集加工した DVD を作成して、学校、教育機関、教育関係者等に配布する。</p> <p>消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。[平成 18 年度以降継続的に実施する。]</p> <p>&lt;内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会&gt;</p> <p>平成 18 年度においても、上記会議での情報共有・調整を踏まえ、引き続き教材等を作成する。</p>
--	--	---

【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

70

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p><b>進捗状況</b>                      経済産業省では、学校での授業や新入社員向け研修、地域での出前講座等で活用できる教育・啓発資料として、インターネット教材、若者向け教材(パンフレット・ビデオ)、高齢者向け教材(パンフレット・ビデオ)を作成・配布している。</p> <p><b>インターネット教材</b>                      教育現場をはじめ、インターネット利用者に広く活用されるよう、インターネット通信販売やインターネット・オークションを疑似体験してトラブルの未然防止、早期解決に役立てる教材「これで安心！ネット通販&amp;ネットオークション」を作成した。</p> <p><b>若者向け教材(パンフレット・ビデオ)</b>                      若者が遭いやすいトラブルを未然に防止するとともに早期解決を図るために、悪質商法の手口とその対処法等を主な内容とする教材(パンフレット)「どうする！？こんなとき」を作成、学校の授業や新入社員向け研修での活用に向けて配布した。また、平成16年度までに作成した若者向け啓発ビデオについても、前年度に引き続き学校・企業等に配布・貸出を行った。</p> <p><b>高齢者向け教材(パンフレット・ビデオ)</b>                      地方自治体が行っている出前講座等での活用により、高齢者の消費者トラブルを未然に防止するとともに早期解決を図るために、住宅リフォームの訪問販売など、高齢者にトラブルが多い悪質商法の具体的な手口等についての教材(パンフレット)「こんどはあなたがカモになるかも」、及びビデオ「三遊亭楽太郎の悪質商法カンタン撃退法」を作成し、全国の地方自治体等に配布した。</p> <p><b>指導書等の普及</b>                      消費者相談員や介護ヘルパー、民生委員等を対象に、啓発対象者に興味を持って聞いてもらうための方法等、身近な高齢者を見守る際に参考となる啓発ノウハウをまとめた資料(教材)を作成した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p><b>有効性</b>                      今次作成した啓発資料等は次の理由等により地域等において十分活用されるものと考えられる。                      使用者に対して行ったアンケート結果によれば、啓発対象者が集まる学校の授業や自治体の出前講座等で配布している消費者教育・啓発資料(ビデオ・パンフレット)は興味をもってもらうことができたことと好評であり、未然防止の効果は一定程度上がっていると考えられる。また、啓発を行った現場では今まで泣き寝入りをしていた被害者が相談に来るようになったという報告もあり、本施策は被害者の事後的救済という効果をあげている。                      また、様々な消費者取引に係るトラブルを回避し、遭遇したトラブルを自ら処理し、自立した消費者となることを支援するためには、各種教育・啓発手法を用いて消費者への情報提供を推進する必要がある。                      平成16年に特定商取引法を改正した審議の際にも、与野党多数の議員から、被害の未然防止・再発防止のために消費者啓発に最大限努力すべしとの指摘がなされ、両院の附帯決議においても消費者啓発の重要性が指摘されたところである。</p> <p>平成17年度の配布・貸出状況は以下のとおり。                      高齢者向け教材(パンフレット):約78万部                      高齢者向け教材(ビデオ):約1,000本                      若者向け教材(パンフレット):約97万部</p> <p>啓発を行った現場では今まで泣き寝入りをしていた被害者が相談に来るようになったという報告もあり、本施策は教育・啓発による事前予防に加えて被害者の事後的救済という効果をもあげていると考えられる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕                      教育・啓発・情報提供の対象と手法の関係の整理、効率的な頒布方法の在り方につき考慮しつつ、平成18年度作成予定の教育・啓発資料等について引き続き検討を行っていく。</p> <p>消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。[平成18年度以降継続的に実施する。]</p>

		<p>&lt;内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会&gt;</p> <p>平成18年度においても、上記会議での情報共有・調整を踏まえ、引き続き教材等を作成する。</p>
--	--	---

【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

70

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p><b>我が家の環境大臣事業</b>            持続可能な社会を構築するためには、国民一人ひとりが自発的に環境に配慮した生活をおくることが必要であるが、特に生活の中心となる家庭での環境教育・環境保全活動を推進するため、環境省では、「我が家の環境大臣事業」を通じて、環境にやさしい暮らしを实践する家族（エコファミリー）や、地域で環境にやさしい活動を行う団体への支援を行っている。            平成17年度には、財団法人日本環境協会への請負業務として、請負先に有識者からなる検討委員会を設け、エコファミリー等への支援のあり方や方法について検討を行った。その検討結果を踏まえつつ、ウェブサイト及び紙媒体による教材を作成し、エコファミリー等への提供を行った。</p> <p><b>環境学習CD-Rの配布</b>            環境学習について指導者向けのプログラム集として、平成15年度末より各都道府県、政令指定都市の環境部局や教育委員会、教育事務所へ希望部数を配布した。また、環境省主催のイベント等でも配布している。</p> <p><b>環境学習データベース</b>            環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等に係る情報を収集し、その情報をインターネットにより提供している。</p> <p><b>環境白書、循環型社会白書の発行</b>            環境基本法、循環型社会形成推進基本法で義務づけられた年次報告書（環境白書、循環型社会白書）を毎年作成。            また、普及啓発用に子ども環境白書、図で見る環境白書等を作成し、小中学校等へ配布及び実費での頒布をしている。</p> <p><b>各種リサイクル法に関するポスター、パンフレットの発行</b>            各種リサイクル法（容器包装リサイクル法等）の普及啓発のため、ポスターやパンフレット等を作成し、関係機関に配布。</p> <p><b>「もったいないふるしき」の作成・貸出</b>            容器包装の3Rを進めるためのシンボルとして、素材にペットボトルを再利用した布地を使った「もったいないふるしき」を作り、ふるしきの利用を呼びかけている。</p>	<p>〔評価〕            有効性            今次作成した啓発資料等は次の理由等により地域等において十分活用されるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年6月に開始以降、教材やウェブサイトを通して呼びかけることにより、環境に配慮した生活に関する情報を広く提供することができ、各家庭での環境配慮の取組の実施に繋がった。</li> <li>・環境学習CD-Rについては、指導者向けに環境学習を行う際の手引きやアドバイスを提供し、各学校での環境学習に役立っている。</li> <li>・環境学習データベースについては、平成17年より情報を公開し、インターネットという手軽な手段により、指導者、子ども、家庭向けとそれぞれに合わせて分かりやすく情報提供をしている。</li> <li>・子ども環境白書は約6万5千部、図で見る環境白書は約4万部頒布し、小中学校等に幅広く普及啓発を行うことができた。</li> <li>・各種リサイクル法について、一般消費者や関連事業者に対する普及啓発効果があった。</li> <li>・特に、施行前より幅広く広報活動を実施した結果、自動車リサイクル法の認知度は90%を超える状況となっている。</li> <li>・「もったいないふるしき」については、自治体をはじめ、消費者団体、NPO、学校、デパート等の企業において、環境関係のイベント等で展示されるなど、幅広い普及啓発効果があった。</li> <li>・WEBマガジン「Re-Style」においては、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するためにはどうしたら良いのか、日常生活においてできることや環境に優しいライフスタイルについて情報提供している。</li> <li>・WEBマガジン「Re-Style」の平成17年度アクセス件数は898、757件であった。</li> <li>・『これからのライフスタイル・環のくらし』については、希望する人に直接配布する他、市販されている主婦向け雑誌の付録にすることで、効率的に配布した。</li> </ul>

WEBマガジン「リ・スタイル(Re-Style)」

家庭からのごみのリデュースを始めとする 3Rの取組を推進するためには、国民のライフスタイルを見直していくことが不可欠となっている。このためには製造事業者や販売事業者においても、使い捨て製品や過剰包装使用の自粛、詰め替え製品や簡易包装の推進、製品の長寿命化、リユースやリサイクルしやすい商品設計等、できるだけ環境負荷の低い製品の開発・提供が必要であり、消費者とのパートナーシップによりレジ袋の削減や環境負荷の低い商品の普及に努めていくことが重要。

国や地方公共団体は、こうした取組を支援するために必要となる情報の提供や、環境教育、普及啓発活動を実施していく必要があり、こうした普及・啓発の取組の一例として、3Rを推進し、ごみを減らしていくライフスタイルである「リ・スタイル(Re-Style)」をキーワードとした活動を紹介するWEBマガジン「Re-Style」を平成 14年6月に開設している。

『これからのライフスタイル・「環のくらし」』

『これからのライフスタイル・「環のくらし」』という、温暖化対策型の家電製品・自動車等について具体的な製品・技術・使い方等を掲載した主婦向けの冊子を作成、配布。

指導書等の普及

環境学習について指導者向けにCD-Rを作成し、希望の学校に配布している。今後は徐々に環境教育・環境学習データベースに移行していく予定。

配布

ウェブサイトを通じ、日常生活を環境にやさしいものに変えていくために有用な情報を参加型コンテンツ等の、利用しやすく、親しみやすい方法で提供した。

また、電気・ガスの使用量から家庭から出る二酸化炭素量等を簡単に計算できる「えこ帳」や、日常生活を環境にやさしいものに変えていくために有用な情報等を提供するライフスタイルマガジン「Peco(ピーエコ)」(年2回発行)を、企業や地域の団体などにそれぞれ約 10万世帯に配布した。

環境学習CD-Rは、地方自治体の環境部局、教育委員会等に平成 15年より約 4万 6千部配布した。

各種リサイクル法に関するポスター、パンフレットについては、昨年、スチール・アルミボトルとペットボトルの分別排出方法に関するポスターを都道府県等に計 5000部送付した。

もったいないふるしきについては、希望のあった自治体・NPO・企業等に貸し出した。のべ約 50件。

『これからのライフスタイル・「環のくらし」』については、35万部発行し、主に市販の主婦向け雑誌(クロワッサン)の付録として配布した。

当省のパンフ等はいわゆる消費者被害の抑制を意図したものではないため、こうした観点からの検証は行っていない。

〔監視(今後の取組み)〕

「我が家の環境大臣事業」については、平成 18年度に、平成 17年度検討委員会の検討結果等を踏まえ、ウェブサイトのリニューアルを行う予定。情報誌「P-eco」については、今年度も年2回程度の作成を行うほか、「えこ帳」については、昨年度から引き続き利用する者に向けて、上級者版を作成して配布する予定。

環境学習CD-Rの情報は今後徐々に環境学習データベースに移行し、環境学習データベースは今後内容を充実させていく予定。

平成 18年度以降も引き続き各種リサイクル法の普及啓発活動を実施。特に容器包装リサイクル制度の見直しを踏まえた、容器包装の3Rに関する普及啓発事業を実施。

消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。[平成 18年度以降継続的に実施する。]

<内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会>

平成 18年度においても、上記会議での情報共有・調整を踏まえ、引き続き教材等を作成する。

【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

70

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>国民生活センター</p>	<p>（独）国民生活センターが作成した「2006年版 暮らしの豆知識『特集 だまされるな 消費者!』」（新・暮らしのIT化と個人情報、契約トラブル注意報、暮らしの事故注意、契約の基礎知識、こんなとき どうしたら・・・、ライフプランの知識、金融サービスと暮らし、食生活の知識、住生活の知識）は平成17年9月に発行、全国の消費者行政担当課や地方消費生活センター、大学、金融広報委員会、地域の消費者団体等に配布し、発行者名を差し替える印刷の希望を受け印刷、当該団体を通じて消費者に配布された。また全国の書店等を通じて市販をした。</p> <p>国民生活センターの啓発用リーフレットについて、高齢者また若者における消費者被害が多いことから、敬老の日に向けて高齢者編「悪質商法前線活発化!!」、また成人式に向けて若者編「世にも恐ろしいケータイトラブル」を作成し、全国の消費者行政担当課、地方消費生活センター等、高齢者編は全国の高齢者福祉行政担当課、若者編は全国の広報行政担当課を通じて、全国の高齢者講座や成人式参加者へ配布された。</p> <p>暮らしの豆知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「暮らしの豆知識」は暮らしのさまざまな方面について知識を見開き頁で分かりやすく構成しており、消費者に対する普及・啓発に有効な内容となるよう工夫している。</li> <li>・「暮らしの豆知識」については、平成17年度に269の自治体・団体から約15万冊の名義差替注文を受けた。内訳は、自治体が230箇所と最も多く、次いで大学・短大、消費者団体から13件、金融広報委員会8件等あった。</li> <li>・「暮らしの豆知識」については、全国の消費生活センター（571箇所）全国の市町村。東京23区（2,346箇所）、その他、消費者団体、大学・短大・高等学校、全国の警察本部、金融広報委員会、弁護士会、生活共同組合連合会、社会福祉協議会、司法書士会、都道府県高等学校PTA連合会、都道府県・政令市教育委</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>今次作成した啓発資料等は次の理由等により地域等において十分活用されるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「啓発用リーフレット」については、消費者被害の実態に合わせて対象者を絞りその特徴的な被害事例をもとに4頁にわたりグラフィックを生かして作成しており、中学生ぐらいの消費者が自身で見ても分かりやすく、また消費生活相談員等が講師となって説明する際の教材としても有効である。</li> <li>・「暮らしの豆知識」「リーフレット」とも全国の自治体の消費者行政や消費生活センターあるいは消費者団体、金融広報委員会、大学の求めに応じ、当該の名義に発行者名を差し替え、印刷する体制を整えており、消費者に対する普及・啓発を支援する体制を整えている。</li> <li>・当センター発行「暮らしの豆知識」において、読者アンケートハガキを添付し、記入された意見や感想などの結果について、次年度以降の編集企画に活用している。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度においても「2007年版暮らしの豆知識」「啓発用リーフレット」高齢者編および若者編を作成の予定。</li> </ul> <p>消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。[平成18年度以降継続的に実施する。]</p> <p>&lt;内閣府、文部科学省、内閣官房、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国民生活センター、金融広報中央委員会&gt;</p> <p>平成18年度においても、上記会議での情報共有・調整を踏まえ、引き続き教材等を作成する。</p>

員会等 計 5,770 箇所に見本誌を同封して新刊の案内、名義差替の案内を行っている。

平成 17 年度は、269 の自治体・団体から約 15 万冊の名義差替の注文が寄せられている。その内訳は、自治体が最も多く 230 箇所、その他、大学・短大、消費者団体から各 13 件、金融広報委員会 8 件等である。

また、「くらしの豆知識」は、全国の書店、JR 駅のキオスク等でも扱っており、約 5 万部販売している。今後とも、よりいっそう消費者教育に役立ていただけるように、PR に努めていきたい。

#### 啓発用リーフレット

- ・啓発用リーフレットについては、高齢者向け「悪質商法前線活発化！！」と若者向け「世にも恐ろしいケータイトラブル」を作成、名義差替にも対応した。平成 17 年度は、両方合わせて 313 件・約 150 万枚が各地の消費生活センターをはじめ全国自治体名義として配布された。
- ・平成 16～17 年度に「教員を対象とした消費者教育講座」を開講し、教員に対する教材紹介や教材企画案の作成を行った。

【消費者教育の内容の充実】

消費者教育を幅広く、かつ、効率的・効果的に実施していくために、広く関係機関の協力を得て、消費者教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。[平成19年度までに一定の結論を得る。]

71

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省 関係省庁 国民生活センター</p>	<p>財団法人消費者教育支援センターへの請負業務として、請負先に「消費者教育体系化のための調査研究会」を設けた。</p> <p>その後、当該委員会を6回開催し、有識者ヒアリング等を行い、消費者のライフステージに応じた実践的な教育目標を検討し整理を行った。</p> <p>具体的には、消費者教育の目標、対象領域の設定とその目標、ライフステージに応じた各領域での目標を「体系シート」として整理した。</p> <p>なお、同報告書については、平成18年3月28日に開催された国民生活審議会 第3回消費者政策部会に報告した。</p> <p>（参考） [消費者教育体系化のための調査研究会] 委員長 円谷 峻（横浜国立大学大学院国際社会科学部教授） 委員 猪瀬 武則（弘前大学教育学部教授） 尾島 恭子（金沢大学教育学部助教授） 西村 隆男（横浜国立大学教育人間科学部教授） 御船 美智子（お茶の水女子大学生生活科学部教授） 安田 憲司（国民生活センター教育研修部教務課）</p> <p>オブザーバー 文部科学省（生涯学習政策局男女共同参画学習課、初等中等教育局教育課程課） 金融庁（総務企画局政策課） 総務省（大臣官房企画課、総合通信基盤局消費者行政課） 法務省（大臣官房司法法制部司法法制課） 経済産業省（商務情報政策局消費経済部消費経済政策課） 環境省（総合環境政策局環境教育推進室） 金融広報中央委員会事務局 内閣府（大臣官房企画調整課、国民生活局消費者企画課）</p> <p>[委員会の検討経過] 第1回（平成17年11月28日） ・調査研究の進め方について 第2回（平成17年12月22日）</p>	<p>〔評価〕 進捗度 平成17年度においては、消費者教育の目標、対象領域の設定とその目標、ライフステージに応じた各領域での目標を「体系シート」として整理し、報告書にまとめた。</p> <p>有効性 消費者教育では、消費生活に関わる実践力を身につける必要があることから、報告書においては「～できる」といった実践的な目標を掲げている。今後、これによって、どのような場でどのような内容の消費者教育を実施していくのかについて、効果的な検討を実施していくことができる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成18年度においては、今次の報告書を踏まえ、各ライフステージにおける目標を達成するため、具体的にどのような場でどのような内容の消費者教育を実施していくのかについて検討を進める。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法教育に関するヒアリング（講師：江口勇治 筑波大学教授）</li> <li>・情報教育に関するヒアリング （講師：国分明男（財）インターネット協会副理事長）</li> <li>・体系化の視点について</li> </ul> <p>第3回（平成18年1月19日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育に関するヒアリング （講師：小澤紀美子 東京学芸大学教授）</li> <li>・消費者教育の理念について</li> <li>・対象領域別の目標及びライフステージに応じた目標について</li> </ul> <p>第4回（平成18年2月10日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体へのアンケート及びヒアリング報告</li> <li>・対象領域別の目標及びライフステージに応じた目標について</li> </ul> <p>第5回（平成18年2月24日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書（案）について</li> </ul> <p>第6回（平成18年3月8日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書（案）について</li> </ul>	
--	---	--

【リソースセンターの機能強化】

各省庁等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例、消費者教育専門家に関する情報等を集約したポータルサイトを財団法人消費者教育支援センターや金融広報中央委員会等の協力を得て構築する。[基本方針について平成18年度までに一定の結論を得る。]

72

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省 関係省庁</p>	<p>特段の進捗なし。</p>	<p>〔評価〕 進捗度 -  有効性 -  〔監視（今後の取組み）〕 ポータルサイト構築の基本方針について、消費者教育や情報通信技術の専門家を交えた調査研究会において、消費者教育の体系化の進捗状況を視野に入れつつ、利用者にとっての利便性といった論点も含め検討する。</p>

【政策形成過程における消費者の参画】

各審議会等における消費者代表等の参加状況について、消費者代表等の参加促進という観点から現状を分析し、その結果を公表する。

[平成18年度までに分析結果を公表する。]

73

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 関係省庁</p>	<p>本施策の趣旨 審議会等における消費者代表の参画状況については、平成18年3月31日事務連絡で「審議会等における消費者代表の参画状況調査の実施について（調査依頼）」を、内閣府から各省庁等あてに発出しており、その中で、審議会等における消費者代表の参画状況等につき、回答を求めている。</p> <p>本調査では、国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等を対象とし、具体的に以下の点について、平成17年12月31日現在における消費者代表委員に関する事項に関し、各省庁等の状況を把握する形となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審議会等における消費者代表の参画状況、審議会等の消費者代表委員</li> <li>2. 審議会等における消費者代表の参画状況（専門委員等）、審議会等の消費者代表委員（専門委員等）</li> <li>3. 消費者代表の参画状況に関する考え方</li> <li>4. 消費者代表による審議会以外の政策形成過程への参画に関する取組み事例</li> </ol>	<p>〔評価〕 進捗度 本調査（「審議会等における消費者代表の参画状況調査の実施について（調査依頼）」）については、内閣府から各省庁等あてに発出したところであり、現在そのとりまとめを行っているところ。今後、回答内容の分析を行い、その結果の公表を行う予定である。</p> <p>有効性 本調査については、審議会等における消費者代表の参加の状況を以下のとおり把握するものとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本調査においては、審議会の委員総数、そのうちの消費者代表委員数、また、それぞれについて専門委員の数についても調査し、委員総数に占める消費者代表委員の割合について、各省庁等毎の実態についての把握を容易に行うことが可能となっている。</li> <li>・また、消費者代表委員が当該審議会等に参画していない場合にはその理由を、また、参画している場合にはその成果を記入することとなり、さらに各省庁において審議会等以外の政策形成過程への消費者代表の参画促進のために何らかの取組を行っている場合にはその事例を記入することとしており、単に当該審議会における委員の数からだけでは必ずしも把握できない、各省庁毎の事情に応じた消費者代表等の政策形成過程への参画の状況を把握することも可能となるようになっている。</li> <li>・各省庁等から提出された調査結果を踏まえ、適切に現状を分析し、その結果を公表する予定である。</li> <li>・以上を通じて、各省庁等における審議会等における消費者代表委員の参画の状況を総合的に把握することが可能となる。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕 調査のとりまとめを行い、その結果を公表することとする。</p>

【消費者の参画に資する諸制度の活用についての啓発】

行政機関が政策立案等を行おうとする際に広く国民・事業者等から意見や情報を求める仕組み(パブリック・コメント制度等)の活用について、消費者へより一層の啓発を行う。[平成17年度以降継続的に実施する。]

74

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 関係省庁</p>	<p>進捗状況</p> <p>啓発リーフレット「消費者の意見を国の行政機関に提出してみませんか！」(国民・事業者等から意見や情報を求める仕組みとしてどのような制度があるか、どのような意見募集が行われているかを知るための方法、意見の提供方法等について簡潔にまとめたもの)を作成。主に地方公共団体、各地の消費生活センター、各地の消費者団体に配布し、内閣府 HP「消費者の窓」にも掲載した。</p> <p>[発行部数：14万部]</p> <p>[主な配布先]</p> <p>地方公共団体・・・約10万部</p> <p>各地の消費生活センター・・・約3万部</p> <p>各地の消費者団体・・・約6千部</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者に意見の提出を呼びかける啓発リーフレットを作成し、地方自治体・消費生活センター等に配布した。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレットの追加送付を必要とする地方自治体・消費生活センターが約2800件あった。(このように、啓発リーフレットのニーズが高いことが確認された)</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレットに全省庁の消費者政策の担当窓口を掲載。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度以降も、希望する地方自治体・消費生活センター等に、継続的にリーフレットの配布を行う。</li> <li>・リーフレットがパブリック・コメント制度の活用に与えた効果について、各地の消費生活センター等からのヒアリングを行う等のフォローアップを行う。</li> <li>・総務省が平成12年より毎年調査している「規制の設定又は改廃に関する意見提出手続の実施状況調査」の結果を注視し、必要な措置を講ずる。</li> </ul>

【国民生活センターの中核的機能の強化】

各地の消費生活センターの苦情相談処理機能を強化するため、国民生活センターは、これらの中核的機関として、PIO- NETシステムを効果的に活用した消費者トラブルに関する注意情報等の充実、経由相談への対応強化、相談員に対する研修の充実、原因究明テストの積極的な実施を図る。また、次期中期目標及び中期計画については、これらの施策の実績評価を踏まえた上で設定する。

[平成19年度に中期目標及び中期計画を設定]

75

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 国民生活センター</p>	<p>1. PIO- NETシステムを活用した注意情報等の充実          ・PIO- NETに寄せられた苦情相談情報を活用し、平成17年度は記者発表を通じた情報提供を計22件行った。          ・TV番組「ご存じですか 消費者ミニ情報」の提供や「月刊国民生活」「たしかな目」「消費生活年報」等の出版物発行を通じ、広く情報提供に努めた。          ・インターネットホームページ・消費生活情報のメールマガジンを運用し、様々な情報をいち早く国民に届けた。          ・「有料老人ホームをめぐる消費者問題に関する調査研究」「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」など、消費生活問題に関する調査研究を行い、結果を公表した。          ・そのほか、新聞・TVをはじめ、各報道機関からの消費生活問題に関する問い合わせにも積極的な対応に努めた。</p> <p>2. 経由相談への対応強化          各地の消費生活センター等の苦情相談処理機能を強化するため、国民生活センターは、これらの中核的機関として、消費生活センター等からの経由相談への対応を強化している。          平成17年度に対応した経由相談件数は4,179件で、国民生活センターで受け付けた全相談件数の50.4%を占める。その際、アドバイスにとどまらず、各地消費生活センターとの「共同処理」や国民生活センターが処理を担当する「処理依頼（「移送」）」も行っている。</p> <p>3. 相談員に対する研修の充実          平成17年度は全講座（54講座）のうち、約8割の42講座を相談員が受講できる講座に充て、カリキュラム内容の充実に努めた。</p> <p>4. 原因究明テストの積極的な実施          平成17年度に各地消費生活センター等で受付けた製品事故等の原因究明テストを45件実施した。また、全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術・評価研究会を開催し、</p>	<p>〔評価〕</p> <p>1. PIO- NETシステムを活用した注意情報等の充実          迅速性・機動性          中央省庁や各地消費生活センター、公的機関ホームページに新しく掲載された暮らしの情報を電子メールで知らせる「生活ニューネットマガジン」は、消費者関連の注意情報や調査研究結果、商品テスト、消費生活センター主催の講座やイベント、消費生活相談員募集など、平成17年度実績で毎回約1万通を計24回にわたり迅速に配信した。          国民生活センターホームページに新しく掲載された情報をその日のうちに電子メールで知らせる「おすすめフレッシュ便」は、平成17年度は毎回約9千通を計212回、ほぼ毎日のペースで配信した。          新聞・テレビ等報道機関からの取材に迅速・積極的に対応するとともに、毎月記者説明会を開催し、新聞・テレビ等報道機関へ情報を提供した。          有効性          「たしかな目」は、18年4月発行(5月号)からのリニューアルに向けて取組み、イラストや写真、グラフなどを多用したわかりやすいデザイン・レイアウト誌面にした。また、毎日の生活の中での取組み、疑問への回答、国民生活センターオリジナル情報を中心に構成内容・連載情報も一新してより身近な情報提供誌とした。          「国民生活」も、18年4月発行(5月号)からのリニューアルに向けて取組み、構成内容・連載情報を一新した。消費者問題、生活問題の特集で、また、タイムリーな消費者行政情報・消費者被害情報等を取上げ、消費者政策を研究する専門家、全国の消費者行政担当者、各地消費生活センターの相談員や相談員資格取得希望者等に役立てた。          国民生活センターホームページでは、紛争解決手段として注目されているADRコーナーを新設し、さらに、高齢者や障害者など誰にとっても利用しやすいデザインにリニューアルした。          関係省庁間の連携          インターネットホームページにおいて、各省庁・自治体が発表する消費者行政関連情報を横断的に収集・紹介し、消費者の情報収集効率を高めた。</p> <p>2. 経由相談への対応強化          有効性          地方センターからの相談処理についての問合せに対して迅速に回答し、各地センターの苦情相談処理業務を支援した。          各地センターの相談担当者や相談員を対象に実施したヒアリングの結果をもとに、経</p>

	<p>各地消費生活センターテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行った。</p> <p>全国商品テスト企画ブロック会議 各地消費生活センター38機関のテスト担当職員47人を対象に、「平成17年度の商品テスト実施状況と平成18年度の商品テスト実施予定」「IT会議室・テスト職員掲示板の有効利用について」「ブロック会議の運営について」などを議題として、全国商品テスト企画ブロック会議及び全国会議(全体会議)を実施した(平成17年11月11日)。</p> <p>商品テスト技術・評価研究会 各地消費生活センターにおいて、テスト実施件数が多い「クリーニング事故の原因究明に関するテスト技術および評価方法」をテーマに、各地消費生活センター43機関、テスト担当者51人を対象に実施した(平成17年11月10日)。</p> <p>テスト方法等の技術相談に対する助言 各地消費生活センターに対して、原因究明に必要なテスト技術等の助言や資料の提供を行うとともに、商品テスト報告書を作成して提供した。</p> <p>また、IT会議室・テスト職員掲示板を使って商品テスト情報を提供するとともに、消費者行政職員専用コーナーにおいて、商品テスト機関リストを運用した。</p>	<p>由相談の対応を強化した。</p> <p>3. 相談員に対する研修の充実 相談員研修の柱となる当センター相模原事務所での講座は、毎回定員を超える受講者が集まり、満足度アンケートでも高い評価を得ている。</p> <p>4. 原因究明テストの積極的な実施 迅速性・機動性 原因究明テストの実施に当たり、テスト実施職員が専門家の指導等を受けて技術的・専門的知識を習得し、原因究明のテスト結果を依頼センター等に迅速に報告した。また、各地消費生活センターの原因究明テストに関する技術相談や資料請求などに対し、アドバイスや資料提供を迅速に行った。</p> <p>有効性 原因究明テスト結果に基づいて、各地消費生活センターで苦情相談処理の解決や消費者被害の救済が図られた。また、各地消費生活センターから寄せられた原因究明テストに対し、技術相談への助言や商品テスト情報の提供を行うことにより、原因究明テストの推進が図られた。</p> <p>〔監視(今後の取組み)〕</p> <p>1. PIO - NETシステムを活用した注意情報等の充実 ・引き続き、PIO - NETシステムを活用し情報提供を積極的に行う。 ・ホームページ、生活ニューネットマガジン、おすすめフレッシュ便、記者説明会、出版物等で、迅速かつタイムリーな情報提供を引き続き積極的に行う。</p> <p>2. 経由相談への対応強化 平成18年度も引き続き、全相談に占める経由相談の比率が47%以上(年度目標)となるよう、体制強化に努める。</p> <p>3. 相談員に対する研修の充実 平成18年度は、受講者の需要に的確に応えるため、カリキュラムの見直し、充実を図る。</p> <p>4. 原因究明テストの積極的な実施 ・原因究明の更なる迅速化・効率化を図る。 ・全国商品テスト企画ブロック会議や商品テスト技術・評価研究会の充実を図るとともに、技術相談への対応をより迅速に行う。</p> <p>平成19年度には、平成18年度までの施策の実績評価を踏まえ、中期目標及び中期計画を設定する。</p>
--	---	---

【消費生活センターと関係機関等との連携】

消費生活センターで処理が困難な案件が円滑に解決されるよう、総合法律支援構想の具体化を踏まえつつ、消費生活センターと日本司法支援センターとの緊密な連携・協力関係のあり方を検討する。

また、消費者に対して有効なサービスを提供するため、国、地方公共団体、民間ADR機関等の関係機関・団体によるネットワークのあり方について検討する。[平成18年度までに一定の結論を得る。]

76

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 法務省 関係省庁 国民生活センター 日本司法支援センター</p>	<p>トラブルを抱えた消費者が適切な紛争解決機関をワンストップで探すことができるよう、日本司法支援センターを中心とした紛争解決機関のネットワークを構築するために、各省庁課長クラスを構成員とする総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月8日 各省庁等所管の紛争解決機関と日本司法支援センターとの連携・協力関係について検討</li> <li>・7月28日 各省庁等所管の紛争解決機関と日本司法支援センターとの連携・協力関係の取りまとめ</li> </ul> <p>7月28日の取りまとめに基づく対応は以下のとおり</p> <p>&lt;法務省&gt; 日本司法支援センターが紛争解決機関に関する情報を詳細かつ迅速に同センターの利用者へ提供できるよう、各省庁等を通じて紛争解決機関の相談受付分野及び提供するサービスに関する具体的な情報を収集</p> <p>&lt;内閣府&gt; 消費生活センターが地域の実情を踏まえて日本司法支援センターと連携・協力を図るよう、都道府県及び政令指定都市の消費者政策担当部局に対して要請 日本司法支援センターで受付けた消費生活に関する苦情相談が適切に消費生活センターに誘導されるよう、主要な相談事例を法務省に情報提供 消費生活センターの相談受付分野及び提供するサービスについて、国民生活センターの相談受付分野及び提供するサービス等を勘案して法務省に情報提供</p> <p>&lt;国民生活センター&gt; 消費生活相談の現況・相談員の研修体制・業務手順・他機関との連携方法・フィードバック等、相談業務を中心とした法務省からの問い合わせ・ヒアリングについて積極的に対応。 日本司法支援センターに関する意見交換会に参加し、同センターの業務に関する情報を収集。リーフレットを国民生活センター来訪者へ配布し、周知を図った。 国民生活センターHP内にADRに関する情報を提供するコーナーを新設し、ADR機関及び日本司法支援センターについて情報提供を図った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度・有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度内において、日本司法支援センターと消費生活センターを含めた各紛争解決機関との具体的な連携・協力関係を取りまとめた。</li> <li>・日本司法支援センター運営のノウハウを蓄積するために、2県で相談受付業務を試行した。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合法律支援関係省庁等連絡会議の開催等を通じて、紛争解決機関のネットワーク構築に関係省庁が一体となって対応</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本司法支援センターと紛争解決機関のネットワーク化を着実に実施</li> <li>・消費生活センターと日本司法支援センターとの連携・協力関係についてフォローアップを実施</li> <li>・国民生活センターホームページADRコーナー内の日本司法支援センターに関する情報を充実</li> </ul>

【都道府県と市町村の消費生活センターの連携】

各地の消費生活センターにおける苦情相談等に係る先進的な取組みについて、センター間相互の連携に係る工夫を含めて調査する。

[平成17年度に実施する。]

77

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>消費者取引の複雑化・多様化を受けて、消費生活センターには数多くの消費生活に関する苦情相談が寄せられている。そこで、苦情相談を迅速かつ適切に処理するために実施している先進的な取組みを把握するために、都道府県の消費生活センター及び消費者行政担当課に対して、以下の内容の調査を実施した。</p> <p>[調査内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターにおける苦情相談業務を処理するために採り入れている取組みの内容・開始時期・取組みによる効果</li> <li>・都道府県消費生活センターと市町村消費生活センターの連携に係る工夫の内容・開始時期・工夫による効果</li> </ul> <p>[調査方法]</p> <p>すべての都道府県に対して調査票を送付するとともに、6自治体から調査票の回答内容等について詳細を聴取した。</p> <p>[調査結果]</p> <p>苦情相談業務の処理に関する取組みは、相談者の利便性向上、事業者指導の強化、相談対応の質的強化について、他のセンターの参考となるような事例を収集した。また、一部のセンターで行われている相談業務の外部委託について、実施センター等から実情等を聴取した。</p> <p>消費生活センター間の連携に係る工夫は、相談員等への研修実施、複雑な案件等を処理するための支援、悪質事案等の情報共有について、他のセンターの参考となるような事例を収集した。特に、情報共有については、ITを活用した事例を中心に、実施センター等から実情等を聴取した。</p>	<p>[評価]</p> <p>有効性</p> <p>調査は、消費生活センター等で実際に行われている施策を取りまとめたものであり、施策を実施する際の工夫や取組みによる効果を収集している。調査結果を都道府県消費生活センター等に配布することで、消費生活センターにおける苦情相談の処理等で有効に活用されるものと考えられる。</p> <p>[監視（今後の取組み）]</p> <p>調査結果を都道府県等の消費者行政担当部局に配布し、消費生活センターにおける苦情相談の処理等に活用してもらおう。</p>

【「金融サービス利用者相談室」の設置】

金融サービス利用者からの質問、相談、苦情などに一元的に対応する窓口となる「金融サービス利用者相談室」を設置する。

[平成17年度に実施する。]

78

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁	<p>金融サービス利用者相談室を設置（平成17年7月19日）</p> <p>相談室開設後、開設前に想定した受付件数（1日平均100件程度）を上回る数の相談等が寄せられたため、平成17年8月に相談員の増員を行い、より多くの利用者のニーズに応えられるよう努めているところ。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>1）開設以降1日平均140件以上の相談等を受け（平成17年7月19日～12月31日）、質問に対する回答や相談に対するアドバイスを提供。</p> <p>2）相談室における相談等について、四半期別に受付状況や主な相談事例のポイント等を公表（平成17年10月27日、平成18年1月31日）</p> <p>3）内部部局との連携</p> <p>相談室で受け付けた相談等は全て記録し、庁内の関係部局に回付（17年7月19日～12月31日までの受付件数：15,965件）。関係部局においては、利用者から寄せられた相談等を、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・監督上の参考として活用（活用事例は以下のとおり。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸し渋り・貸し剥がしに関するもの</li> <li>・ 金融機関が借り手に対する優越的な地位を利用して行った金融商品の販売に関するもの</li> <li>・ 保険会社の営業員等の不適正な行為（不告知の教唆、保険料の立替、無断作成契約、名義借り等）に関するもの</li> <li>・ 外国為替証拠金取引業者の不適正な行為（勧誘の要請のない一般顧客への勧誘、断定的判断の提供、無断売買、精算金等の返還遅延等）に関するもの</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>今後とも適切に利用者に対応するとともに、「主な相談事例のポイント」等を取りまとめ、定期的に公表する等利用者に積極的に情報提供を行っていく。</p> <p>18年度において、相談室の増員を図り「金融サービス利用者相談室」の相談体制を強化する。</p>

【国民生活センターによる紛争解決】

苦情処理のあっせんの充実に努めるとともに、それに資するために、消費者苦情処理専門委員会の積極的な活用を図る。

[平成17年度以降継続的に実施する]

79

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国民生活センター	<p>国民生活センターに寄せられた苦情相談の処理について、消費生活専門相談員を中心に、弁護士や一級建築士等専門家の支援を受けつつ苦情処理のあっせんに努めた。また、高度な法的判断を要する事案や解決が困難な事案等について、消費者苦情処理専門委員会に諮問した。同委員会においては、事案ごとに小委員会を設け、公正かつ中立的な立場から審議・検討を行い、助言を行った。また、消費者苦情処理専門委員会（総会）を開催した。</p> <p>諮問事案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中古車の売却の際のキャンセル料のトラブルについて 平成17年3月14日 諮問、平成17年7月20日 助言 (小委員会を4回開催)</li> <li>・絵画のクレジット契約・出品展示契約にかかわるトラブルについて 平成17年10月4日 諮問、平成18年1月10日 助言 (小委員会を3回開催)</li> <li>・美容医療サービスの中途解約にかかわるトラブルについて 平成17年10月4日 諮問、平成18年1月12日 助言 (小委員会を3回開催)</li> </ul> <p>消費者苦情処理専門委員会（総会）の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年8月5日（小委員会助言についての報告等）</li> <li>・平成18年1月19日（小委員会助言についての報告等）</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>弁護士や建築士等の専門知識を得て、迅速かつ機動的な苦情相談処理を行った。また、消費者苦情処理専門委員会においては、1事案につき3人の法律専門家のパネルを設け、専門的な審議・検討の結果を、実際の苦情処理の現場に活かすようコンパクトな報告書にまとめ、全国の消費生活センターや地方自治体に設置されている被害救済委員会（名称は自治体により異なる）等に配布した。</p> <p>これをもとに、苦情相談窓口では契約の相手方である販売業者や信販会社への対応に報告書の活用が図られている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き専門家の支援を受けるとともに、高度な法的判断を要する事案や解決が困難な事案等については、消費者苦情処理専門委員会への諮問を行う。</p> <p>消費者苦情処理専門委員会の報告書は、法的な考察を行うために専門的な表現が少なくないため、難解な面もある。苦情相談の現場により理解し易くするよう表現等の工夫を図る。特殊事案の個別処理というよりは、普遍的・一般的な消費者トラブルを取り上げ、公的機関の適正な処理に資する。</p>

【事業者団体による紛争解決】

社団法人全国公正取引協議会連合会又は個別の公正取引協議会において紛争解決業務が開始されるよう支援する。

[平成17年度以降継続的に実施する。]

80

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
公正取引委員会	平成17年度においては、8月及び1月に開催した、社団法人全国公正取引協議会連合会も出席する各公正取引協議会連絡会議において、公正取引委員会の最近の景品表示法運用状況、景品表示法上の各種考え方を説明するなどの情報提供を行った。	〔評価〕 有効性 公正取引委員会が直接に、事業者と消費者との間の紛争解決に介入できないため、各種会合等を通じ、社団法人全国公正取引協議会連合会又は個別の公正取引協議会において紛争解決業務が開始されるよう支援していくことは有効である。 迅速性・機動性 各公正取引協議会は、業種ごとに設定された公正競争規約を運用する団体であり、業界に精通していることから、個々の紛争解決にあっては迅速かつ機動的な対応が可能である。 〔監視〕 引き続き、社団法人全国公正取引協議会連合会又は個別の公正取引協議会において紛争解決業務が開始されるよう支援していくことが重要である。 〔平成18年度以降継続的に実施する。〕

【事業者団体による紛争解決】

金融トラブル連絡調整協議会において策定された「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」の関係業界団体への適用状況について、同協議会でフォローアップを行う。[平成 17 年度に実施する。]

81

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁	<p>金融トラブル連絡調整協議会では、金融分野における裁判外紛争処理手続の整備に資するものとするため、平成 14 年 4 月 25 日に、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」を策定し、理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を示した。</p> <p>平成 17 年度における同協議会でのフォローアップの状況</p> <p>1) 平成 17 年 6 月 3 日（第 29 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 16 年度内の規則及び運用の改善等について 平成 17 年 4 月以後に改善予定のものとして、規則については、5 団体、運用については 2 団体から報告を受けた</li> <li>・平成 16 年度中の苦情・紛争処理事例等について 各業界団体・自主規制機関からの報告件数（平成 16 年度分）は、合計で相談 23,971 件、苦情 15,275 件、紛争 430 件。主なものの概要と対処結果について報告・意見交換を行った。なお、平成 17 年分報告については今後開催される協議会で行う予定。</li> <li>・参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて 5 団体から報告があった（うち 1 件は規則の改善）。</li> </ul> <p>2) 平成 17 年 10 月 27 日（第 30 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判外紛争解決手続関係法令に係る今後の見通し等（認証制度の概要、今後の展望等）について行政側から説明を行った。</li> <li>・参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについて 2 団体から報告があった。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 同協議会では、各業界団体・自主規制機関から、苦情・紛争解決における取組みや具体事例についての報告を受け、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行っており、同協議会を通じたこうした情報共有は、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善に重要。</p> <p>関係省庁等との連携 同協議会の参加者である消費者行政機関、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関とは事務局である金融庁が中心となり、日々、参加者間の密な連携を行っている。</p> <p>行政機関としても、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、総務省、農林水産省、内閣府、国民生活センター、東京都消費生活総合センターが参加しており、これら関係省庁とも密に連携を図っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 今後も同協議会においてフォローアップを継続して行っていく。</p>

【事業者団体による紛争解決】

社団法人全国警備業協会において警備業務に関する苦情の解決業務が円滑に行われるよう支援する。[平成17年度以降継続的に実施する]

82

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
警察庁	<p>平成16年の警備業法の改正では、契約の際における書面の交付義務、警備業者の苦情の解決の努力義務等警備業務の依頼者を保護するための規定が整備されたところであるが、社団法人全国警備業協会に対して、法改正の内容をはじめ、警備業務に関する苦情の解決業務について、質疑対応や会議の場における説明を行っている。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人全国警備業協会等における勉強会、意見交換会等</li> <li>・業界機関誌への改正警備業法に関する質疑集の掲載</li> <li>・都道府県警備業協会に対する説明会</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>社団法人全国警備業協会は、警備業者と消費者間のセキュリティーサービスにかかわる契約に関して起こるトラブルを防止するために、「消費者契約に関するガイドライン」を定めるとともに、ADR機関として同協会及び各都道府県警備業協会に苦情相談窓口を設け、警備業者、顧客のいずれかの申し出により、問題の適切な解決に努めているが、意見交換会等及び適切な質疑回答を通じて、警備業務の依頼者を保護するための規定が整備された警備業法の適正な実施が図られるなどし、事業者団体による紛争解決業務の円滑な遂行に寄与している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>解決能力向上のための指導等を意見交換会等の機会に行う。 法解釈等の質疑に対する適切な対応を図る。</p>

【原因究明テストの推進】

製品事故による被害の未然防止・拡大防止を図るため、原因究明機関において、商品テストを実施する。[平成17年度以降継続的に実施する。] 83

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 国民生活センター</p>	<p>商品に関連する事故や苦情等の内容が国民生活に重大な影響を及ぼす案件について、問題提起を行うテストを実施するとともに、各地消費生活センター等からの依頼による苦情相談の解決や被害の救済等のための原因究明テストを以下のとおり実施した。</p> <p>(1)問題提起型テスト 当センターや各地消費生活センターが受付けた苦情相談事例の中から、人の生命・身体などに関わる事故や被害などの内容が消費生活に重大な影響を及ぼすと思われる案件につき、商品テストを12件実施した。</p> <p>実施案件は以下のとおり            電動アシスト自転車(平成17年4月公表)            虫よけ剤(平成17年6月公表)            キダチアロエを使った「健康食品」(平成17年8月公表)            ダイエットなどをうたった「健康食品」(平成17年9月公表)            センナ茎を使った茶類を中心に            自転車用ランプの性能(平成17年9月公表)            卓上型食器洗い乾燥機(平成17年10月公表)            酢酸鉛配合の白髪染めクリーム等の安全性            (平成17年10月公表)            ペットボトル加湿器の安全性(平成17年11月公表)            乳幼児用玩具の安全性(平成17年12月公表)            自動車のドアに挟む事故(平成18年1月公表)            ドアに関する事故の分析とスライドドアのテスト            おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性(平成18年2月)            水洗トイレ用芳香洗剤が排水口をふさぐ事故に注意            (平成18年2月公表)</p> <p>(2)原因究明テスト 当センター及び各地消費生活センター等からの依頼により、苦情相談の解決や被害の救済・未然防止・再発防止のため商品テストを45件実施した。</p> <p>実施した主なテスト事例は以下のとおり            豆乳の電子レンジ加熱による突沸でやけど            毛染めができるヘアクリームに含まれる酢酸鉛            木製玩具からの異臭による頭痛            キャンドルの異常燃焼で顔や手にやけど</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 商品テストを実施するに当たり、技術的、専門的知識習得のため専門家等の指導を受けるなどして効率化を図り、迅速に商品テストを実施した。</p> <p>国民生活の安定及び向上に寄与するため、また、消費者被害の未然防止、拡大防止のため、問題提起型テスト結果を報道機関を通じて迅速に情報提供するとともに、当センターが提供するホームページ、テレビ番組、「たしかな目」、「国民生活」などでも情報提供した。</p> <p>有効性 問題提起型テスト結果に基づき、商品の安全や品質、表示などの問題について業界に改善を要望するとともに、関係省庁へは規格、基準の見直し及び法令違反が疑われるものについては指導を要望した。その結果、商品の改善や関係省庁の対応により、安全の確保や被害の防止が図られた。</p> <p>関係省庁等の主な対応は以下のとおり            虫よけ剤            子供にディートを使用することの安全性について検討をするよう関係省庁に要望した(平成17年6月)            その結果、厚生労働省はディートの毒性について再評価を行い、医薬品、医薬部外品ともに「使用上の注意」を改訂し、必要な場合のみに使用すること、顔には使用しないこと、「6ヶ月未満の乳児には使用しない」また「6ヶ月以上2歳未満は1日1回の使用にする」などの使用制限の表示を行うこととなった。また、各自治体に対し、管轄の製造販売業者、薬局、販売業者、一般小売業者等に指導するよう通知が出された。(平成17年8月)</p> <p>酢酸鉛配合の白髪染めクリーム等の安全性 酢酸鉛は、薬事法で化粧品成分として認められておらず、人体への影響が報告されている物質で、安全性に問題があると考えられるため監視・指導の徹底を関係省庁に要望した(平成17年10月)。 その結果、厚生労働省より各都道府県に対し「注意喚起」と「薬事法違反による監視指導の徹底」が通知され(平成17年10月)、輸入販売事業者の販売停止や、個人輸入代行業者のインターネットの広告・販売が中止された。</p> <p>ペットボトル加湿器の安全性</p>

普通自動車の左前輪・支持部が走行中に外れた  
折りたたみ自転車のペダルが折損し骨折  
自転車用空気ポンプの本体パイプが外れ足の親指を切断  
多用途洗剤の表示と洗浄性能  
スチール製折りたたみ椅子で指挟み  
乳幼児玩具の不織布がほどけ誤飲

ペットボトル加湿器は、重心が高く転倒しやすいことから安定性の向上を要望するとともに、蒸気や転倒したときの熱湯でやけどをしないよう構造の改良などを業界へ要望した(平成 17 年 11 月)。

その結果、1事業者より今後ペットボトルが使えない構造に改良し、既存のものでは本体に事故を防止するための注意表示を改善する旨の回答があった(平成 17 年 12 月)。

#### おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性

安全、品質上問題があるものがあったので、ガイドラインの策定等、早急な対応を関係省庁に要望するとともに、消費者政策担当課長会議に政策提言を行った。

その結果、厚生労働省は日本コンタクトレンズ協会に対し使用者が安易に使用しないように注意喚起の啓発に努めるよう指導され(平成 18 年 2 月)、業界も対応した。

また、新聞・テレビなどを通じて数多くの情報が消費者に提供され、被害の未然防止、拡大防止が図られた。

各媒体を通じての情報提供実績は以下の通り:

報道機関(新聞・TV等)による情報提供: 115件

新聞: 74件、TV: 41件

雑誌・広報媒体等: 19件

当センターによる情報提供: 46件

たしかな目: 12件、TV番組「ご存知ですか」: 11件、ホームページ: 12件、国民生活: 11件

当センター及び各地消費生活センター等からの依頼により実施した原因究明テスト結果は、各地消費生活センターで苦情相談の解決や消費者被害の救済に役立てられた。

#### 関係省庁間の連携

テストの結果、規格・基準の見直し及び法令違反が疑われるものについて関係省庁に対応を要望するとともに、消費者政策担当課長会議に政策提言を行った。

#### 〔監視(今後の取組み)〕

当センターや各地消費生活センターが受付けた苦情相談事例のほか新聞やTVなどの様々な事故情報や商品トラブル情報の収集を強力に推進し、問題提起を行う。

【原因究明テストの推進】

製品事故による被害の未然防止・拡大防止を図るため、原因究明機関において、商品テストを実施する。[平成17年度以降継続的に実施する。] 83

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
厚生労働省	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下「医薬品等」という。）の製造販売業者等に対し、品質・安全性に疑義がある医薬品等について、薬事法の規定に基づき、原因究明や自主回収等、保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止のための措置を講じることを義務付けている。（薬事法第77条の4等）。また、自主回収に着手した際には、厚生労働大臣に対し、報告を行うことを義務付けている（薬事法第77条の4の3）。平成17年度においては、厚生労働大臣に対し、計809件の自主回収の報告がなされた。</p> <p>厚生労働大臣、都道府県知事等は、薬事法第69条の規定に基づき、保健衛生上の見地から必要と認める場合には、製造所等への立入検査や、衛生研究所等の試験機関での試験・検査を実施しているところである。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>厚生労働大臣に対し回収の報告がなされたすべての事例について、厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ上で公開したところであり、品質不良等の医薬品等による被害の未然防止・拡大防止が図られた。また、衛生研究所等で行われた試験、検査により、不良品等の発生の原因究明が進められたものと考えている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、医薬品等における品質不良等の発生に際して、適切に対応するよう、製造販売業者等の監視指導を行うとともに、必要に応じ、立入検査や試験機関における試験・検査を行う等、保健衛生上の危害の発生の防止に努める。</p>

【原因究明テストの推進】

製品事故による被害の未然防止・拡大防止を図るため、原因究明機関において、商品テストを実施する。[平成17年度以降継続的に実施する。] 83

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>平成13事業年度中に作成した食品事故調査要領及び想定される調査分析内容別に専門的知見を有する職員の登録を見直し、食品事故等の発生に際し、即時に対応することが可能となる業務執行体制を構築しているところであるが、食品事故等が発生しなかったことから、平成17年度においては商品テストの実績はない。</p> <p>迅速な情報提供を図るため、食品等に起因する消費者被害相談4件に対応するとともに、講習会（消費者被害防止講習会）を7回開催するなど消費者、企業等への普及啓発を実施した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 消費者被害相談への対応及び消費者被害防止講習会の実施により適切な情報提供が図られ、食品等に起因する消費者被害の拡大・防止等が図られたものと考えられる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、食品事故等の発生に際して即時に対応可能とする業務執行体制を維持・改善するとともに、食品等に起因する消費者被害が発生した場合には、商品テストの実施等により原因究明を実施する。</p> <p>また、消費者等に対して適切な情報提供を実施することにより、消費者被害の救済・防止を図る。</p>

【原因究明テストの推進】

製品事故による被害の未然防止・拡大防止を図るため、原因究明機関において、商品テストを実施する。[平成17年度以降継続的に実施する。] 83

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>独立行政法人製品評価技術基盤機構では、一般消費者が使用する消費生活用製品について、製品の安全性把握のために製品安全テスト（試買テスト）を実施するとともに、収集した製品事故情報のうち事故の再発・未然防止のため必要な案件について、事故原因究明テストを実施している。</p> <p>平成17年度は、前者については1件、後者については7件実施した。</p>	<p>〔評価〕 有効性 事故原因究明テストにより得られた結果をもとに、必要に応じ、経済産業省から事業者に対する指導を行っており、事故の再発・未然防止に貢献している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成18年度以降も引き続き、必要に応じて、製品安全テスト及び事故原因究明テストを行うこととする。</p>

【多重債務者の救済】

財団法人日本クレジットカウンセリング協会における多重債務者の支援活動を促進する。[平成 17 年度以降継続的に実施する。]

84

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融庁 経済産業省</p>	<p>(財)日本クレジットカウンセリング協会は、多重債務者などに対し、その生活再建と救済を図るため、消費者保護の観点から公正・中立な立場でカウンセリング事業を実施している。</p> <p>また、多重債務者の発生を未然に防止するため、消費者信用等の多重債務者問題に関する研修会、講座等での講演を行っているほか、ビデオ、リーフレット等を作成し、普及啓発活動に務めている。</p> <p>(財)日本クレジットカウンセリング協会は、東京に加え、平成 15 年は福岡支部で、平成 16 年は名古屋支部でカウンセリング業務を開始し、多重債務者へのカウンセリング体制の充実を図ってきた。</p> <p>金融庁及び経済産業省に寄せられる多重債務に関する相談については、案件に応じて、業界団体、各地の消費者相談窓口、弁護士会等のほか、(財)日本クレジットカウンセリング協会を紹介している。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多重債務者の問題が社会問題化されていくなかで、(財)日本クレジットカウンセリング協会においては、協会に来所して行う中央カウンセリング事業に加え、来所できない遠隔地に在住する多重債務者の要望に応えるため、全国主要都市において、当該都市地域を管轄する各行政機関の指導及び当該地域の弁護士会の理解と協力を得て地方カウンセリング事業を実施し、機動性等を確保。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(財)日本クレジットカウンセリング協会への平成 17 年度における電話による問い合わせ・相談は 9, 117 件あり、そのうち、1, 408 件については、弁護士とアドバイザーが面談しカウンセリングを実施しており、当該カウンセリングを受けた相談者 1 人あたりの借入先件数、債務額は減少傾向をみせている。</li> <li>(財)日本クレジットカウンセリング協会の認知度は必ずしも高くはないことから、金融庁及び経済産業省において、多重債務に関する相談者に相談機関として協会を紹介することは広報の手段として重要。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>多重債務に関する相談については、案件に応じて引き続き、(財)日本クレジットカウンセリング協会を紹介。</p>

【ルール等の整備】

ITの進展に伴う社会問題に対して迅速かつ的確に対応するため、IT安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）において、国内外の情報を収集・共有するとともに、対応策を広く国民に周知する。[平成17年度に実施する。] 85

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣官房 関係省庁</p>	<p>インターネット上の違法・有害情報に起因する新たな社会問題に関して、施策を実施する関係府省の情報共有や意見交換を図る場として、IT安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）を内閣官房において開催し、平成17年6月にはインターネット上の違法有害情報への施策を取りまとめた「インターネット上における違法・有害情報対策について」を公表。同年8月には同取りまとめの進捗状況を公表。</p> <p>また、内閣官房においては、国民に対して各府省のインターネット上における違法・有害情報等対策を周知する「IT安心会議ホームページ」を昨年12月に開設。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>情報の共有など関係省庁の連携をとることにより、連携施策の実施等、迅速な対応を各府省が実施。</p> <p>具体的には、IT安心会議での議論を受けて、各府省が、フィルタリングソフトの普及、プロバイダ等による自主規制の支援、違法・有害情報対策に関するモラル教育の充実、相談窓口の充実といった施策を実施。</p> <p>内閣官房においては、違法・有害情報に関するQ&amp;Aのページの増設や各府省の施策等を日々更新するなどして活動の周知啓発を実施。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>各府省が実施するインターネット上における違法・有害情報等対策の周知啓発に努めているところであるが、今後も一層の周知啓発活動を行う予定。</p> <p>また、「インターネット上における違法・有害情報対策について」の進捗状況等を新たに取りまとめ、近々公表するとともに、今後も、各府省における各種対策の進捗状況を踏まえて、様々な社会的事案の発生に合わせて、会議を開催し、適切に対策を講じる予定。</p>

【ルール等の整備】

インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者等の参加を得た「フィッシング対策推進連絡会」において、技術面を中心とした効果的な対策について検討する。[平成17年度に一定の結論を得る。]

86

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>金融機関等からのメールを装い、メールの受信者に偽のホームページにアクセスするよう仕向け、そのページを通じて個人情報を不正に詐取する「フィッシング」については、電子メールやウェブサイトが主要なツールとなっていることから、総務省では、インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者（インターネットサービスプロバイダ（以下「ISP」という。））とともに「フィッシング対策推進連絡会」を平成17年1月から定期的に開催し、情報の共有を図るとともに、その効果的な対策等について検討を進めている。</p> <p>同年8月には、これまでの検討状況と今後取り組むべき課題等を記した「フィッシングの現状及びISPによるフィッシング対策の方向性」を取りまとめ、公表した。本報告書では、フィッシング対策の方向性として、以下4点が挙げられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ISP間の情報共有及びユーザーへの周知啓発スキームを、電気通信事業者の業界4団体を軸としてスタート</li> <li>(2) 発信元を偽るケースが多いフィッシングメールへの対処としては、送信者（ドメイン）認証技術の採用が有効であり、業界全体の課題として取組を進めるべき</li> <li>(3) 自営設置サーバ等から直接外部に送信されるケースの多いフィッシングメールへの対処としては、「25番ポートブロック」が有効</li> <li>(4) フィッシングサイトと考えられるサイトの削除・閉鎖に関する手続き等については、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」での検討を踏まえつつ、引き続き議論</li> </ol> <p>（参考） [フィッシング対策推進連絡会] 構成員 社団法人 電気通信事業者協会 社団法人 テレコムサービス協会 社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 財団法人 インターネット協会 財団法人 日本データ通信協会</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 我が国では、平成16年秋頃からフィッシングの被害が見られるようになったが、平成17年1月に迅速に連絡会を設置し、フィッシングに関する情報の共有を図るとともに、その効果的な対策等について検討を行った。連絡会は、平成18年4月までに7回開催しているが、平成17年8月には、それまでの連絡会における検討状況と今後取り組むべき課題等を記した「フィッシングの現状及びISPによるフィッシング対策の方向性」を取りまとめ、公表した。</p> <p>テーマの妥当性 我が国では平成16年秋頃から被害が確認され、また、平成17年秋に総務省が実施したアンケート調査結果（2005年度電気通信サービスモニターに対する第1回アンケート調査）においても、回答者の86.7%が「フィッシングに対して脅威や不安を感じている」と回答していることから、本テーマは電気通信サービスを安心・安全に利用できる環境整備という観点において時宜に適ったものである。</p> <p>有効性 平成17年8月に公表された報告書では、メールの発信元の情報を確認する「送信ドメイン認証技術」や自営設置サーバ等から直接外部に送信されるメールをブロックする「25番ポートブロック」が、技術的なフィッシング対策として挙げられており、既に一部の事業者では、その導入が開始されている。特に、「25番ポートブロック」に関しては、報告書において、「通信の秘密」との関係については正当業務行為として許容されるとの解釈を示しており、このことがISPによる導入を一層促進したものと考えられる。</p> <p>また、本連絡会の開催により、ISP間の情報共有が図られ、各ISP等を通じて、ユーザーへの周知啓発が促進され、「フィッシング」の危険性等に関する認知度が向上したと考えられる。</p> <p>関係省庁間の連携 本連絡会には、内閣府、警察庁及び経済産業省がオブザーバとして出</p>

	<p>マイクロソフト(株) ヤフー(株) (株)セキュアブレイン 内閣府 警察庁 経済産業省 総務省</p> <p>[委員会の検討経過]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回(平成17年1月19日) 国内外におけるフィッシングの被害と対応状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 米国の状況</li> <li>- 我が国の状況</li> <li>- OECDにおける議論</li> </ul> 今後の取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>- 送信者認証技術の導入・促進等</li> <li>- フィッシングサイトへの対応</li> <li>- ユーザへの周知啓発</li> </ul> </li> <li>・ 第2回(平成17年1月26日) アンチ・フィッシング・ワーキング・グループ(APWG)の取組について APWGとの意見交換</li> <li>・ 第3回(平成17年3月9日)( ) フィッシング対策の課題及び方向性等について <ul style="list-style-type: none"> <li>- (株)セキュアブレイン</li> <li>- NTTコミュニケーションズ(株)</li> <li>- ニフティ(株)</li> <li>- (有)マンダラネット</li> </ul> </li> <li>・ 第4回(平成17年5月13日) フィッシング対策の現状及び方向性等について <ul style="list-style-type: none"> <li>- ビートラステッド・ジャパン(株)</li> <li>- 日本ベリサイン(株)</li> <li>- (株)シマンテック</li> </ul> </li> <li>・ 第5回(平成17年7月12日) ISPによるフィッシング対策の動向等 <ul style="list-style-type: none"> <li>- NEC(BIGLOBE)</li> <li>- ニフティ</li> </ul> </li> </ul>	<p>席しており、また、総務省もフィッシングに係る他省庁等主催の会議に出席するなど、相互に連携が図られている。特に、経済産業省が推進し、金融機関、オンラインショッピング事業者等が設立した「フィッシング対策協議会」とは、平成17年10月及び11月に、本連絡会と「フィッシング対策協議会」の構成メンバーが、互いの連絡会に出席し、フィッシングに関する業界の実情等について説明を行うなど、密接な連携が図られている。</p> <p>[監視(今後の取組み)]</p> <p>総務省は、引き続き、ISP、関係機関等とともに、「フィッシングの現状及びISPによるフィッシング対策の方向性」に基づき、関係法令との整合性を確保しつつ、技術的な対策の導入促進策等に関する検討など、フィッシング対策の更なる検討、実施を進めていく。</p> <p>特に、送信者(ドメイン)認証技術や25番ポートブロックについては、本年2月にJ E A G (Japan Email Anti-Abuse Group、迷惑メール対策を業界全体で取り組むべき問題と位置付け、技術的な見地を元にして対策を検討・実施するため、国内の主要インターネットサービスプロバイダ(ISP)や携帯通信事業者が中心となり、平成17年3月15日に設立された民間団体。)において導入方法等をまとめたリコメンデーションを策定したところであり、総務省としても、こうした業界団体等と連携し、一層の普及を促していきたい。</p> <p>フィッシングについて、技術的な対策等について検討するとともに、国民への注意喚起を行う。また、フィッシングに係る取締りを推進する。 [平成18年度以降継続的に実施する。]</p>
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- (財)日本データ通信協会 「ファージング」について(セキュアブレイン) フィッシング対策の方向性</li> <li>- 送信ドメイン認証技術</li> <li>- フィッシングサイトの削除</li> <li>- 情報共有・周知啓発</li> <li>- 25番ポートブロック</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6回(平成17年8月8日) フィッシング対策とフィルタリングソフトの最新動向 <ul style="list-style-type: none"> <li>- デジタルアーツ(株)</li> <li>「中間取りまとめ(案)」について</li> </ul> </li> <li>・ 第7回(平成17年11月17日) フィッシング対策の現状等について <ul style="list-style-type: none"> <li>- ビザ・インターナショナル・アジア・パシフィック・リミテッド</li> <li>- 有限責任中間法人JPCERTコーディネーションセンター</li> </ul> 送信ドメイン認証技術について <ul style="list-style-type: none"> <li>- JEAG(Japan Email Anti-Abuse Group)送信ドメイン認証サブ・ワーキング・グループ</li> </ul> </li> </ul> <p>第3回会合において、総務省から業界団体を通じ、各ISPが開設しているホームページ上にフィッシングへの注意を喚起する情報を掲載するよう要請。(これまで多くのISPが注意喚起を実施。)</p>	
--	---	--

【ルール等の整備】

フィッシングの攻撃対象となり得る事業者及び防御手段を提供し得る事業者等や、関係省庁等の参加を得た「フィッシング対策協議会」において、情報収集と一般への普及啓蒙を中心に、「官民連携」のもと、実効性の高い対策を講ずる。[平成17に実施する。]

87

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>昨年4月末、フィッシングの対象となるクレジットカード会社、銀行、ネットショッピング事業者・業界団体の他、対策を提供できるセキュリティ関連の事業者・団体などを中心としたフィッシング対策協議会の設立を支援。当省をはじめ、総務省、警察庁など関係府省庁がオブザーバとして参加。官民連携の下、米国のように被害が拡大する前の段階で一般消費者に対し注意喚起を徹底する観点から、情報収集・提供を中心とした活動を開始。具体的な活動内容は次の通り。</p> <p>昨年5月より、ポスター15,000部を銀行、家電量販店などに、リーフレット25,000部を銀行、消費者センター、生涯学習センターなどに配布するとともに、新聞広告を掲載。</p> <p>日本で確認されているフィッシングメールについての情報や米国の状況など、国内外のフィッシング関連情報を収集し、ホームページや各種セミナーでの講演等を通じて情報提供。</p> <p>1～2ヶ月に一度、情報収集・提供に関するワーキンググループを開催。情報収集・提供のあり方について議論する他、協議会会員間でフィッシング対策に関する先進的な取組みを共有。</p> <p>本年3月、協議会に届け出られたフィッシング関連情報をもとに、関係者間での情報連携を通じて、海外で開設されていたフィッシング Web サイトを閉鎖。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>関係機関との連携</p> <p>フィッシングに係る手口、先進的な取組み、対策手法等について、業界横断的な情報共有の場が設置されたことにより、フィッシング対策に係る連携が促進。</p> <p>有効性</p> <p>協議会に対し届け出られた関連情報をもとに協議会をハブとした情報連携の結果、フィッシング Web サイトを閉鎖。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>フィッシングに係る新しい手口が随時確認されているため、引き続き注意喚起を中心とした一般消費者への普及啓蒙を実施することが必要。[平成18年度以降継続的に実施する。]</p> <p>協議会における情報収集・提供の強化を図るとともに、特に国内外に存在しているフィッシング Web サイトに係る情報については、協議会会員間の連携を通じ、サイト管理者への適切な対応依頼を推進。</p>

【ルール等の整備】

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の施行状況について検討するとともに、迷惑メールを抑制・防止するための方策について検討する。[平成17年に一定の結論を得る。]

88

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取り組み）
総務省	<p>近年における、受信者の同意を得ず一方的に送信される広告・宣伝目的の電子メール(いわゆる迷惑メール)の送信行為の巧妙化・悪質化等を踏まえ、平成16年10月7日から「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」(以下「迷惑メール研究会」という。)を開催し、各国で行われている法整備等との国際的な整合性に配慮しつつ、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(平成14年法律第26号)(以下「特電法」という。)に基づく取締り及び電気通信事業者における受信回避のための取組等、迷惑メール流通の抑制・防止のために必要な対応方策について幅広く検討。同研究会は、全9回開催し、平成16年12月24日に中間とりまとめ、平成17年7月22日に最終報告書を公表した。</p> <p>総務省では、同研究会の中間とりまとめを踏まえ、送信者情報を偽った広告宣伝メール送信の禁止及び刑事罰の整備、特定電子メールの範囲の拡大、架空アドレスあてのメール送信を禁止する範囲の拡大、電気通信事業者による役務提供拒否事由の拡大等を内容とする「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成17年3月11日に国会に提出し、同法律は5月13日に成立、5月20日に公布され、11月1日に施行された。</p> <p>また、以上に加えて、迷惑メールを抑制・防止するための方策として、以下のような取り組みを行っている。</p> <p>「迷惑メール追放支援プロジェクト」の実施(平成17年2月から開始)</p> <p>総務省と経済産業省が協力して、違法な迷惑メールに関する情報を迷惑メールの送信等に利用されたインターネット接続サービス事業者に通知し、利用停止等の措置を促進する。</p> <p>「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改訂(平成17年10月17日改正)</p> <p>迷惑メール等の大量送信行為を行ったことを理由に電気通信事業者から利用停止措置を受けた者の加入者情報につき、プライバシー及び個人情報の保護に配慮しつつ、電気通信事業者間での交換を可能とした。</p> <p>周知啓発</p> <p>平成17年10月に開催された東京都および東京都内の消費者団体主催のイベント「くらしフェスタ東京2005 高めよう消費者力 交流フェスタ」撃退できる!迷惑メール相談コーナー」に、電気通信事業者等と共に参加し、消費者からの迷惑メールに関する相談に応じる等、迷惑メール対策に関する周知啓発を行っている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <p>迷惑メール問題に対応するため、以下のように迷惑メール研究会における検討及び特電法の改正等を迅速に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年10月7日 第1回迷惑メール研究会 開催</li> <li>・平成16年12月24日 迷惑メール研究会 中間とりまとめ公表</li> <li>・平成17年2月上旬 「迷惑メール追放支援プロジェクト」開始</li> <li>・平成17年3月11日 特電法改正法案を国会へ提出</li> <li>・平成17年3月15日 JEA G設立</li> <li>・平成17年4月27日 「スパム対策の協力に関する多国間MoU」締結</li> <li>・平成17年5月13日 特電法改正法成立(5月20日公布)</li> <li>・平成17年7月22日 迷惑メール研究会 最終報告書公表</li> <li>・平成17年10月17日 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改訂</li> <li>・平成17年10月21日・22日 くらしフェスタ東京2005への参加</li> <li>・平成17年11月1日 特電法改正法施行</li> </ul> <p>テーマの妥当性</p> <p>近年、送信者情報を偽装する等、迷惑メール送信行為の巧妙化及び悪質化が進んでおり、依然として社会問題となっていることから、今次テーマ(「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の施行状況について検討するとともに、迷惑メールを抑制・防止するための方策について検討する。)は妥当なものである。</p> <p>有効性</p> <p>今次行われた特電法の改正は、以下のように迷惑メール問題解決に当たり有効である。</p> <p>送信者情報を偽った広告宣伝メール送信の禁止及び刑事罰の整備</p> <p>近年、迷惑メールの9割以上が送信元を偽装して送信されていることに鑑みると、刑事罰により送信者情報を偽った広告宣伝メール送信行為を規制することは、迷惑メール問題解決に資する。</p> <p>特定電子メールの範囲の拡大</p> <p>特電法の制定当時は、主として携帯電話にあてた迷惑メールの大量</p>

## 国際連携

アジア太平洋諸国・地域の関係機関との間で、迷惑メール問題に関する法的、技術的、教育的解決策に関する情報交換を行うこと等を定めた「スパム対策の協力に関する多国間MoU」を締結した(平成17年4月27日)ほか、OECDやAPEC等における迷惑メール対策に関する議論に参加する等、迷惑メール対策に関する国際連携に積極的に取り組んでいる。

## 官民連携

の「迷惑メール追放支援プロジェクト」に加え、国内の主要な電気通信事業者が中心となり、技術的な見地から迷惑メール対策を検討・実施する民間団体(JEAG)が、平成17年3月15日に設立され、総務省もオブザーバーとして参加する等、民間事業者による取り組みを支援している。(JEAGは、平成18年2月23日に電子メールサーバ管理者等に向けた技術的対策に関する提案書を公表。)

## (参考)

[迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会]

座長 新美 育文 明治大学 法学部教授

座長代理 松本 恒雄 一橋大学大学院 法学研究科教授

五十嵐善夫 ボーダフォン(株) 法務・渉外本部 常務執行役  
法務・渉外本部長

岡村 久道 弁護士

加藤 雄一 ニフティ(株)常務取締役  
インターネットビジネス本部長

岸原 孝昌 モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長

桑子 博行 (社)テレコムサービス協会  
サービス倫理委員会委員長

西郷 英敏 NTTコミュニケーションズ(株)  
ブロードバンドIP事業部事業部長

佐伯 仁志 東京大学大学院 法学政治学研究科教授

高橋 徹 (財)インターネット協会 副理事長

長田 三紀 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長

奈良谷 弘 KDDI(株) マーケティング本部長

野口 尚志 (社)日本インターネットプロバイダー協会  
理事 行政法律部会副会長

比留川 実 (社)電気通信事業者協会 専務理事

別所 直哉 ヤフー(株) 法務部長

三膳 孝通 (株)インターネットイニシアティブ  
取締役戦略企画部長

山川 隆 (株)NTTドコモ モバイル社会研究所 副所長

好光 陽子 国民生活センター相談調査部調査役

ワザ-ル 児島 久和 (財)日本データ通信協会  
迷惑メール相談センター 所長

送信が問題となっていたが、最近では迷惑メールの送信者は受信者が携帯電話であるかパソコンであるかに関係なく大量送信していると考えられ、事業用のメールアドレスにおける迷惑メールも問題となっていることから、事業用メールアドレスあての迷惑メールも対象とすることで、迷惑メール問題解決に資する。

## 架空アドレスあてのメール送信を禁止する範囲の拡大

広告宣伝メールの準備行為として、架空アドレスをあて先として営業のために知人を装ったメールや空メール等を送信する行為は、電子メールの送受信設備に過大な負荷を与えるという点で、既に禁止されている架空アドレスあての広告宣伝メール送信と同様の弊害があることから、これらを規制することは、迷惑メール問題解決に資する。

## 電気通信事業者による役務提供拒否事由の拡大

今次、電子メールが即時性の高いコミュニケーションツールとして広く社会に浸透していることから、自己の設備に著しい障害が生じるおそれがある程度ではなくても、電子メールが相当程度遅延するなど、サービスの円滑な提供に支障が生ずる場合であれば、電気通信事業者が適切に対応できるよう、サービス提供を拒否できる要件を拡大し、電気通信事業者による自主的な対策が促進されることは、迷惑メール問題解決に資する。

また、特電法の改正以外の取組みも、以下のように迷惑メール問題解決に当たり有効である。

## 「迷惑メール追放支援プロジェクト」の実施

電気通信事業者による迷惑メール対策としては、契約約款に基づく迷惑メール送信回線の利用停止措置が有効であるが、苦情申告の受付体制、事業規模等の違いから、各社間で対応に温度差が見られる実情に鑑み、総務省として、モニター機で受信した迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促すことは、迷惑メール問題の解決に当たり有効である。

## 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改訂

電気通信事業者による迷惑メール対策として、契約約款に基づく迷惑メール送信回線の利用停止措置等が講じられ、一定の効果をあげているものの、ある電気通信事業者から利用停止措置を受けた者が、その後、別の電気通信事業者と契約を締結して迷惑メール等の大量送信を継続するケース(いわゆる「渡り」)が繰り返し発生していることから、今次改訂により、電気通信事業者間で、一時に多数の者に対する特定電子メール法違反のメール送信その他の電子メール送受信上の支障を生じさせるおそれのある大量送信をした加入者の情報を交換し、加入時の審査に用いることは、迷惑メール問題の解決に当たり有

[研究会の検討経過]

第1回(平成16年10月7日)

- ・迷惑メール対策の現状について
- ・迷惑メール対策に係る対応方策の検討について(論点整理)

第2回(平成16年10月22日)

- ・構成員からの発表  
KDDI株式会社、ニフティ株式会社

・検討の範囲について

- ・法制度に係る検討事項について(個別論点に係る検討)

第3回(平成16年11月10日)

・中間とりまとめ素案について

中間とりまとめ案についてのパブリックコメント募集  
(平成16年11月15日~平成16年12月10日)

第4回(平成16年12月20日)

・中間とりまとめ案について

第5回(平成17年2月9日)

- ・携帯電話事業者による最近の迷惑メール対策について
- ・「迷惑メール追放支援プロジェクト」について
- ・「国際的スパム執行協力に関するロンドン行動計画」について

・「フィッシング対策推進連絡会」について

- ・構成員からの発表  
(株)インターネットイニシアティブ

第6回(平成17年4月6日)

- ・「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」について

・ISP等による迷惑メール対策について

・国際連携の推進状況等について

- ・構成員からの発表  
(社)日本インターネットプロバイダー協会  
(株)インターネットイニシアティブ

第7回 平成17年5月26日

- ・構成員からの発表  
(財)インターネット協会、東京都地域婦人団体連盟

・国際連携の推進状況について

・最終報告書骨子(案)について

第8回(平成17年6月15日)

・最終報告書素案について

最終報告書案についてのパブリックコメント募集  
(平成17年6月17日~平成17年7月8日)

第9回(平成17年7月15日)

・最終報告書案について

効である。

周知啓発

迷惑メールの受信防止に当たっては、国、事業者による取り組みに加え、利用者自身によるフィルタリングサービスの利用といった取り組みが非常に有効である。

したがって、電子メールサービスの利用者に対して、迷惑メール対策に関する周知啓発を行うことは、迷惑メール問題の解決に当たり有効である。

国際連携

迷惑メールは低コストで国境を越えて送信することが可能なため、迷惑メールの送信者は、対策が不十分な国を選んで、送信行為を繰り返すことが予想される。このため、諸外国との情報交換を積極的に行い、新たな迷惑メール対策について国内への導入を迅速に検討するとともに、迷惑メール対策が遅れている国に対して、効果的な対策や技術開発動向に関する情報提供等を行うことは、迷惑メール問題の解決に当たり有効である。

官民連携

迷惑メールの送受信防止に当たっては、国による法執行等に加え、事業者による技術的対策等も不可欠である。したがって、民間事業者と連携して、迷惑メール対策を進めることは、迷惑メール問題の解決に当たり有効である。

実効性(数量的データ)

実際に送受信されている迷惑メールの通数を把握することは困難であるが、(財)日本データ通信協会に設置された迷惑メール相談センターへの電話相談件数は、756件(平成17年上半期)から621件(平成17年下半期)に減少していること等から、特電法改正をはじめとする迷惑メール対策の効果は上がっていると考えられる。

関係省庁間の連携

「特定商取引に関する法律」を所管する経済産業省とは、「迷惑メール追放支援プロジェクト」を協力して実施するなどの連携を図っている。

[監視(今後の取組み)]

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用するとともに、迷惑メールの動向を把握すること等により、同法の効果について評価する。また、国際的な整合性・協調体制の重要性等も踏まえ、「オプトイン方式(不招請勧誘の禁止)」の迷惑メール対策としての有効性について注視するとともに、送信ドメイン認証技術を始めとする技術的対策の普及促進等について検討する。[平成18年度以降継続的に実施する。]

【ルール等の整備】

迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、送信元プロバイダに通知することにより、プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。また、迷惑メールで紹介するウェブサイトの表示の違法性を確認し、プロバイダ及び金融庁等に情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等の実施を促す。[平成17年度に実施する。] 89

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>「迷惑メール追放支援プロジェクト」について</p> <p>経済産業省と協力し、違法な迷惑メールに関する情報を迷惑メールの送信等に利用されたインターネット接続サービス事業者に通知し、利用停止等の措置を促進する「迷惑メール追放支援プロジェクト」を平成17年2月から実施。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <p>モニター機で収集した迷惑メールについて、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に照らし合わせて、その違法性を判断し、違法なものについては整理の上、直ちにインターネット接続事業者に通報する等、迅速・機動的に処理している。</p> <p>有効性</p> <p>・「迷惑メール追放支援プロジェクト」について</p> <p>電気通信事業者による迷惑メール対策としては、契約約款に基づく迷惑メール送信回線の利用停止措置が有効であるが、苦情申告の受付体制、事業規模等の違いから、各社間に対応に温度差が見られる実情に鑑み、総務省として、モニター機で受信した迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促すことは、迷惑メール問題の解決に当たり有効である。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>対策を引き続き強力で推進</p>

【ルール等の整備】

迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、送信元プロバイダに通知することにより、プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。また、迷惑メールで紹介するウェブサイトの表示の違法性を確認し、プロバイダ及び金融庁等に情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等の実施を促す。[平成17年度に実施する。]

89

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>総務省と協力し、違法な迷惑メールに関する情報を迷惑メールの送信等に利用されたインターネット接続サービス事業者に通知し、利用停止等の措置を促進する「迷惑メール追放支援プロジェクト」を平成17年2月から実施。</p> <p>（平成17年度における通報件数は27,585件）</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者を巧みな表示等で誘導する新たな手口を監視・把握し、インターネット接続サービス事業者に迅速に通知する。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット接続サービス事業者への通知後においても、繰り返し迷惑メールを送信する事業者に対しては、報告徴収や立入検査を行う等厳正に対処し、平成17年度においては、業務停止命令3件、指示1件の合計4件の行政処分を実施。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省と協力し、「迷惑メール追放支援プロジェクト」を実施。</li> <li>・架空請求・不当請求に関する関係省庁等担当課長会議の開催を通じて、関係省庁一体となった総合的な対策を決定・推進。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>対策を引き続き強力に推進</p>

【ルール等の整備】

インターネット取引の普及に対応するため、消費者契約全般におけるルール・規制のあり方等について、幅広く検討する。

[平成19年までに一定の結論を得る。]

90

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今次消費者政策部会においては、「消費者契約法の施行状況の評価」が審議事項の一つとされている。</li> <li>・ 国民生活審議会第3回消費者政策部会（平成18年3月28日）において、「消費者契約に関する紛争の実態及び法的な論点について」（消費者契約に関する苦情相談の実態調査研究会報告書）を報告した。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>消費者契約法施行後の状況に関し、分析・検討を開始したところ。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>国民生活審議会における分析・検討を着実に進める。</p>

【ルール等の整備】

IT技術の進歩に伴う新たな形態のトラブルへの対応を行うべく、必要に応じ、電子商取引に関する準則の見直しを行うとともに、インターネットを通じた通信販売を含めて多様化・高度化する取引の実態、消費者トラブルの実態等を注視し、引き続き特定商取引法における適正な表示ルールの整備・普及を図る。[平成17年度以降継続的に実施する。]

91

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）																																	
<p>経済産業省</p>	<p>「電子商取引等に関する準則」は、電子商取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのか、その解釈を示し、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的とし、平成14年3月に策定・公表されたもの。</p> <p>学識経験者、内閣府・法務省・文化庁などの関係省庁、消費者代表、経済界代表などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を呈示し、電子商取引をめぐる法解釈の指針として機能することを期待。</p> <p>電子商取引をめぐる取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルールメイクの状況に応じて、柔軟に改訂していく予定。</p> <p>近年のインターネットオークションでのトラブル実態等に鑑み、平成17年度の産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会では、インターネットオークションにおいて特定商取引法の規制対象となる“販売業者”の判断基準等を内容とする電子商取引準則改訂案の審議を行い、改訂を行った。</p> <p>&lt;改訂の進捗状況&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>平成13年</td> <td>11月</td> <td>産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会</td> </tr> <tr> <td>平成14年</td> <td>3月</td> <td>同小委員会「準則」(案)を提言</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月</td> <td>経済産業省「準則」を策定・公表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7月</td> <td>経済産業省「準則」を改訂・公表</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>3月</td> <td>産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6月</td> <td>経済産業省「準則」を改訂・公表</td> </tr> <tr> <td>平成16年</td> <td>3月</td> <td>産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6月</td> <td>経済産業省「準則」を改訂・公表</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>11月</td> <td>産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月～1月</td> <td>パブリックコメント募集</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>2月</td> <td>経済産業省「準則」を改訂・公表</td> </tr> </table>	平成13年	11月	産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会	平成14年	3月	同小委員会「準則」(案)を提言		3月	経済産業省「準則」を策定・公表		7月	経済産業省「準則」を改訂・公表	平成15年	3月	産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会		6月	経済産業省「準則」を改訂・公表	平成16年	3月	産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会		6月	経済産業省「準則」を改訂・公表	平成17年	11月	産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会		12月～1月	パブリックコメント募集	平成18年	2月	経済産業省「準則」を改訂・公表	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたりこの準則で示された内容が参照され、新たな疑問点についての質問が寄せられており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修等で学習するとともに日々の相談業務で活用されている一方、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた上での相談が持ち込まれるなど、着実に一般に浸透しつつある状況。</p> <p>関係省庁間の連携 産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会には、内閣府・文化庁・特許庁からも参加。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成18年度以降も引き続き、電子商取引等に関する準則の継続的な見直しを行うとともに、引き続き特定商取引法における適正な表示ルールの整備・普及を図る。</p>
平成13年	11月	産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会																																	
平成14年	3月	同小委員会「準則」(案)を提言																																	
	3月	経済産業省「準則」を策定・公表																																	
	7月	経済産業省「準則」を改訂・公表																																	
平成15年	3月	産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会																																	
	6月	経済産業省「準則」を改訂・公表																																	
平成16年	3月	産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会																																	
	6月	経済産業省「準則」を改訂・公表																																	
平成17年	11月	産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会																																	
	12月～1月	パブリックコメント募集																																	
平成18年	2月	経済産業省「準則」を改訂・公表																																	

【情報提供・消費者教育の充実】

「フィッシング 110 番」により国民に情報提供を呼びかけたり、ホームページや広報資料を通じた広報啓発活動を推進するとともに、フィッシングに係る取締りを強力に行う。[平成 17 年度に実施する。]

92

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
警察庁	<p>(1) フィッシングに関する広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁ホームページにおいて、「フィッシング110番」でフィッシングに関する情報提供を受けていることを広報するとともに、フィッシングに関する注意喚起を実施した。</li> <li>・インターネット安全・安心相談システムにおいて、フィッシングに関する相談を受け、その対応方法について情報提供している。</li> <li>・各都道府県警察において、関係企業等に対して、フィッシングに関する情報提供及び注意喚起を行うとともに、各種セミナーによる講演等での広報啓発を実施している。</li> </ul> <p>(2) フィッシングに係る取締り</p> <p>各都道府県警察において、フィッシングに係る取締りを強化し、監視庁において、平成 17 年6月、個人情報入手する目的でフィッシングサイトを開設し、入手した他人のログインID・パスワードで不正アクセスした被疑者を著作権法違反及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反で検挙するとともに、平成 18 年1月、フィッシングサイトで得た個人情報を利用して他人になりすまし商品を落札した被疑者を詐欺及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反で検挙した。</p> <p>また、海外に存在するフィッシングサイトについて、海外の警察機関を通じて、そのサイトの閉鎖を要請した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内外のフィッシング発生状況を踏まえて注意喚起を迅速に実施した。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィッシングに係る取締りを強化することにより、フィッシングの抑止に寄与した。</li> <li>・海外に作成されたフィッシングサイトの閉鎖を要請することにより、消費者の被害防止に寄与した。</li> <li>・全国の都道府県警察に開設しているフィッシング 110 番には、平成 17 年末までに約 200 件の情報提供・相談が寄せられており、フィッシングに関する情報収集、被害防止のためのアドバイス等に一定の成果を上げた。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房、警察庁、金融庁、総務省、経済産業省連名で、「夏休み期間における情報セキュリティにかかる注意喚起」として、フィッシングに関する注意喚起を実施した。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>(1) フィッシングに関する広報啓発</p> <p>フィッシング110番等で把握した情報や対策の状況等を元に、被害防止のための知識を普及するための効果的な広報啓発等被害防止対策を推進する。</p> <p>(2) フィッシングに係る取締り</p> <p>フィッシング110番やサイバーパトロールにて認知したフィッシングについて取締りを引き続き実施する。</p> <p>[平成18年度以降継続的に実施する。]</p>

【情報提供・消費者教育の充実】

情報セキュリティに関する知識やネットトラブルへの対策方法などを周知啓発するための「国民のための情報セキュリティサイト」の内容について、ネットワークセキュリティを巡る情勢を把握しつつ見直し、その充実を図る。

インターネット上において、利用者が違法・有害なコンテンツを事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度のあり方について検討する。[平成17年度以降継続的に実施する。]

93

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>「国民のための情報セキュリティサイト」については、広く国民一般を対象として、情報セキュリティに関する周知啓発を図るため、総務省ホームページに開設して以降、継続的にコンテンツの充実・更新を図っている。サイト利用の是非を事前に判断できる仕組みの開発については、学識経験者、保護者、コンテンツ制作者及びプロバイダ等の関係者からなる協議会（コンテンツアドバイスマーク（仮称）推進協議会）にオブザーバー参加するとともに、当該仕組みに係る運用システムの開発・実証を行うことで、当該仕組みについての検討を支援している。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国民のための情報セキュリティサイト」について <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度においても、年々、高度化・複雑化している情報セキュリティ脅威の情勢を踏まえつつ、掲載内容の検討精査を行い、コンテンツの更新・充実を図った。</li> </ul> </li> <li>・サイト利用の是非を事前に判断できる仕組みの開発について <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度は、当該マーク制度についての民間における自主的な取組を促進する観点から、当該仕組みに係る運用システムの開発・実証を行った。</li> </ul> </li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国民のための情報セキュリティサイト」について <ul style="list-style-type: none"> <li>国民一般向けに、情報セキュリティに関する知識や対策等の周知啓発を分かり易い内容で継続的に実施することで、国民が安心して安全にインターネット等を利用できるよう支援している。</li> </ul> </li> <li>・サイト利用の是非を事前に判断できる仕組みの開発について <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者がインターネット・コンテンツの安全性等を容易に判断できる新たな方法を提供することにより、国民が安心して安全にインターネット等を利用できるよう支援している。</li> </ul> </li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国民のための情報セキュリティサイト」について <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度以降においても掲載内容の検討精査を行い、コンテンツの更新・充実を継続的に実施する。</li> </ul> </li> <li>・サイト利用の是非を事前に判断できる仕組みの開発について <ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンツアドバイスマーク（仮称）推進協議会にオブザーバー参加するとともに、当該取組の普及・啓発などを通じて、引き続き民間における自主的な取組を支援する。</li> </ul> </li> </ul>

【情報提供・消費者教育の充実】

インターネット安全教室等を利用し、全国各地においてセミナーを実施し、情報セキュリティに関する基礎知識の普及を図るとともに、ITを利用した架空請求メール詐欺やフィッシング等、インターネット上でのトラブルや犯罪について、迅速な情報提供を行う。[平成17年度に実施する。]

94

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
警察庁	<p>(1) 情報セキュリティに関する基礎知識の普及 警察庁において、経済産業省及びNPO日本ネットワークセキュリティ協会が主催するインターネット安全教室を後援し、開催地の都道府県警察が講演を実施している。 また、各都道府県警察において、行政機関、消費者団体、教育関係者等と連携してサイバー犯罪の現状等について情報提供を行うとともに、情報セキュリティ意識の醸成のための講演等を実施している。</p> <p>(2) インターネット上でのトラブルや犯罪についての情報提供 警察庁において、インターネット安全・安心相談システムを平成17年6月に運用開始し、インターネット利用者の困りごとに対する迅速な情報提供を行っている。 また、警察庁及び都道府県警察が開設しているホームページにおいて、サイバー犯罪等に関する情報提供を行っている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 ・サイバー犯罪の現状等の情報提供と注意喚起を迅速に実施した。</p> <p>有効性 ・情報セキュリティに関する情報提供及び講演を実施することにより、情報セキュリティ意識の醸成を図ることができる。 ・インターネット安全・安心システムは、24時間運用しており、インターネットに関する困りごとを有する利用者が迅速かつ容易に解決方法を得ることが可能である。</p> <p>関係省庁間の連携 ・経済産業省と連携して、インターネット安全教室を開催している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>(1) 情報セキュリティに関する基礎知識の普及 経済産業省と連携し、引き続きインターネット安全教室を実施する。 また、各都道府県警察において、引き続き情報セキュリティ意識の醸成のための講演等を実施する。</p> <p>(2) インターネット上でのトラブルや犯罪についての情報提供 インターネット安全・安心相談システムにおいて、最新の犯罪手口に応じて内容を拡充するとともに、警察庁及び都道府県警察が開設しているホームページにおいて、引き続き情報提供をする。</p>

【情報提供・消費者教育の充実】

インターネット安全教室等を利用し、全国各地においてセミナーを実施し、情報セキュリティに関する基礎知識の普及を図るとともに、ITを利用した架空請求メール詐欺やフィッシング等、インターネット上でのトラブルや犯罪について、迅速な情報提供を行う。[平成17年度に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）									
<p>経済産業省</p>	<p>経済産業省は、警察庁からの協力を得ながら、一般のインターネット利用者を対象として、情報セキュリティに関する正しい認識と理解を醸成し、適切な対応を促すための「インターネット安全教室」を、平成15年度から全国各地のNPO、大学、自治体、都道府県警等と連携しつつ実施。具体的には、NPO日本ネットワークセキュリティ協会に事業を委託し、セミナー、クイズ形式の体験学習等を組み合わせ、普及啓発用のビデオ教材を利用した講義や、冊子の配布、クイズ形式の体験学習等を通して、情報セキュリティについての基礎的な知識・対策に関する理解の促進を行うとともに、フィッシング、コンピュータウイルス対策、ワンクリック請求、オークション詐欺等に関する対策方法についての情報提供等を実施。</p> <p>早期に着手すべき政府統一的・横断的課題（平成17年7月14日「情報セキュリティ政策会議決定」）においても、個人ユーザの視点に立った対策の推進のための施策の一つとして、インターネット安全教室の全国的な開催を記載。</p> <p>セミナーの開催状況（平成17年度） 平成17年6月から平成18年3月の間に、全国でのべ69回開催し、5000人以上が参加した。 なお、これまでの延べ開催回数は全国107ヶ所、参加者は1万人を超える。</p> <table border="1" data-bbox="434 1161 891 1256"> <tr> <td>平成15年度</td> <td>11ヶ所</td> <td>2069人</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>28ヶ所</td> <td>3581人</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>69ヶ所</td> <td>5348人</td> </tr> </table>	平成15年度	11ヶ所	2069人	平成16年度	28ヶ所	3581人	平成17年度	69ヶ所	5348人	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 インターネット安全教室において、情報セキュリティに関する最新動向を踏まえた内容のセミナーを実施することにより、一般のインターネット利用者に対する最新のトラブル事例についての機動的な注意喚起及び情報提供等を実施。</p> <p>有効性 インターネット安全教室において、セミナー、クイズ形式の体験学習等を組み合わせることにより、情報セキュリティに関する正しい知識と理解を促進し、ITを利用した各請求メール詐欺やフィッシング等による被害の予防、低減を推進。</p> <p>関係省庁間の連携 ・警察庁と連携し、全国各地で開催。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 警察庁等と連携し、引き続きインターネット安全教室を全国各地で開催し、一般の利用者の情報セキュリティに関する正しい認識と理解を醸成。 ITを利用したトラブル等について、情報セキュリティに関する動向を踏まえた最新の情報提供を推進。</p>
平成15年度	11ヶ所	2069人									
平成16年度	28ヶ所	3581人									
平成17年度	69ヶ所	5348人									

【苦情処理・紛争解決の体制整備】

インターネット上の消費者取引等に係る紛争解決が適切に行われるための方策を検討する。[平成17年度に一定の結論を得る。]

95

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>電子商取引市場の健全な育成のため、インターネット取引関連トラブル事例の調査・分析を行うとともに、具体的に相談対応及び紛争解決支援を行うもの。平成17年度は、3カ年の実証実験（平成15年度～平成17年度）の最終年度として、民間オンラインADRが電子商取引市場においてどんな役割を果たすことができるか、また、そのために必要な環境整備について、取りまとめの分析及び提言を行った。</p> <p>この実証実験で得られたトラブル解決に必要なノウハウ等を活用する形で、同実証実験に参加したメンバーらによって、インターネット上の消費者取引に係わるトラブルをオンラインで助言・あっせんする有限責任中間法人ECネットワークが設立されている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗性 平成17年度は1584件の相談を受け付け、助言、あっせんといった形で紛争解決支援を行った。</p> <p>有効性 平成15年度より3カ年の実証実験における5153件の事例を通じて、民間オンラインADRが、インターネット上の消費者取引において、紛争解決支援に有効であることが実証できた。</p> <p>関係省庁間の連携 都道府県消費者センターなどに対して、電子商取引に特化した消費者トラブル解決の専門家集団として助言等をおこなった。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 引き続き、有限責任中間法人ECネットワークや、他の消費者トラブル解決支援機関等に対して、実証実験で得られた紛争解決ノウハウ等の提供を行う。[平成18年度]</p>

【個人情報保護の推進】

個人情報保護法の全面施行（平成 17 年 4 月 1 日）を円滑に行うため、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。

また、民間部門における個人情報の漏えい、いわゆる情報横領、情報窃盗に関する処罰のあり方について、政府全体として論点の整理・検討を行う。[平成 17 年度より実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 金融庁 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 関係省庁</p>	<p>個人情報の保護に関する基本方針に基づき、法制度の普及・定着、苦情の円滑な処理の推進等を実施中。</p> <p>個人情報保護の円滑な推進のため、個人情報保護関係省庁連絡会議（平成 18 年 2 月 28 日開催）において、申合せを行い、いわゆる過剰反応への対応を含め、法制度の周知徹底を図ることとしている。</p> <p>民間部門における個人情報の漏えいに関する処罰のあり方については、与党において個人情報にアクセス可能な従業者等が第三者に提供する行為について罰則を設けるため、個人情報保護法の改正が検討されているところである。政府としても、こうした動きを踏まえ、関係省庁連絡会議を活用しつつ、検討を進めているところ。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年 4 月に個人情報保護法等が全面施行されたことにより、個人情報保護に関する国民の意識が高まるとともに、事業者の取組も進んできている一方、依然として事業者からの個人情報漏えい事案が発生している。また、法律に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供までもが行われなかったり、各種名簿の作成が中止されたりするなど、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られる。こうした状況を踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を適切に保護するため、個人情報保護関係省庁連絡会議を機動的に開催し、関係省庁が個人情報保護の円滑な推進について申合せを行った。</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する基本方針に基づき、法制度の普及・定着、苦情の円滑な処理の推進等を実施したこと等により、個人情報保護に関する国民の意識が高まるとともに、事業者の取組も進んできている。</li> <li>・最近の個人情報保護をめぐる状況を踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を適切に保護するため、個人情報保護関係省庁連絡会議（平成 18 年 2 月 28 日）において、法制度の周知徹底を図るとともに、過剰反応と言われる問題に関し事案に応じて対応することについて、関係省庁が申合せを行った。この申合せでは、過剰反応といわれる問題について、以下のように、これまで行ってきた考え方の整理も示しており、このような取組により、個人情報保護の円滑な推進を図っているところ。</li> </ul> <p>あらかじめ本人の同意を得れば、学校や地域社会での名簿の作成・配布ができること等を明確化</p> <p>個人情報取扱事業者が保有する個人情報を第三者に提供する場合であっても、大規模災害や事故等の緊急時における家族等への情報提供や、捜査関係事項照会への回答のような場合は、個人情報保護法上、あらかじめ本人の同意を得なくても提供できることとされていることを明確化</p>

		<p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁の緊密な連携の下に、個人情報の保護を政府として総合的かつ一体的に推進するため、個人情報保護関係省庁連絡会議を開催（平成 18 年 2 月 28 日）。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する基本方針に基づき、法制度の普及・定着、苦情の円滑な処理の推進等を引き続き実施する。</li> <li>・個人情報保護の円滑な推進のため、個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ（平成 18 年 2 月 28 日）に基づき、いわゆる過剰反応への対応を含め、法制度の周知徹底を図る。</li> <li>・個人情報の保護に関する基本方針において、        内閣府は、法の施行状況について、全面施行後 3 年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること        このため、国民生活審議会は、法の施行状況のフォローアップを行うこと        とされている。これらを踏まえ、国民生活審議会において、事業者、民間団体、関係省庁等から幅広く意見聴取を行い、個人情報保護法の施行状況の評価及び個人情報保護制度の見直しに向けた検討を進めていく。</li> <li>・民間部門における個人情報の漏えいに関する処罰のあり方については、与党において個人情報にアクセス可能な従業者等が第三者に提供する行為について罰則を設けるため、個人情報保護法の改正が検討されているところである。政府としても、こうした動きを踏まえ、関係省庁連絡会議を活用しつつ、検討を進めているところ。</li> </ul>
--	--	---

【電気通信サービスに関する消費者問題への機動的対応】

電気通信消費者支援連絡会を継続的に開催し、電気通信サービスに関する消費者支援のあり方についての意見交換を踏まえ、消費者問題への機動的な対応を行う。[平成17年度以降継続的に実施する。]

97

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>ICTの急速な技術革新や規制改革による競争の進展等により、多様な電気通信サービスが広く普及・浸透する一方で、サービスの内容が高度化・複雑化している。このような状況の中で、消費者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすることにより、消費者の利益を確保するとともに、電気通信事業に対する信頼を確保することが求められている。</p> <p>こうした背景を踏まえ、総務省では、電気通信サービスに関する消費者支援のあり方について継続的に意見交換を行うため、消費者団体、電気通信事業者団体及び学識経験者等から成る「電気通信消費者支援連絡会」を、平成15年1月から開催し、平成17年度末までに、本連絡会を10回開催した（平成17年度は、第8回～第10回まで3回開催）。</p> <p>（参考） [電気通信消費者支援連絡会] 構成員（平成18年3月31日現在）</p> <p>座長 新美 育文 明治大学法学部教授 座長代理 松本 恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授</p> <p>池山 恭子 東京消費者団体連絡センター事務局長 大宮 功 (社)電気通信事業者協会消費者支援委員長 黒澤 健司 (社)日本インターネットプロバイダー協会 ユーザー利用促進部会長 桑子 博行 (社)テレコムサービス協会サービス倫理委員会委員長 富田 政広 (社)日本テレマーケティング協会事務局長 齋藤 雅弘 弁護士 佐野真理子 主婦連合会事務局長 島野 康 国民生活センター相談調査部長 長田 三紀 東京都地域婦人団体連盟事務局次長 西野 茂生 (社)電気通信事業者協会消費者支援副委員長 大野 秀明 さいたま市市民局市民部消費生活総合センター 所長 服部 高明 内閣府国民生活局消費者企画課長 鴻谷 正博 神奈川県県民部消費生活課長 高野ひろみ 全国消費者団体連絡会事務局 石田 幸枝 (社)全国消費生活相談員協会IT研究会代表</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 本連絡会では、発信者番号の偽装表示や携帯電話の国際ローミングサービスにおけるトラブルなど、電気通信サービスに関する最新の問題を迅速かつ機動的に採り上げ、消費者問題の解決に努めている。</p> <p>テーマの妥当性 電気通信サービスは技術の進歩が速く、消費者がトラブルに巻き込まれるケースも多くなっていることから、架空請求対策や迷惑メール対策といった議題を採り上げ、消費者保護に努めることは時宜に合ったものである。</p> <p>有効性 本連絡会を開催することにより、携帯電話の国際ローミングサービスにおけるトラブル及びその対策や電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドラインの一部改定など、消費者に密接に関わる問題について、消費者団体等を通じて一層の周知が図られたものと考えられる。</p> <p>また、アダルトコンテンツ専用の新gTLD「.xxx」等の政策課題を本連絡会の議題とすることにより、消費者団体の意見を行政運営に反映することが可能となっている。</p> <p>関係省庁間の連携 本連絡会には、内閣府が構成員として出席しており、また、総務省も消費者支援に関係する他省庁主催の会議に出席するなど、相互に連携を図っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 総務省は、引き続き、「電気通信消費者支援連絡会」を継続的に</p>

<p>[委員会の検討経過](平成17年度に開催した連絡会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8回(平成17年6月17日) <ul style="list-style-type: none"> <li>迷惑メール対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>- 迷惑メール対策の利用者啓発について</li> <li>- 迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会最終報告書(案)の概要</li> <li>- 特定電子メール法の一部改正の概要</li> </ul> </li> <li>架空請求対策について</li> <li>- 携帯電話不正利用防止法の概要</li> <li>- プリペイド式携帯電話の本人確認に対する取り組み</li> <li>- 発信者番号偽装表示問題に関する対策検討状況</li> </ul> </li> <li>電気通信サービスの広告表示に関する自主基準実施状況</li> <li>消費者生活相談員向け電気通信サービスに関する講習会</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第9回(平成17年10月7日) <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上の違法・有害情報対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>- インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会について</li> <li>- 最近のフィルタリングに関する動向について</li> <li>- インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン(案)について</li> <li>プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドラインについて</li> <li>くらしフェスタ東京 2005 交流フェスタ「撃退できる!迷惑メール」相談コーナーについて</li> <li>NTTドコモによる「ケータイ安全教室」の概要</li> <li>第2回北東アジア消費者団体交流会について</li> <li>アダルトコンテンツ専用の新gTLD「.xxx」について</li> <li>今後の開催について</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 第10回(平成18年2月9日) <ul style="list-style-type: none"> <li>「インターネット上違法・有害情報への対応に関する研究会」中間取りまとめについて</li> <li>「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」の一部改定について</li> <li>「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」- 法務省人権擁護機関からの情報削除依頼対応プロセスの運用状況-</li> <li>e-ネットキャラバンについて</li> <li>携帯電話の国際ローミングサービスのトラブル及びその対応について</li> <li>今後の開催について</li> </ul> </li> </ul>	<p>開催し、電気通信サービスに関する消費者支援の在り方についての意見交換を踏まえ、消費者問題への機動的な対応を行っていく。</p>
--	--

**【輸入品の安全性の確保】**

輸入食品の安全性確保のため、輸入食品監視指導計画を毎年、策定・公表し、輸入の拡大に対応した検査・監視体制の強化を図る。

[毎年、計画を策定・公表する。]

98

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
厚生労働省	<p>「輸入食品監視指導計画」は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、輸入食品等について、国が行う輸入時の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に行うことを目的として策定するものである。本計画は、年度ごとに、国民の意見を聴いた上で策定し、当該計画に基づく監視指導の結果についても公表することとしている。</p> <p>「平成17年度輸入食品監視指導計画」については、平成17年3月28日に策定し、本計画に基づき、監視指導を実施してきたところである。なお、平成17年11月7日に「平成17年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)」をとりまとめ、公表している。</p> <p>平成18年度においては、「平成18年度輸入食品監視指導計画(平成18年3月24日策定)」に基づき、検疫所において約7万8千件のモニタリング検査の実施を計画しているほか、当該検査等により違反の蓋然性が高いと判断された食品等については、輸入の都度検査を実施することとしている。</p> <p>また、平成18年度においては、これまでの施策を更に進めるほか、BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保のため、輸入時検査を実施するとともに、平成18年5月末に施行される残留農薬等のポジティブリスト制度の導入を踏まえ、輸入時の検査項目の拡充を図り、また、農薬等の生産段階での残留防止対策の確認のため、必要に応じて輸出国における調査を行うこととしている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>食品の輸入及び違反状況等を踏まえて年度ごとに策定する本計画によって、重点的、効率的、かつ効果的な監視指導が可能となり、より一層の輸入食品の安全性の確保を図ることができる。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>本計画の策定に当たり実施している意見交換会（リスクコミュニケーション）は、農林水産省と協賛で開催している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、本計画を適正に運用することにより、輸入食品のより一層の安全性の確保を図ることとしている。</p>

【輸入品の安全性の確保】

輸入食品の安全性の確保のため、海外諸国での農産物のリスク管理対策実施状況を調査し、その結果を公表する。[平成17、18年度に実施する。]

99

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>食品安全基本法（平成15年法律第48号）において、食品の安全性の確保のために必要な措置が「国の内外における」食品供給行程の各段階において適切に講じられなければならないとされており、食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）においても、輸入農産物のリスク管理に関する情報の収集・提供に関する取組を強化することとされている。</p> <p>これを踏まえて、「輸入農産物リスク管理対策委託事業」として、輸出国におけるリスク管理制度及び農産物の生産過程における農薬等の使用実態等に関する情報収集及び調査を実施し、当該輸出国が行っているリスク管理が有効に機能しているかどうかの検証を行い、食品事業者や消費者に関連情報の提供を行い、輸入農産物の更なる安全性の確保に資することとした。（平成16年度から継続実施）</p> <p>平成17年度は、企画競争の結果、独立行政法人農林水産消費技術センターを委託先として、フィリピン、台湾における輸入農産物のリスク管理の実態について調査を実施し、調査報告書を取りまとめ、たほか、食品事業者及び消費者向けにパンフレットを作成し、関係団体に配付した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の農産物のリスク管理について、9名の有識者から構成する「輸入農産物リスク管理対策委託事業検討会」を設置し、適切かつ効果的に事業を実施</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品事業者に海外の農産物のリスク管理の実態について、パンフレット、ホームページをとおして幅広く情報提供することにより、輸入農産物の安全確保のための自主的な取組に活用されることで、更なる安全な食料の供給の確保に寄与している。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度は、「輸入農産物リスク管理対策委託事業」の廃止に伴い、海外現地調査を活用した海外のリスク管理情報の収集は縮小</li> <li>・在外公館、関係団体等を活用して、輸出国等のリスク管理状況や食品リスク関連情報、消費者の動向を引き続き収集、公表</li> </ul>

【輸入品の安全性の確保】

食品の安全性に関し、国内において、学識経験者、消費者、生産者、食品産業関係者で構成するコーデックス(Codex)連絡協議会を開催し、意見交換を行いつつ、コーデックス委員会各部会へ参加する。[連絡協議会は年5回程度開催する。毎年約15のコーデックス各部会に参加する。] 100

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>厚生労働省 農林水産省</p>	<p>（１）コーデックス連絡協議会の開催 平成17年度は、本協議会を計4回開催し、各回において、本協議会以前に開催された部会及び以後に開催される部会の活動状況について情報提供するとともに、各部会における主要検討議題に関する意見交換を行った。本協議会の開催状況は以下のとおりである。 第18回コーデックス連絡協議会（平成17年6月7日） 第19回コーデックス連絡協議会（平成17年8月30日） 第20回コーデックス連絡協議会（平成17年11月9日） 第21回コーデックス連絡協議会（平成18年3月16日）</p> <p>（２）コーデックス委員会各部会への参加 平成17年度は、総会、執行委員会、10のコーデックス部会及び2つの作業部会に政府代表団として出席した。出席した総会、執行委員会、部会及び作業部会は以下のとおりである。 また、我が国は、バイオテクノロジー応用食品特別部会の議長国を務めており、第5回本特別部会及び組換えDNA動物由来食品に関する作業部会を、日本にて開催した。 第26回分析・サンプリング法部会（平成17年4月4日～8日） 第22回一般原則部会（平成17年4月11日～15日） 第37回残留農薬部会（平成17年4月18日～23日） 第37回食品添加物・汚染物質部会（平成17年4月25日～29日） 第33回食品表示部会（平成17年5月9日～13日） 第12回生鮮果実・野菜部会（平成17年5月16日～20日）</p>	<p>〔評価〕 有効性 コーデックス委員会の設置主目的は、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を保護するとともに、公正な食品の貿易を確保することである。コーデックスで採択された規格については、国際規格として、食品の世界貿易の中で重要な役割を担っており、コーデックス委員会の決定に我が国の主張を反映させることは、世界に類を見ない輸入大国である我が国にとっても、食品の安全性を確保する上で極めて重要である。上記の目的のために、コーデックス委員会の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況を消費者をはじめとする関係者に対し情報提供・意見交換し、コーデックス委員会における我が国の対処方針の決定に役立てている。</p> <p>関係省庁間の連携 関係府省の担当者間で、常に情報共有・意見交換を行っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 引き続き、コーデックス委員会各部会に参加し、日本の主張が規格等に反映されるよう積極的に活動する。また、国内において、年5回程度、コーデックス連絡協議会を開催し、情報提供・意見交換を行う。</p>

	<p>第 56 回執行委員会（平成 17 年 6 月 30 日～7 月 2 日）</p> <p>第 28 回総会（平成 17 年 7 月 4 日～9 日）</p> <p>食品輸出入検査・認証制度部会における作業部会（平成 17 年 9 月 5 日～14 日）</p> <p>第 5 回バイオテクノロジー応用食品特別部会（平成 17 年 9 月 19 日～23 日）</p> <p>第 27 回栄養・特殊用途食品部会（平成 17 年 11 月 21 日～25 日）</p> <p>第 14 回食品輸出入検査・認証制度部会（平成 17 年 11 月 28 日～12 月 2 日）</p> <p>第 57 回執行委員会（平成 17 年 12 月 6 日～9 日）</p> <p>バイオテクノロジー応用食品特別部会 組換え DNA 動物由来食品の安全性評価に関する作業部会（平成 18 年 2 月 13 日～15 日）</p> <p>第 7 回乳・乳製品部会（平成 18 年 3 月 27 日～4 月 1 日）</p>	
--	---	--

【国際的な消費者取引の適正化】

国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を整備し、関係国の執行機関との間で情報を共有する。あわせて、「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携を図る。

[平成17年度に整備し、平成18年度より運用を開始する。]

101

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 関係省庁</p>	<p>1. 経緯 2001年に、IMSN(国際的市場取引監視機構ネットワーク。ICPEN(消費者保護及び執行に関する国際ネットワーク)の前身)において、「eConsumer.gov」プロジェクトが開始され、現在、20カ国の政府機関が当該プロジェクトに参加している。</p> <p>2. スケジュール 平成17年度内に、「eConsumer.gov」英語サイトページの所要部分についての和訳作業を終了し、当該和訳文をHTML形式の電子データに変換する等の一連の整備作業を行った。また、ICPEN 会合(05年11月、06年3月)において、日本語サイトの運用開始に向けた作業の進捗について知らせてきている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 現在は、「eConsumer.gov」サイトを管理・運営する米国連邦取引委員会(FTC)に、当該電子データの搭載作業を依頼したところ。</p> <p>有効性 当該サイトは、(1)参加国の消費者保護機関の概要及び連絡先、オンラインショッピングのトラブルの解決・回避に役立つ情報及び注意点、オンライン関連越境取引に関する苦情の傾向等の消費者にとって有益となりうる参考情報を提供する部分、(2)消費者が、オンライン関連越境取引に関する苦情情報を記入することができる様式部分(このような苦情情報は、米国FTCが管理する非公開データベースに登録され、認証された法執行機関のみがパスワードでアクセスすることが可能であり、我が国は、公正取引委員会及び経済産業省が認証を受けている。)、の2つの部分から構成されている。日本語サイトの運営開始により、eConsumer.govの多言語化、収集情報の多元化に貢献できる。</p> <p>関係省庁間の連携 関係省庁・機関と連携して、和訳作業を含めた日本語サイト整備作業を進めてきたところ。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 米国FTCの管理・運営する「eConsumer.gov」サイトに、日本語の当該電子データが搭載された段階で、試験確認を行った後に、内閣府及び関係省庁等が連携して、一般への公開と周知を行う予定。また、ICPEN等国際的なネットワークを通じて、各国当局等に対しても通知し、活用充実の検討を図る予定。また、登録データにアクセス権限のある法執行機関において、サイトに登録される我が国に関連するトラブル事例の蓄積を待って、法執行への活用について検討を行う予定。</p>

【国際的な苦情処理・紛争解決体制の強化】

国際的な消費者トラブルに関する関係省庁の連絡組織である「国際消費者トラブル対策ネットワーク」において、国民生活センター及び電子商取引推進協議会( ECOM )に対し、国際的な苦情相談・裁判外紛争解決に関連した助言等を行う。[平成 17 年度以降継続的に実施する。] 102

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 関係省庁 国民生活センター</p>	<p>2003 年の OECD 理事会勧告「国境を越えた詐欺的及び欺瞞的商行為から消費者を保護するためのガイドライン」に則り、国境を越えた消費者トラブルに適切に対応していくため、消費者行政担当課長会議において、関係省庁から成る連絡体制として、「国際消費者トラブル対策ネットワーク」の設置が申し合わされた。</p> <p>国際消費者トラブル対策ネットワーク第 1 回会合を平成 17 年 12 月、第 2 回会合を平成 18 年 4 月に開催。</p> <p>第 1 回会合において、OECD 消費者政策委員会（CCP）及び消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（ICPEN）17 年秋会合の状況報告、eConsumer.gov 日本語サイトの準備作業及び活用課題、越境トラブル事例の最近の状況、各省庁の越境トラブル対策に関する取組状況等について、情報交換等を行った。</p> <p>第 2 回会合において、CCP 及び ICPEN 18 年 3 月会合の状況報告、米国連邦取引委員会（FTC）と関係府省庁の会談の概要、eConsumer.gov 日本語サイトの運営開始に向けた状況、民間主体による裁判外紛争解決活動の検討の動き等について、情報交換等を行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度・有効性</p> <p>05 年 12 月に、ネットワーク第 1 回会合を開催し、本年 4 月に第 2 回会合を開催したところ。国境を越えた消費者トラブルと関連制度の現状や課題、国際的な苦情相談・裁判外紛争解決に関する消費者への情報提供体制等協調して検討すべき事項に関する情報交換等を行ってきており、関係省庁から成る連絡体制の整備が図られている。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>関係省庁・機関による参加を得てネットワークを運営している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、国境を越えた消費者トラブルの現状やこれに対応するための課題及び消費者への情報提供体制等協調して検討すべき事項に関し、情報交換等を行っていくため、18 年度以降も時宜に応じてネットワーク会合を開催し、継続的な取組を図る。その際、eConsumer.gov プロジェクトの活用・連携が有効と考えられる。また、電子商取引推進協議会（ECOM）が国際的な苦情相談・裁判外紛争解決に関する業務を終了した状況を踏まえる必要がある。</p>

【OECD 消費者政策委員会 (CCP) への参画】

OECD 消費者政策委員会 (CCP) において、加盟国における消費者紛争の解決・救済制度の現状比較をはじめとする幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。[平成 17 年度以降継続的に実施する。]

103

担当省庁	検証 (進捗状況)	評価・監視 (今後の取組み)
内閣府 関係省庁	<p>本施策の趣旨 OECD 消費者政策委員会 (CCP) において、加盟国における消費者紛争の解決・救済制度の現状比較をはじめとする幅広い消費者問題に関する検討に参画することにより、我が国の消費者政策の検討の参考とする。</p> <p>進捗状況 CCP 会合 (平成 17 年 10 月及び平成 18 年 3 月) に参加 ・消費者紛争の解決・救済制度について、17 年 4 月に公表された加盟国における制度の概要報告書等を踏まえ、ワークショップが行われ、更に消費者の紛争解決及び救済に関する OECD 理事会勧告案の検討に着手、作業中。 ・消費者契約の適正化について、各国の制度についての調査プロジェクトを我が国より提案し、当該調査に着手、実行中。 ・消費者教育制度についての調査等を含む「消費者の自立力強化」を 19 年及び 20 年の作業計画のテーマの一つとして我が国より提案している。 ・国境を越えた詐欺的及び欺瞞的商行為からの消費者保護について、15 年に公表されたガイドラインの実施状況の報告書について 18 年 6 月に理事会へ提出。 ・スパムに関する作業について、ICCP と共同で策定された越境スパム執行に関する理事会勧告が採択された。モバイル・コマースについて各国の関連制度、課題等についての調査に着手、実行中。 ・消費者政策のための経済学について、17 年 10 月開催のラウンドテーブルの概要報告書がとりまとめられた。 ・アウトリーチ活動として、18 年 3 月会合において、アジアから、中国、タイ、マレーシア及びインドを自国の消費者政策制度の発表を行う臨時オブザーバーとして招請するとともに、その他のアジア諸国にも臨時オブザーバーとして傍聴参加を案内。</p>	<p>〔評価〕 進捗度 ・平成 17 年度内に開催された CCP 会合 (全 2 回) に参加。</p> <p>有効性 ・先進諸国が参加する CCP において、幅広く消費者政策について情報交換を行うことは、我が国の消費者政策を検討する際の参考となる。 ・情報交換の結果、ガイドラインが採択される場合には、加盟各国で、その趣旨を踏まえて、電子商取引を含む消費者取引における被害の救済・防止に資する施策の検討・実施が進められている。</p> <p>関係省庁間の連携 ・内閣府を中心として、関係省庁とともに同委員会の活動に積極的に参加している。</p> <p>〔監視 (今後の取組み)〕 ・平成 18 年 10 月の会合に参加予定 ・消費者紛争の解決・救済については、18 年中を目処に消費者紛争解決及び救済に関する勧告案が、委員会から理事会に提出される予定。 ・消費者契約の適正化制度の調査については、18 年中を目処に、報告書が委員会に提出される予定。 ・19 年及び 20 年の作業計画が、本年中に理事会で採択される予定。</p> <p>・モバイル・コマースについては、18 年中を目処に、報告書が取りまとめられる予定。 ・18 年 10 月に、第 2 回消費者政策のための経済学ラウンドテーブルを開催する予定。</p>

【国際標準化機構（ISO）規格の整備への参画】

国際標準化機構（ISO）で進められている社会的責任（SR）、裁判外紛争解決手続（ADR）、自主行動規範に関する標準化の議論に対し、積極的に参画する。[SRについては平成19年頃ISOガイド発行予定。ADR、自主行動規範については、それぞれ、平成18年にISO規格発行予定。]（再掲）

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省 関係省庁</p>	<p>ISO（国際標準化機構）において進められている、社会的責任（SR）、裁判外紛争解決手続（ADR）、自主行動規範に関する標準化の議論において、我が国の意向が反映されるよう、日本から国際規格の骨子案を提案する等積極的に参画した。</p> <p>（SRについて）</p> <p>平成17年3月のブラジル会議、同年9月のタイ会議を経て、平成18年3月に我が国の意向を反映した骨子案を元にしたSRに関する第1次国際規格原案がとりまとめられた。平成20年度に国際規格が発行される予定。</p> <p>（ADRについて）</p> <p>平成17年5月のロンドン会議、同年10月のパナマ会議を経て、同年12月にADRに関する第2次国際規格原案がとりまとめられた。平成19年度に国際規格が発行される予定。</p> <p>（自主行動規範について）</p> <p>平成17年5月のロンドン会議、同年10月のパナマ会議を経て、同年12月に自主行動規範に関する第2次国際規格原案がとりまとめられた。平成19年度に国際規格が発行される予定。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の意向を国際規格案に反映させるためには、提案に対しての迅速な対応が求められるため、議論の進捗状況について随時報告会を開催し、関係者間での情報共有及び意見調整等を行った。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁の参画を得て国内対応委員会を組織し、我が国の対応について関係省庁が一体となり議論を行った。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>今後も国内対応委員会の活動を通してISOにおける社会的責任（SR）、裁判外紛争解決手続（ADR）、自主行動規範の標準化の議論に積極的に参画し、引き続き我が国の意向が反映されるよう努めていく。</p>

【「環境ラベル」制度の整備・普及】

環境ラベルなど事業者等の環境情報の提供に関し、その方法や内容等の望ましいあり方について検討する。[平成17年度に一定の結論を得る]

104

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>事業者が提供を行っている環境ラベルなどの環境情報については、データベースによりこれらの情報を整理し、消費者に提供している。</p> <p>環境物品等に関する情報提供に対するニーズを検討・把握するとともに、情報提供体制の構成要素（情報提供主体、提供のタイミング、提供場面、情報提供方法、情報提供内容）について製品ごとに分析・評価した。その分析・評価を踏まえ、環境情報提供体制の具体的な方向性やそのあり方を検討し、15分野（物品：10分野、役務：5分野）について、製品ごとの環境情報の課題点を整理し、情報提供に係る改善点等を含むガイドラインの骨子を作成した。</p> <p>例えば、印刷用紙においては、環境負荷に関する適切な情報伝達と販売方法に問題があるとされており、具体的には、紙の漂白等による環境負荷を分かりやすく伝える必要性がある、違法伐採問題等の紙の製造に係る環境問題を訴えかける必要性がある、量販店等で安売りの目玉として扱われがちであり、販売方法の改善を促す必要がある、の3点整理した。</p> <p>なお、ガイドライン骨子の作成を受けて、平成18年度は、検討会を立ち上げ、ガイドラインの作成を行う予定である。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性・効果</p> <p>環境ラベルなど環境情報の内容やその提供方法について、ニーズを把握した上で整理しており、望ましい在り方に関する現状の問題点について検討が進んだ。その問題を踏まえ、環境情報の提供体制の具体的な方向性や望ましい在り方についてガイドラインの骨子という形でまとめており、施策は順調に進捗しているといえる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境物品への関心の高まりと今後の情報の環境配慮型製品の増加にかんがみると、現在提供している情報だけでは十分とは言えない状況であるため、平成18年度においては、ガイドラインを完成する等、情報提供内容の見直しを検討する。</li> <li>・製品の購入時にどの環境ラベルをどのように活用したらよいかを消費者の関心に応じて解説する機能や、消費者が個々の製品について環境ラベル情報を一覧することができる機能等を有する環境情報ポータルサイトの構築について検討する。</li> </ul> <p>[平成19年度までに一定の結論を得る。] &lt;経済産業省、環境省&gt;</p>

【「環境ラベル」制度の整備・普及】

既存の環境ラベルに関し、以下の取組みを実施する。

- ・ L C A (ライフサイクル・アセスメント) 手法によって分析し情報提供する環境ラベルへの参加事業者・対象製品の拡大
  - ・ 「省エネルギーラベリング制度」の表示対象機器の拡大
  - ・ 「国際エネルギースタープログラム」の新規登録事業者・登録機種種の拡大
- [平成17年度以降継続的に実施する。]

105

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>エコリーフはLCA手法を用いて、製品に関する環境負荷データを定量的に開示するもので、平成14年から本格的に運用を開始。 平成17年度はエコリーフの普及促進のための方策に関し、製品及び購買の双方の観点から検討を行った。</p> <p>消費者が商品選択の際の指標とし得る、省エネルギー性能に関する分かりやすい統一表示制度として、省エネルギーラベリング制度を2000年8月から導入しており、現在、13機器が対象となっている。 平成17年度においては、ガス調理機器について制度の適用範囲を拡大した。</p> <p>(13 機器:エアコンディショナー、蛍光灯器具、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器)</p> <p>日米両政府合意のもと、1995年10月から、OA機器(コンピューター、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、スキャナ、複写機/複合機)を対象とする、国際エネルギースタープログラムを実施している。 参加を希望する製造事業者又は販売事業者が国に事業者登録を行う。登録した事業者は、基準を満たした製品であることを確認し、国に届出を行うことにより、ロゴを製品に表示できる。 2006年4月現在において、129事業者が事業者登録しており、15,645製品が登録機種となっている。(2005年3月末、121事業者、14,950製品)</p>	<p>〔評価〕 有効性 ・エコリーフはISO規格に基づいた我が国唯一の第三者認証による製品の定量化された環境データを公開するプログラムである。</p> <p>進捗度 ・平成18年3月末現在で、登録製品数365、企業数41となっている。(平成17年3月末現在で、登録製品数231、企業数31) ・省エネ法に基づき、省エネを推進する上で必要な機器を新たに特定機器に追加し、これを省エネルギーラベリング制度の表示対象機器とすることで、表示対象機器の効果的な拡大が図られている。 ・着実に、登録事業者、登録機種は拡大している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・今後ともエコリーフの拡大に向け、ウェブサイトの充実やエコプロダクツ展を通じて、普及拡大を図っていく。 ・省エネ法の特定機器に電子レンジ、ジャー炊飯器、DVDレコーダーが追加されたことから、これらの機器を省エネルギーラベリング制度の対象に追加することにつき検討中。 ・今後とも、普及活動を通じて、登録事業者及び登録機種種の拡大に努めていく。</p>

【「環境ラベル」制度の整備・普及】

消費者が、製品やサービスを購入する際に、ライフサイクルに応じた環境負荷を判断材料にすることを可能とする情報提供システムの運用を開始する。[平成17年度より開始し、逐次対象品目を拡大する。]

106

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>平成16年度には、データベース対象品目としてエネルギー消費量の大きい品目を選定し、対象品目ごとにモデル的LCAを実施することにより、二酸化炭素排出量算出のための実施ルールの作成を行うとともに、データベースの基本的設計を終えた。</p> <p>平成17年度はデータベースに基づく「商品環境情報提供システム」を運用するため、事業者に対し説明会を実施し、マニュアルに則したデータの提供を呼びかけ、データの収集及び試験運用を開始した。</p> <p>また、消費者に対しても説明会を実施し、システム自体の普及を図るとともに、消費者から見たシステムの改善点について情報収集、整理を行った。さらに、事業者の意見を踏まえ、システムを改良した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>平成17年度には、情報提供システムの試験運用を10品目（テレビ、冷蔵庫、エアコンなど）を対象として行った。</p> <p>有効性</p> <p>消費者の商品購入時において、各製品の環境情報を比較することで、より環境に配慮された商品の選択ができる。</p> <p>事業者の環境負荷低減努力及び事業者間の競争を促すことに資する。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続きこれまで作成した実施ルールに基づくデータの収集、整理を行うとともに、さらに二酸化炭素削減効果の大きい品目を追加選定し、二酸化炭素排出量算出のための実施ルールの作成を行い、システムの拡充・充実及び対象品目の追加を図っていく。</p> <p>また、このシステムの活用策（登録された商品のラベル表示等）についての検討を行い、消費者の環境配慮型製品の購入促進と事業者自らの二酸化炭素排出削減へ取組促進を図る。</p>

【「環境ラベル」制度の整備・普及】

建築物の設計段階において、室内空気対策やヒートアイランド対策等の環境配慮を総合的に評価し、結果を5段階で表示する「建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)」について、改修時等にも使えるよう充実する。[平成17年度以降継続的に実施する。] 107

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国土交通省	<p>平成17年7月に、既存建築物の改修やヒートアイランド対策に対応した評価手法を開発・公表し、その後、評価を実施する評価員を養成するための講習を実施。</p> <p>その他</p> <p>平成16年7月に、第三者による評価結果の認証制度、評価を実施する評価員を養成するための講習及び登録制度を創設。</p> <p>平成17年11月に担当課長会議を開催し、先進的な取組の紹介を通じて、CASBEEを活用した取組の普及を図ったところであり、既に名古屋市（平成16年4月）、大阪市（平成16年10月）、横浜市（平成17年7月）、京都市（平成17年10月）、大阪府（平成18年4月）、京都府（平成18年4月）において、CASBEEを活用した環境計画書の届出制度を導入済。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>平成17年7月には、既存建築物の改修やヒートアイランド対策に対応した評価手法を開発・公表し、評価手法の充実を図った。</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築時に加え、既存建築物を対象とする評価手法、既存建築物の改修やヒートアイランド対策に対応した評価手法が整備され、建築物のライフサイクルや政策目的に応じた評価が可能となった。</li> <li>・地方公共団体において、CASBEEを活用した環境計画書の届出制度の導入が進んでおり、建築物の環境性能評価の取組が促進される。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街区レベルや戸建住宅に対応した評価手法を開発・公表など今後も必要に応じ充実を図る予定。</li> <li>・今後も引き続きCASBEEの普及に向けた取組を実施予定。</li> </ul>

【環境の保全に配慮している商品の広告表示の適正化】

リサイクル材使用等に関する情報提供のあり方等について規定している廃棄物・リサイクルガイドラインの見直し等を行う。

[平成 17 年度以降継続的に実施する。]

108

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>平成 17 年 8 月に取りまとめられた、産業構造審議会製品 3 R システム高度化ワーキンググループ報告書（「グリーン・プロダクト・チェーンの実現に向けて」）において、資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）を活用した環境配慮設計措置の更なる推進方策が提言された。本提言を踏まえ、製品に含有される特定の物質（鉛、水銀等）の情報をサプライチェーンの中で管理し、当該情報を関係者に提供していくための新たな仕組みを導入することとし、資源有効利用促進法政令の改正を行った。</p>	<p>〔評価〕 進捗度 事業者の対応可能性や国際整合性を考慮し、新たな制度においては、家電等を対象とした。</p> <p>〔監視（今後の取組）〕 平成 18 年度においても引き続き、資源有効利用促進法令の改正など環境配慮情報の提供のあり方等について検討を行っていく予定。</p>

【環境報告書の普及促進】

事業者に対して、事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した環境報告書の作成・公表を促進するとともに、消費者等に対して、環境報告書の利用を促進する。[平成17年度以降継続的に実施する。]

109

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>今日の複雑多様化した環境問題の解決のためには、特に経済活動の多くの部分を占める事業者による自主的な環境配慮への取組を促進することが重要である。そのためには、積極的に環境に配慮する事業者が市場から高い評価を受け、それによって事業者が成長・発展していくことのできる社会基盤を実現し、環境と経済の好循環を生み出していくことが必要である。しかし現在は、事業者の環境への積極的な取組について、消費者が適正にそれを評価する仕組みが整備されていないため、それが事業者の経済的な利益に結びついていない。そこで、環境省では、事業者の環境に関する情報公開を促進し、消費者がそれを活用できるような社会基盤の整備に努めている。具体的には、事業者による環境情報の公開を支援するためのガイドラインを策定し、その普及を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」 （平成16年3月）</li> <li>・ 「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）」（平成15年4月）</li> <li>・ 「エコアクション21（2004年版）」（2004年4月）</li> </ul> <p>また、平成17年度においては、次のような施策を実施している。 [具体的施策及び進捗状況]</p> <p>(1) 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境にやさしい企業行動調査によると、近年、環境に関する取組を企業の社会貢献のひとつとして位置付ける企業の割合が高い水準で推移するなど、企業の環境問題への姿勢がより積極的なものへと変化している。環境報告書を作成・公表している企業等は平成16年度調査において、31.7%（801社）で、経年的に見ても増加傾向にあり、「来年度は作成・公表予定」と回答した企業等が5.4%（136社）あることから、今後公表される予定の平成17年度調査の結果においても増加が見込まれる。</li> <li>・ エコアクション21に取り組む事業者数について、財団法人地球環境戦略研究機関が実施している認証制度における認証登録数が、平成17年3月末の155件から、平成18年3月末現在で700件を越えており、平成17年度中に550件余り増加していることから、環境活動レポートを通じた環境情報の公開が進展している。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続きより一層の普及促進を図る。</li> <li>・ 最新の動向等を踏まえたガイドラインの改定を行う。</li> <li>・ 環境報告書データベース等による環境報告書の利用者支援に重点的に取り組む。</li> <li>・ その他、環境省「平成17年度環境にやさしい企業行動調査」における調査結果等の状況（環境報告書公表企業数等）を踏まえ、必要により措置を講じることとする。</li> </ul>

	<p>慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)の      確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業者である公的法人が環境報告書を作成・公表を        支援するため、その記載事項についての手引書を策定</li> </ul> <p>(2) 民間事業者による環境報告書作成の一層の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境報告書ガイドライン等による普及促進</li> <li>・ 初めて環境報告書を作成しようとする事業者向けのセミ        ナーを開催</li> <li>・ 中小事業者向けの環境マネジメントシステムである「エ        コアクション21」における環境活動レポートの普及促        進</li> </ul> <p>(3) 環境報告書の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境報告書データベースの公表</li> <li>・ 環境報告書に関するシンポジウムの開催</li> </ul> <p>(4) 環境報告書の信頼性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境報告書の信頼性を高めるために事業者自らが評価を        行う際の手引書を策定</li> </ul> <p>(5) 社会的責任投資(SRI)及び環境配慮型融資等の環境金      融の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SRIの普及促進を図るため、SRIに馴染みのない、        企業の財務担当者や一般の個人投資家等を対象に、S R        Iへの入門編としてその考え方や背景等についてのシン        ポジウムを開催</li> </ul>	
--	--	--

【消費者啓発及び教育の充実と関係主体間のネットワーク化】

地球温暖化防止のため、消費者のライフスタイルの転換を促進することを目的とした集中的なキャンペーンや普及啓発・広報活動を行う。

[平成17年度より実施する。]

110

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>環境省 関係省庁</p>	<p>地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」が発足し、「クールビズ」や「ウォームビズ」を始めとする具体的な温暖化防止行動を促す集中キャンペーンを展開した。</p>	<p>〔評価〕 「チーム・マイナス6%」が提唱している地球温暖化防止のための6つのアクションのうち、特にクールビズは95%以上の認知度を得、推計で約46万トンのCO<sub>2</sub>削減効果を得た。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・地球温暖化防止のための行動を呼び掛ける国民運動「チーム・マイナス6%」の定着に向けて、市民団体や地方公共団体との連携を強化する。[平成18年度以降継続的に実施する。] ・今後は、単にチーム作りから、チームを活かした取組の活発化の段階に進むことで、各省庁や経済界を始めとする各界各層と連携し、国民一人一人の具体的な温暖化防止行動の実践を更に促進していく。</p>

【消費者啓発及び教育の充実と関係主体間のネットワーク化】

平成 17 年 4 月に開催される 3R イニシアティブ閣僚会合の結果も踏まえ、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を呼びかける普及啓発を重点的に実施する。[平成 17 年度より実施する。]

111

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>環境省 関係省庁</p>	<p>3 R イニシアティブ高級事務レベル会合を平成 18 年 3 月 6 日～8 日に東京で開催し、総括セッション及びランチセミナーは一般公開とした。この会合中に、3 R に関する取組や商品がパネルやビデオ放映により展示された。こうした取組に政府以外の関係者も参加し、3 R の取組を幅広いレベルで展開する機会となった。</p> <p>循環型社会白書の発行 平成 12 年に成立した循環型社会形成推進基本法第 14 条で義務づけられた年次報告書（循環型社会白書）を毎年作成。</p> <p>WEBマガジン「リ・スタイル（Re-Style）」 家庭からのごみのリデュースを始めとする 3R の取組を推進するためには、国民のライフスタイルを見直していくことが不可欠となっている。このためには製造事業者や販売事業者においても、使い捨て製品や過剰包装使用の自粛、詰め替え製品や簡易包装の推進、製品の長寿命化、リユースやリサイクルしやすい商品設計等、できるだけ環境負荷の低い製品の開発・提供が必要であり、消費者とのパートナーシップによりレジ袋の削減や環境負荷の低い商品の普及に努めていくことが重要。</p> <p>国や地方公共団体は、こうした取組を支援するために必要となる情報の提供や、環境教育、普及啓発活動を実施していく必要があり、こうした普及・啓発の取組の一例として、3R を推進し、ごみを減らしていくライフスタイルである「リ・スタイル（Re-Style）」をキーワードとした活動を紹介する WEB マガジン「Re-Style」を平成 14 年 6 月に開設している。</p> <p>《参考》 Re-Style LIVE 将来の世代を担う若者を主な対象として、ライフスタイルの变革や環境問題への関心を高めるきっかけをつくるため、著名なアーティスト及び TV、ラジオ、雑誌等の媒体の全面的な協力を得て音楽ライブイベントを実施している。</p> <p>平成 15 年 10 月に第 1 回、平成 17 年 3 月に第 2 回、平成 18 年 2 月に第 3 回を実施したが、各回とも参加定員を大幅に上回る応募があり、大盛況のイベントとなっている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 ・ごみゼロ推進大会については、全国大会のほか、地方大会を実施することにより、地域の特徴、特色を生かし、機動的に開催することができた。</p> <p>有効性 ・WEBマガジン「Re-Style」においては、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するためにはどうしたら良いのか、日常生活においてできることや環境に優しいライフスタイルをできる限り分かりやすく情報提供している。</p> <p>《例》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特定のテーマに関する特集</li> <li>2) 著名人や芸術家等の日常生活における環境にやさしい取組やライフスタイルなどのインタビュー形式での紹介</li> <li>3) 環境保全をテーマとするイベント等における取組や時事問題、2) で取り上げられない緊急インタビュー等のレポート</li> <li>4) リサイクルプラザやリサイクルショップの上手な活用方法等を紹介するコラムをメインコンテンツとし、その他にも身近な情報や取組を検索するためのデータベース等を掲載してライフスタイルのリ・スタイル化に関する情報を提供している。</li> </ol> <p>また、リ・スタイルイベントでは、環境に配慮したイベントのモデルケースとして、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) グリーン電力を導入した会場の使用</li> <li>2) リユースカップ及びリユース食器の使用 ・出演者、スタッフ（150 名前後）が楽屋でリユースカップを使用 ・来場者用のドリンクはリユースカップで販売 ・出演者、スタッフ用の食事をリユース食器で供給し、弁当容器や食べ残し等の食品廃棄物等のごみを削減</li> <li>3) パンフレットやチラシ等の配布物の最小化</li> <li>4) 関係者通行証、招待券等にリサイクル素材を使用</li> </ol>

	<p>【ごみゼロ推進全国大会及び地方大会】  廃棄物の3Rを通じて、循環型社会の構築を推進するための一環として、ごみゼロ推進大会を実施した。この大会では、国民・事業者・行政が一堂に会し、ごみの減量化やリサイクルなど“3R”の推進に関する関係者の理解を深めるとともに、ごみゼロ社会の実現や循環型社会の形成に向けた取組を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国大会：平成17年10月21日～23日（長崎県ハウステンボス）</li> </ul> <p>地方大会：全国9カ所において、地方大会を開催</p> <p>各種リサイクル法の普及啓発を実施</p> <p>（1）容器包装リサイクル法  一般消費者や自治体等に対し、新聞広告、ポスターやパンフレットの配布等、普及啓発活動を実施  &lt;財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省&gt;</p> <p>（2）家電リサイクル法  一般消費者や事業者に対し、ポスターやパンフレットの配布や、製造業者等による引取台数等（平成16年実績）を公表し、普及啓発活動を実施  &lt;経済産業省、環境省&gt;</p> <p>（3）自動車リサイクル法  一般消費者向けにテレビCM、新聞広告、ポスター配布等、各種普及啓発活動を実施  &lt;経済産業省、環境省&gt;</p> <p>（4）食品リサイクル法  事業者等に対するセミナーの開催、パンフレットの配布等を実施  &lt;財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省&gt;</p>	<p>5) 使い捨ての展示物（パネル等）の不使用等、できる限り環境負荷を低減する工夫を導入している。</p> <p>以上のような身近にできる環境にやさしい取組を呼びかけることにより意識啓発を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WEBマガジン「Re-Style」の平成17年度アクセス件数は898,757件であった。</li> <li>・ ごみゼロ推進大会においては、幅広い関係者の参加を得つつ、一般市民の参加も促すことができ、有効に開催することができた。</li> <li>・ 各種リサイクル法について、一般消費者や関連事業者に対する普及啓発効果があった。</li> <li>・ 特に、施行前より幅広く広報活動を実施した結果、自動車リサイクル法の認知度は90%を超える状況となっている。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみゼロ推進大会においては、内閣府をはじめ、関係省庁の後援を得て、関係省庁一体となった取組を進めることができた。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度以降継続的に実施する。</li> <li>・ ごみゼロ全国大会や地方大会を継続して開催することにより、様々な取り組みや意識改革を促すこととする予定。</li> <li>・ 引き続き各種リサイクル法の普及啓発活動を実施。</li> <li>・ 特に容器包装リサイクル制度の見直しを踏まえた、容器包装の3Rに関する普及啓発事業を実施</li> </ul>
--	---	--

【消費者啓発及び教育の充実と関係主体間のネットワーク化】

日常の消費行動をはじめとする家庭生活における環境保全への取組みを支援・奨励するため、環境教育教材の提供や先駆的な取組みへの表彰を行う。  
[平成17年度より実施する] (再掲)

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>生活の中心となる家庭での環境教育・環境保全活動を推進するため、家庭において環境保全に関する取組等を行う家庭（世帯）を「エコファミリー」、その家庭の代表者を「我が家の環境大臣」として登録し支援をする「我が家の環境大臣事業」を平成17年6月より開始。主な事業内容は以下のとおり。</p> <p>環境に配慮した消費行動に関する情報・教材の提供</p> <p>「我が家の環境大臣」ホームページ（<a href="http://www.eco-family.jp/">http://www.eco-family.jp/</a>）を平成17年6月より開設し、環境に配慮した消費行動のポイントの紹介や各家庭から寄せられたアイデアの掲載等を行った。また環境に配慮した生活のポイントをまとめた教材や情報誌を作成し、我が家の環境大臣事業登録者へ配付した。</p> <p>先駆的な取組事例の募集</p> <p>環境に配慮した生活に関するレポートについて全国の家庭等を対象に、平成17年12月から募集を行っている。平成18年6月までに優秀な事例や先駆的な取組事例を選定し、表彰を行う予定。</p> <p>なお、平成18年3月には国連持続可能な開発のための教育の10年国内実施計画（以下実施計画という。）が策定され、その中で家庭における環境教育が重要であると位置づけられた。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗性</p> <p>環境省のホームページ及び各地方環境事務所のホームページ等で広く事業の紹介をするとともに、各地方で本事業の紹介イベントを開催する等、全国的に普及啓発を図った。また、全国3ヶ所において事業広報も兼ねたイベント等も開催しエコライフの体験の機会の提供等を行った。その結果、17年3月現在の登録数が全国で約88万世帯に達した。</p> <p>有効性</p> <p>企業や各種団体へ団体での参加を呼びかけることにより、平成17年6月に開始以降、環境に配慮した生活に関する情報を広く提供することができ、各家庭での環境配慮の取組の実践に繋がった。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成18年度以降も継続的に実施し、参加型コンテンツの充実と新しい情報の提供を行うとともに、環境に配慮した生活への誘導を図る。</p>

【消費者啓発及び教育の充実と関係主体間のネットワーク化】

NPO・消費者団体等が実施する省資源・省エネルギー等に関わる先駆的な実践活動や普及啓発活動等を支援する。[平成17年度より実施する。]

112

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>省資源・省エネルギーや地球温暖化防止、循環型社会の形成等を促進するために、内閣府の事業として、民間団体による先駆的かつ効果的な実践活動や普及啓発活動をモデル的に支援し、その成果を広く全国に普及・定着させることにより、地域からの自発的な取組みをより一層促進することを目的として、平成17年度予算で「先駆的省資源・省エネルギー実践活動等推進事業」が創設された。</p> <p>本事業について、平成17年5月30日から平成17年6月24日にかけて一般公募したところ、全国各地の民間団体から計54件の応募があり、学識経験者で構成する審査会においてそれらを厳正に審査した結果、本事業予算の範囲内でそのうちの6件を平成17年度の支援対象事業として決定し支援。</p> <p>支援対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティEMS(環境マネジメントシステム)構築によるCO2排出削減促進事業【(社)未踏科学技術協会】</li> <li>・子供エコライフアドバイザー・モデル事業【(財)地球・人間環境フォーラム】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マイスター(仮称)研修認証制度推進活動【特定非営利活動法人環境市民】</li> </ul> </li> <li>・グリーン商品発注書作成ソフトの作成及び普及による京都府内行政・事業者へのグリーン購入の浸透事業【京都グリーン購入ネットワーク】</li> <li>・段ボールコンポストのアドバイザー養成・支援システム構築事業【特定非営利活動法人循環生活研究所】</li> <li>・地産地消による循環型地域づくりの社会実験活動事業【(財)九州環境管理協会】</li> </ul> <p>事業期間:平成17年9月20日～平成18年3月20日</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 平成17年5月30日から平成17年6月24日にかけて一般公募したところ、全国各地の民間団体から計54件の応募があり、学識経験者で構成する審査会においてそれらを厳正に審査した結果、本事業予算の範囲内でそのうちの6件を平成17年度の支援対象事業として決定し支援した。</p> <p>有効性 6件の先駆的な取組みをモデル的に支援し、その実施のノウハウ等を成果としてとりまとめたところであり、今後これらの成果を全国へ普及させていくことによって、地域からの自発的な取組みがより一層促進されるものと考えられる。</p> <p>〔監視(今後の取組み)〕 平成17年度支援対象事業の成果を全国に普及・定着させる。 平成18年度においても「先駆的省資源・省エネルギー実践活動等推進事業」を実施する。</p>

【消費者啓発及び教育の充実と関係主体間のネットワーク化】

消費者に対して、環境にやさしい買い物の実践を促すため、毎年10月に事業者の協力を得て都道府県等と共同開催している全国キャンペーンの実施内容・体制を充実する。[平成17年度以降継続的に実施する。]

113

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 経済産業省 環境省</p>	<p>広く国民に対して「マイバッグの持参」、「簡易包装への協力」、「環境に配慮した商品の購入」など環境に配慮した消費行動の実践を促すため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進月間の10月に、内閣府、経済産業省、環境省等が、流通事業者等の参加・協力を得ながら都道府県等と共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」<sup>注</sup>を全国的に展開。</p> <p>注）本キャンペーンは、平成12年度に東京都の呼びかけで14都府県の共同キャンペーンとして開始されたもの。平成13年度に20都府県、平成14年度に27都府県へと参加都道府県数が拡大してきたために、平成15年度からは、内閣府が、全国的な統一キャンペーンとして都道府県のとりまとめを行うとともに、流通事業者の全国組織等への参加・協力要請等を実施。</p> <p>（平成17年度の状況）</p> <p>内閣府</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施内容：店頭等への掲示用ポスター約7万6千部【16年度：約3万5千部】や、買い物と環境との関係を分かりやすく解説した大人向けハンドブック約13万2千部【平成16年度：約12万部】、小学生向けのハンドブック約9万4千部【平成16年度：約15万5千部の作成・配布等</li> </ul> <p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施内容：小売・流通事業者に対する商品の安定供給や環境配慮型製品をPRするため、製造事業者団体として日本石鹼洗剤工業会及び機械すき和紙連合会を抽出し、本キャンペーンへの協力を依頼 等</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>平成17年度は、本キャンペーンに47都道府県全てが参加するとともに、全国で流通事業者等（コンビニ、生協、スーパー、百貨店、商店街等）が約6,900社等、約17万4千店舗参加している。</p> <p>有効性</p> <p>広く国民に対して「マイバッグの持参」、「簡易包装への協力」、「環境に配慮した商品の購入」など環境に配慮した消費行動の実践を促すためには、行政からの呼びかけ・働きかけだけでなく、店頭での「マイバッグ持参の呼びかけ」、「簡易包装による販売」、「環境に配慮した商品の販売」等の実施が不可欠である。本キャンペーンは、行政だけでなく流通事業者等の参加・協力を得ながら実施しており、また、参加流通事業者等の数が毎年度増加してきていることから、非常に有効な実施方法であると考えられる。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>平成16年度からは、内閣府、経済産業省、環境省の3府省が連携して以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府において本キャンペーンに関する普及啓発資料を作成・配布</li> <li>・関係3府省のホームページ等において本キャンペーンの普及・啓発を実施</li> </ul>

	<p>環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施内容：「環境にやさしい買い物キャンペーン」の一環として、買い物袋(マイバッグ)を「もったいないバッグ」とし、10月に各地で開催されたごみゼロ推進大会の開催や環境省ホームページにおけるキャンペーンの特集ページの設置を始め、我が家の環境大臣 (<a href="http://www.eco-family.jp/">http://www.eco-family.jp/</a>) や Re-style (<a href="http://www.re-style.jp/">http://www.re-style.jp/</a>) といった関連ホームページなど、いろいろな場で「もったいないバッグを持って買い物へ行こう」と呼びかけを行った。</li> </ul> <p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加数：47都道府県【16年度：47都道府県、15年度：39都道府県、14年度：27都道府県】</li> <li>・実施内容：「ポスターの作成・掲示」、「各種広報媒体によるPR」、「ステッカー等の配布」、「グリーン購入セミナーの開催」等</li> </ul> <p>流通事業者等（コンビニ、生協、スーパー、百貨店、商店街等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加数：内閣府及び都道府県等からの協力要請により、全国で約6,900社等・約17万4千店舗が参加【平成16年度：約6,200社等・約17万4千店舗、平成15年度：約6,100社等・約15万1千店舗】</li> <li>・実施内容：「ポスター、チラシ、店内放送等による呼びかけ」、「買い物袋持参者へのスタンプの押印」、「包装の簡素化、はかり売りによる販売」、「環境配慮型商品コーナーの設置」等</li> </ul>	<p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成18年度においても引き続き、3R推進月間の10月に流通事業者等の協力を得ながら都道府県等と共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を全国的に展開する予定。</p>
--	--	---

【消費者啓発及び教育の充実と関係主体間のネットワーク化】

消費行動と環境との関わりについて助言、指導できる環境カウンセラーの人材情報を広く提供する。[平成17年度以降継続的に実施する]

114

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>環境保全に関する取組について豊富な実績や経験を有する等の一定の要件を満たす者について、申請に基づき審査を行い、「環境カウンセラー登録簿」に登録する「環境カウンセラー事業」を平成8年より実施。環境カウンセラー登録簿の情報は、環境カウンセラー登録者データベース（<a href="http://www.eic.or.jp/counselor/search.html">http://www.eic.or.jp/counselor/search.html</a>）において公開し、消費行動と環境との関わりについて助言、指導できる人材等の情報を提供している。</p> <p>環境カウンセラーは、事業者を対象として環境コンサルティングを行う者を募集する事業者部門と、市民を対象とした市民部門の2部門で募集を行い、平成17年度は延べ359名が新規登録され、平成17年度までの延べ登録者数は4,169名に達した。</p> <p>なお、平成18年3月には国連持続可能な開発のための教育の10年国内実施計画（以下実施計画という。）が策定され、人づくりが重要であると位置づけられた。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 環境カウンセラーの登録数は本制度が設立した平成8年度以降着実に増加しているほか、活動実績報告書の公開など、情報提供が充実化された。</p> <p>有効性 環境カウンセラー登録者データベースは登録者の居住地及び専門分野を選択し検索を行うことができ、より需要に即した指導者に関する人材情報を提供できるようになっている。また17年度より登録者の情報とともに活動実績等報告書を同時に公開することにより、より具体性のある情報の提供を行った。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成18年度以降も継続的に実施し、引き続き本制度の円滑な運用を図るとともに、情報提供を一層強化し本制度の認知度を更に向上させ、環境カウンセラーの人材の活用の更なる促進を図る。</p>

【消費者啓発及び教育の充実と関係主体間のネットワーク化】

全国各ブロックにおいて「地方環境パートナーシッププラザ」を整備し、環境教育の現場、NPO/NGO、企業等のパートナーシップ形成を支援することにより、グリーン購入等の環境に配慮した消費活動の支援の促進を図っていく。[平成17年度以降継続的に実施する。] 115

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>環境保全活動に取り組む様々な主体に対し、地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという) / 地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方EPOという)からのパートナーシップ促進に関する情報提供や、NPO、企業、行政等との意見交換会や勉強会、政策提言フォーラムなどの対話・政策作りの場づくり、地方行政の担当者への研修を行うと共に、会議室の貸出等支援策を実施してきた。その結果、各主体のパートナーシップによる取組の経験が重ねられ、パートナーシップに基づいて環境問題に取り組むことの重要性についての理解が各主体の中に広がってきている。また、北海道、東北、中部、近畿、中国地域における地方EPOの設置により、全国各地域でのパートナーシップ促進の取組を展開できるようになってきている。</p> <p>環境省と各主体とのパートナーシップ形成を促進するため、NPO等からの優れた政策提言を政策へ反映していく環境政策提言プロセスを実施している。また優秀な提言については、その実現のため予備的調査やフィージビリティスタディ(政策実現に向けての実証調査)を実施するなど、提言を真摯に受け止め、その効果的な実現を図る動きが環境政策の側に出てきている。それだけに、民の側からの高い質の政策提言が求められており、その能力向上を図っていく必要がある。</p> <p>企業とNPO、市民とのパートナーシップによる取組においては、最近CSR(企業の社会的責任)への関心の高まりを受け、ステークホルダーとのコミュニケーションの在り方に悩む企業も増えている。これまでプラザでは、環境報告書などの収集・整理・提供を行ってきたが、これを基に企業とNPO、市民とのパートナーシップ支援の在り方について情報発信することが求められる。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <p>インターネットの活用により幅広い環境情報を全国発信するとともに、情報が共有されることにより、効率的な対応が図られるようになった。</p> <p>NPO/企業との意見交換や、政策提言プロセスによりNPO、企業、市民の意見が環境政策立案者へ届きやすくなり、こうした意見を踏まえながら、行政ニーズに柔軟にかつ的確に対応できるようになってきた。</p> <p>一方、プラザ/地方EPOで展開される意見交換や政策提言プロセスはその対象及び参加者が依然東京に偏りがちであり、地方で取り組むNPO/企業との連携のためには、地方で活動を展開することが効果的と考えられる。</p> <p>有効性</p> <p>プラザ設立以来、環境分野の取組におけるNPO等の役割は認知されるようになり、また地方公共団体や企業がNPO等と協働した取組を始められており、プラザで展開してきたパートナーシップ支援は効果があったと考えられる。また、地方での様々な民間の取組と国レベル、国際レベルでの取組との間の連携、地方のNPO、企業と政府、国際機関や企業とのパートナーシップ促進を図るため、その拠点となる地方EPOを整備しているが、その過程で地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。今後はこうした経験・理解・体制を踏まえ、取組をより実効性のある形で進めていく必要がある。</p>

	<p>アジア太平洋地域での経済社会の交流が深まっている現在において、パートナーシップでの取組やその基盤となる情報公開、参加型意思決定をこの地域でいかに広げていくことができるかが問われている。国内の経験を踏まえ、国際機関とも協力してアジア太平洋地域に発信していくことが求められる。</p>	<p>地方公共団体において NPO や市民との協働での取組は進んできているが、行政の側で協働での取組の調整を担当する職員が依然こうした手法に不慣れであることや、事業実施・評価の制度もパートナーシップの観点から十分整備されているとは言えない等の問題もある。地方 E P O の整備により、地域毎の違いも明らかになってきており、効果的にパートナーシップに基づく取組を進めるためには、こうした人づくり、制度作りについて、地域にあった発信をしていく必要がある。</p> <p>プラザにおいて、直接国民と政策等に関する情報提供・意見交換を行うことにより、国民から環境政策に建設的に参画しようとする動きが見られるようになってきている。また実際に民間からの提言が政策化されるなど、環境問題への取組について、国民と環境省のパートナーシップが構築されつつある。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>パートナーシップによる取組について、分野を絞って人づくり、制度作りの基盤となる情報・考え方の発信を進める。</p> <p>C S R について、企業と N P O、市民とのパートナーシップに焦点を当て、望ましい姿を示す。</p> <p>政策提言プロセスの、提言能力向上を図り、地方 E P O、官民パートナーシップでの政策作りを促進する。</p> <p>四国と九州の 2 箇所の地方 E P O の整備を推進するとともに、これを活用し環境政策課題についての意見交換会の実施、国連持続可能な開発のための教育の 10 年、C S R 等に関わる取組事例の掘り起し・共有により他地域でのパートナーシップづくりの促進を図る。</p> <p>国連大学や U N E P 等との協力により、アジア太平洋地域でのパートナーシップ促進のための研究事業を実施する。</p>
--	---	--

【消費者に身近な科学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進】

化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール(GHS)の導入について検討する。

[平成20年までに一定の結論を得る。]

(再掲)

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組）
<p>経済産業省 環境省 関係省庁</p>	<p>GHSに基づき、事業者が化学物質等安全データシート(MSDS)や表示を作成する際の参考となるよう、環境省、厚生労働省及び経済産業省が中心となり、関係法令におけるMSDS交付対象物質等について、危険有害性の分類事業を行っている。平成17年度は、本事業の対象となる1500物質のうち、144物質について分類結果を公表するとともに、分類に使用したマニュアル等を公表した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <p>分類事業では、GHSの実施目標年(2008年)や、GHSに対応して改正した関係法令の施行時期を踏まえ、対象物質の選定・公表を迅速に実施。</p> <p>有効性</p> <p>事業者からの要望が多く寄せられており、事業に対するニーズは高い。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>対象物質の選定、分類結果の取りまとめ、マニュアルの作成等を含め、関係各省が密接な連携の下事業を実施。</p> <p>〔監視（今後の取組）〕</p> <p>対象物質の分類を迅速に実施。</p>

**【消費者に身近な科学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進】**

身近な化学製品等に関する危険有害性情報等について消費者の正しい理解が得られるよう、化学製品中の化学物質とその環境リスクに関して、正確でわかりやすい情報の提供や人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進する。[平成17年度以降継続的に実施する。](再掲)

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組）
<p>環境省 関係省庁</p>	<p>化学物質の環境リスクについて国民的参加による取組を推進することを目的に、市民、産業、行政の代表による化学物質の環境リスクに関する情報の共有と相互理解を促進する場として、「化学物質と環境円卓会議」を設置。平成17年度は、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)への対応、地方における化学物質対策等をテーマとして、4回開催。また、化学物質や環境リスクについて中立的かつ客観的な情報の提供を行うことにより、リスクコミュニケーションを推進する「化学物質アドバイザー」の講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業を実施。</p> <p>身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連づけて考え、環境リスク低減のための取組について考えるきっかけとするため、子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん化学物質ガイド」を作成。平成17年度は、同ガイドとして「わたしたちの生活と化学物質」、「乗り物と化学物質」を作成。</p> <p>また、化学物質の用途、毒性、排出量、環境データ、適用法令等について、分かりやすく取りまとめた「化学物質ファクトシート」を作成。平成17年度までに、約150物質についてシートを作成し、毎年追加・更新している。</p> <p>化学物質の内分泌かく乱作用に関する国際シンポジウム及び小児等の環境保健に関する国際シンポジウムを開催。内分泌かく乱作用、PRTR(化学物質排出移動登録)や化学物質環境実態調査等の個別の課題に関し、ホームページの作成、一般向け資料の作成等を実施。</p>	<p><b>【評価】</b></p> <p>迅速性・機動性 各事業については、計画的かつ着実に実施している。</p> <p>有効性 円卓会議・シンポジウムの参加者、作成した資料の利用者等、関係者より高い評価を得ており、有効性は高い。</p> <p>関係省庁間の連携 円卓会議には、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省が構成メンバーとなっており、適切な連携の下、運営が行われている。</p> <p><b>【監視（今後の取組）】</b></p> <p>・身近な化学製品の危険有害性に対する消費者の理解を促進するとともに、「化学物質と環境円卓会議」を引き続き開催し、また、同会議の成果の消費者への普及を促進する。[平成18年度に一定の結論を得る。]</p> <p>・各事業の質的水準を維持しつつ、広報の強化や円卓会議の地方開催、化学物質管理に関する幅広いテーマでのシンポジウムの開催などにより、国民の間に事業の一層の普及を図る。</p>

**【国民生活センターと関係行政機関の連携の強化】**

国民生活センターは、各地の消費生活センターに寄せられる苦情相談情報、危害・危険情報の分析に基づいて政策提言等を行う。

政府は、これを踏まえ、消費者政策会議関係委員会議、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催することなどにより、消費者トラブルの防止に当たる。[平成17年に連携の仕組みを構築する]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p style="text-align: center;">内閣府 関係省庁 国民生活センター</p>	<p>●平成17年12月19日に、消費者政策担当課長会議を開催し、「国民生活センターと関係行政機関との連携の強化について」を決定。</p> <p>決定の概要は以下のとおり。</p> <p>(1)連携の重点</p> <p>以下のいずれかの要件を満たす緊要な消費者トラブルであって、関係省庁が多岐にわたるものへの対応に重点を置く。</p> <p>① 苦情相談が急増するなど、多数の消費者に影響が及んでいるもの若しくは及ぶ恐れのあるもの</p> <p>② 人の生命・身体・財産に重大な影響が及んでいるもの若しくは及ぶ恐れのあるもの</p> <p>(2)連携の具体的手順</p> <p>① 国民生活センターは、その政策提言等において、苦情相談の実態を明示するとともに、国民生活センターの対応を含め当該消費者トラブルの防止に向けて考えられる対応の方向性について内閣府に提示する。</p> <p>なお、国民生活センターは内閣府に提示する政策提言等の内容について、原則、公表する。</p> <p>② 内閣府は、国民生活センターからの政策提言等を踏まえ、次の通り対応する。</p> <p>1) 関係府省庁が複数にわたる場合(内閣府を含めて3府省庁以上)</p> <p>関係省庁担当課長会議を開催し、当該政策提言等に係る消費者トラブルへの対応方針について協議</p> <p>2) その他</p>	<p>〔評価〕</p> <p>●進捗度</p> <p>平成17年中に消費者政策担当課長会議において、本連携の仕組みについて決定した。</p> <p>●有効性</p> <p>現在(4月20日現在)、本連携の仕組みにより、国民生活センターから、3件の政策提言がなされている。</p> <p>なお、政策提言を受けた省庁の現在の対応状況は次のとおり。</p> <p>①「おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性」</p> <p>「おしゃれ用カラーコンタクトレンズ」については薬事法上の医療機器には該当しないものの、国民生活センターによる平成18年2月3日の本件公表を参考に、同月27日付けで日本コンタクトレンズ協会会長あて通知「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供の徹底について(薬食機発第0227001号)」を発出し、同会会員に対し視力の補正を目的とした医療機器たるコンタクトレンズについて使用者に対し適切な使用・管理等に関する情報提供を行うよう指導するとともに、おしゃれ用カラーレンズについても、使用者に対する適切な啓発に努めるよう指導した。</p> <p>②「有料老人ホームをめぐる消費者問題に関する調査研究」</p> <p>提言された問題に関しては、平成18年4月からの改正老人福祉法の施行に伴い、重要事項説明書の交付の義務付け等、所要の措置が講じられているところである。</p>

	<p>所管省庁に対して、当該政策提言等について連絡</p> <p>③ 国民生活センターは、その行った政策提言等に係る苦情相談の推移、新たな手口等について、政策提言等を行った日から、適宜、関係省庁に情報提供等を行う。</p> <p>(3)連携の具体的手順</p> <p>国民生活センターは、定期的(四半期に1回)に一般的な苦情相談の推移等(傾向、増減要因等)について、内閣府を通じて情報提供を行う。</p> <p>●今までの政策提言等の状況</p> <p>平成18年4月10日、国民生活センターは、内閣府に3件の政策提言について提示し、内閣府は、これを提言先の省庁へ連絡した。</p> <p>①「おしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性」 (提言先:厚生労働省)(公表:2月3日)</p> <p>②「有料老人ホームをめぐる消費者問題に関する調査研究」 (提言先:厚生労働省)(公表:3月3日)</p> <p>③「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」 (提言先:金融庁)(公表:3月22日)</p>	<p>③「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」</p> <p>貸金業制度等をめぐる諸問題については、平成18年4月21日の「貸金業制度等に関する懇談会」において、これまでの議論の内容や方向性について、座長として、中間的に整理しまとめた「懇談会におけるこれまでの議論(座長としての中間整理)」(以下、「中間整理」という。)がとりまとめられ、同日公表されたところ。</p> <p>中間整理で示された御意見や提案をしっかりと受け止め、引き続き関係各方面の意見を踏まえつつ、掘り下げた検討を行う。</p> <p>【監視(今後の取組み)】</p> <p>・「国民生活センターと関係行政機関との連携の強化について」に基づき、国民生活センターと関係行政機関との連携強化を行う。</p> <p>・国民生活センターによる苦情相談情報等の分析に基づく政策提言等に関し、関係行政機関における消費者トラブルへの対応状況について定期的にとりまとめ公表する。[平成18年度以降継続的に実施する。]</p> <p>&lt;内閣府、関係省庁、国民生活センター&gt;</p> <p>・全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)を通じ各地の消費生活センター及び国民生活センターに寄せられた苦情相談情報をより効果的に活用していくため、情報収集の迅速化と情報の提供方法等につき、幅広い観点から検討する。[平成19年央に一定の結論を得る。]</p> <p>&lt;内閣府、国民生活センター&gt;</p>
--	--	--

【サービスに関する調査研究の充実、結果の公表】

消費者からの苦情相談情報、危害・危険情報に基づき、サービス分野における安全に関わる調査研究を行う。[平成17年度以降継続的に実施する。]

117

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国民生活センター	<p>クリーニングサービスは、性別・年齢別を問わず、生活に密着したサービスである一方、安全性も含め各種のトラブルが起きているが、その原因の特定が難しいことからトラブルの解決困難な場合が多いのも事実である。</p> <p>そこで、最近のクリーニングサービスの現状について調査を行い、あわせて、クリーニングに関する苦情の中でも件数が多い変色等について考えられる原因についてテストを行った。</p> <p>また、消費者保護と説明義務・苦情申出先の明示等が盛り込まれたクリーニング業法が改正され、平成16年に公布・施行されたが、改正内容が適切に実行されているかについても調査を行っている。</p>	<p>〔評価〕 現在調査中</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 結果については、消費者へのアドバイス等を含めて平成18年8月を目途に公表を予定。</p>

【国民生活センターの中核的機能の強化】

各地の消費生活センターの苦情相談処理機能を強化するため、国民生活センターは、これらの中核的機関として、PIO-NETシステムを効果的に活用した消費者トラブルに関する注意情報等の充実、経由相談への対応強化、相談員に対する研修の充実、原因究明テストの積極的な実施を図る。また、次期中期目標及び中期計画については、これらの施策の実績評価を踏まえた上で設定する。

[平成19年度に中期目標及び中期計画を設定]

(再掲)

担当省庁	検証(進捗状況)	評価・監視(今後の取組み)
<p>内閣府 国民生活センター</p>	<p>1. PIO-NETシステムを活用した注意情報等の充実          ・PIO-NETに寄せられた苦情相談情報を活用し、平成17年度は記者発表を通じた情報提供を計22件行った。          ・TV番組「ご存じですか 消費者ミニ情報」の提供や「月刊国民生活」「たしかな目」「消費生活年報」等の出版物発行を通し、広く情報提供に努めた。          ・インターネットホームページ・消費生活情報のメールマガジンを運用し、様々な情報をいち早く国民に届けた。          ・「有料老人ホームをめぐる消費者問題に関する調査研究」「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」など、消費生活問題に関する調査研究を行い、結果を公表した。          ・そのほか、新聞・TVをはじめ、各報道機関からの消費生活問題に関する問い合わせにも積極的な対応に努めた。</p> <p>2. 経由相談への対応強化          各地の消費生活センター等の苦情相談処理機能を強化するため、国民生活センターは、これらの中核的機関として、消費生活センター等からの経由相談への対応を強化している。          平成17年度に対応した経由相談件数は4,179件で、国民生活センターで受け付けた全相談件数の50.4%を占める。その際、アドバイスにとどまらず、各地消費生活センターとの「共同処理」や国民生活センターが処理を担当する「処理依頼(「移送」)」も行っている。</p> <p>3. 相談員に対する研修の充実          平成17年度は全講座(54講座)のうち、約8割の42講座を相談員が受講できる講座に充て、カリキュラム内容の充実に努めた。</p> <p>4. 原因究明テストの積極的な実施          平成17年度に各地消費生活センター等で受付けた製品事故等の原因究明テストを45件実施した。また、全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術・評価研究会を開催し、</p>	<p>〔評価〕</p> <p>1. PIO-NETシステムを活用した注意情報等の充実          迅速性・機動性          中央省庁や各地消費生活センター、公的機関ホームページに新しく掲載された暮らしの情報を電子メールで知らせる「生活ニューネットマガジン」は、消費者関連の注意情報や調査研究結果、商品テスト、消費生活センター主催の講座やイベント、消費生活相談員募集など、平成17年度実績で毎回約1万通を計24回にわたり迅速に配信した。          国民生活センターホームページに新しく掲載された情報をその日のうちに電子メールで知らせる「おすすめフレッシュ便」は、平成17年度は毎回約9千通を計212回、ほぼ毎日のペースで配信した。          新聞・テレビ等報道機関からの取材に迅速・積極的に対応するとともに、毎月記者説明会を開催し、新聞・テレビ等報道機関へ情報を提供した。          有効性          「たしかな目」は、18年4月発行(5月号)からのリニューアルに向けて取組み、イラストや写真、グラフなどを多用したわかりやすいデザイン・レイアウト誌面にした。また、毎日の生活の中での取組み、疑問への回答、国民生活センターオリジナル情報を中心に構成内容・連載情報も一新してより身近な情報提供誌とした。          「国民生活」も、18年4月発行(5月号)からのリニューアルに向けて取組み、構成内容・連載情報を一新した。消費者問題、生活問題の特集で、また、タイムリーな消費者行政情報・消費者被害情報等を取上げ、消費者政策を研究する専門家、全国の消費者行政担当者、各地消費生活センターの相談員や相談員資格取得希望者等に役立てた。          国民生活センターホームページでは、紛争解決手段として注目されているADRコーナーを新設し、さらに、高齢者や障害者など誰にとっても利用しやすいデザインにリニューアルした。          関係省庁間の連携          インターネットホームページにおいて、各省庁・自治体が発表する消費者行政関連情報を横断的に収集・紹介し、消費者の情報収集効率を高めた。</p> <p>2. 経由相談への対応強化          有効性          地方センターからの相談処理についての問合せに対して迅速に回答し、各地センターの苦情相談処理業務を支援した。          各地センターの相談担当者や相談員を対象に実施したヒアリングの結果をもとに、経</p>

	<p>各地消費生活センターテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行った。</p> <p>全国商品テスト企画ブロック会議 各地消費生活センター38機関のテスト担当職員47人を対象に、「平成17年度の商品テスト実施状況と平成18年度の商品テスト実施予定」「IT会議室・テスト職員掲示板の有効利用について」「ブロック会議の運営について」などを議題として、全国商品テスト企画ブロック会議及び全国会議(全体会議)を実施した(平成17年11月11日)。</p> <p>商品テスト技術・評価研究会 各地消費生活センターにおいて、テスト実施件数が多い「クリーニング事故の原因究明に関するテスト技術および評価方法」をテーマに、各地消費生活センター43機関、テスト担当者51人を対象に実施した(平成17年11月10日)。</p> <p>テスト方法等の技術相談に対する助言 各地消費生活センターに対して、原因究明に必要なテスト技術等の助言や資料の提供を行うとともに、商品テスト報告書を作成して提供した。</p> <p>また、IT会議室・テスト職員掲示板を使って商品テスト情報を提供するとともに、消費者行政職員専用コーナーにおいて、商品テスト機関リストを運用した。</p>	<p>由相談の対応を強化した。</p> <p>3. 相談員に対する研修の充実 相談員研修の柱となる当センター相模原事務所での講座は、毎回定員を超える受講者が集まり、満足度アンケートでも高い評価を得ている。</p> <p>4. 原因究明テストの積極的な実施 迅速性・機動性 原因究明テストの実施に当たり、テスト実施職員が専門家の指導等を受けて技術的・専門的知識を習得し、原因究明のテスト結果を依頼センター等に迅速に報告した。また、各地消費生活センターの原因究明テストに関する技術相談や資料請求などに対し、アドバイスや資料提供を迅速に行った。</p> <p>有効性 原因究明テスト結果に基づいて、各地消費生活センターで苦情相談処理の解決や消費者被害の救済が図られた。また、各地消費生活センターから寄せられた原因究明テストに対し、技術相談への助言や商品テスト情報の提供を行うことにより、原因究明テストの推進が図られた。</p> <p>〔監視(今後の取組み)〕</p> <p>1. PIO - NETシステムを活用した注意情報等の充実 ・引き続き、PIO - NETシステムを活用し情報提供を積極的に行う。 ・ホームページ、生活ニューネットマガジン、おすすめフレッシュ便、記者説明会、出版物等で、迅速かつタイムリーな情報提供を引き続き積極的に行う。</p> <p>2. 経由相談への対応強化 平成18年度も引き続き、全相談に占める経由相談の比率が47%以上(年度目標)となるよう、体制強化に努める。</p> <p>3. 相談員に対する研修の充実 平成18年度は、受講者の需要に的確に応えるため、カリキュラムの見直し、充実を図る。</p> <p>4. 原因究明テストの積極的な実施 ・原因究明の更なる迅速化・効率化を図る。 ・全国商品テスト企画ブロック会議や商品テスト技術・評価研究会の充実を図るとともに、技術相談への対応をより迅速に行う。</p> <p>平成19年度には、平成18年度までの施策の実績評価を踏まえ、中期目標及び中期計画を設定する。</p>
--	---	---

【消費者団体、事業者団体、NPO等との連携強化】

くらしの情報交流プラザ、地域リーダー研修の運営、意見交換会の開催などを通して、消費者団体、事業者団体、NPO等との連携を強化する  
[平成17年度以降継続的に実施する。]

118

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国民生活センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問販売協会，生命保険協会等の事業者団体や全国の主な消費者団体と懇談会を開催。最近の相談状況を交えて情報交流を行った。</li> <li>・ 毎月1回、NPO、消費者団体や専門家を招いて、情報交換や意見交換などの交流を行う「くらしの情報交流プラザ さろん」を開催。</li> <li>・ 「くらしの情報交流プラザ」の利用時間の延長（夜間利用の開始）</li> <li>・ 地域リーダー研修として「消費者活動リーダー支援講座」を開催。地域で活動する消費者団体リーダーが受講した。</li> </ul>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活問題の現況と相談の現状について、各団体との情報交流を通じて共通認識を得た。</li> <li>・ 平成17年度に「くらしの情報交流プラザ さろん」を毎月1回実施し、参加者が定員を大きく上回ることもあった。テーマについては、消費者問題だけでなく生活問題の観点からも選び、幅広いものとした。また、テーマは単独のものから3回シリーズにするなど、シリーズ化を行った。運営方法は、ゲストスピーカーによる講演形式だけでなく、複数のスピーカーと会場の意見交換、ワークショップ形式、疑似体験など、様々な形式で実施し参加者間の交流が図られた。</li> <li>・ 「くらしの情報交流プラザ」の利用時間を平成17年5月より延長し、利用の増大が図られた。</li> <li>・ 平成18年度は、地域リーダーの活動をより一層支援するため、東京で開催していた講座を地方開催に変更する。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度も引き続き各団体との懇談会などを通して連携の強化に努める。</li> <li>・ 平日夜間利用の拡大</li> <li>・ 休日利用の実施</li> <li>・ 平成18年度は、受講者の需要に的確に応えるため、カリキュラムの見直し、充実を図る。</li> </ul>

【消費者団体への支援】

消費者団体が消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明ができる場を提供する。

また、活動実績等に応じた効果的な支援のあり方について検討する。

[平成17年度に実施する。検討事項については、平成18年度までに一定の結論を得る。]

119

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>消費者問題の現状や内閣府の消費者政策に関する意見交換及び各消費者団体の活動状況の発表を目的として、全国規模で活動する消費者団体等と内閣府との懇談会を実施した。</p> <p>[参加団体] 主婦連合会、消費科学連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、(財)日本消費者協会、日本生活協同組合連合会、日本婦人有権者同盟、全国消費者団体連絡会、東京都地域消費者団体連絡会、(社)全国消費生活相談員協会</p> <p>[実施状況] ・6月24日 9団体出席 ・12月22日 7団体出席</p> <p>地方の消費者団体に意見表明の場を提供するとともに、内閣府からの情報提供、各消費者団体の最近の活動状況等の発表及び意見交換を行うことを目的として、地方で活動する消費者団体と内閣府との懇談会を平成17年度から新規に実施した。</p> <p>[実施状況] ・10月17日（静岡市） 5団体出席 ・10月20日（仙台市） 5団体出席 ・11月7日（岐阜市） 7団体出席 ・11月11日（那覇市） 4団体出席 ・11月17日（岡山市） 7団体出席 ・11月18日（京都市） 8団体出席</p> <p>消費者団体に対する情報の提供、全国の消費者団体相互の連携・交流を促進するため、消費者団体と共催で交流会を実施した（7月26日に東京で実施）。</p>	<p>〔評価〕 進捗度・有効性 地方で活動する消費者団体との懇談会を実施することによって、その地域特有の消費者問題をより適切に把握できるようになった。 全国規模で活動する消費者団体からは、国が地方に赴いて現状を把握することを高く評価するとともに、今後も継続して地方消費者団体との懇談会を行うことを期待されている。また、地方で活動する消費者団体からは、他の団体と情報交換を行う機会ができたことについて一定の評価が得られた。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・平成18年度以降も、消費者団体との懇談会及び交流会を地方での開催を含め継続的に実施する。 ・平成17年度に実施した消費者団体との懇談会において消費者団体から出された意見等を踏まえつつ、消費者団体への支援のあり方について検討を進める。</p>

【公益通報者保護制度の整備】

公益通報者保護法の施行（平成 18 年度初）に向け、説明会、パンフレットの作成等を通じ制度の周知を図る。

また、同法の施行後は、その運用状況について検討し、必要に応じ見直しを行う。

[平成 17 年度に説明会、パンフレットの作成等を通じ制度の周知を図る。]

120

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府</p>	<p>平成 17 年 7 月に、国の行政機関において公益通報者保護法に基づく公益通報を適切に処理するため、「国の行政機関の通報処理ガイドライン（外部の労働者からの通報）」及び「国の行政機関の通報処理ガイドライン（内部の職員等からの通報）」を公益通報関係省庁連絡会議において申し合わせた。</p> <p>また、同年 7 月に、労働者からの法令違反等に関する通報を事業者内において適切に処理するための指針となる「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」を公表した。</p> <p>平成 17 年度に、全都道府県において、事業者、労働者、行政機関を対象にした説明会を開催するとともに、東京、名古屋においてシンポジウムを開催した。</p> <p>また、法の内容をわかりやすくまとめたハンドブック及び一般向け・事業者向けパンフレットを作成し、経済団体、労働組合、行政機関に配布するとともに、公益通報者保護制度に関するウェブサイト을立ち上げ、関係資料等を公表した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>平成 17 年度に、全都道府県での説明会の開催、シンポジウムの開催、各種広報資料の配布、ウェブサイトの立ち上げ等の周知を行った。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>「公益通報関係省庁連絡会議」を開催し、各省庁における通報処理体制の整備を推進。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種広報媒体を利用した制度の周知を引き続き行う。</li> <li>・平成 18 年度に、専門の相談員を配置した制度に関する相談窓口を設置する。</li> <li>・平成 18 年度に、各行政機関の通報・相談窓口設置状況調査を実施する。</li> </ul>

【企業の社会的責任への取組みの促進】

企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書の内容を踏まえ、CSRに関する取組みの普及啓発を行う。

[平成17年度に実施する。]

121

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>社会全体のCSRに対する関心が高まりを見せていることを踏まえ、平成16年に「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」においてCSRの基本的な考え方、企業価値の向上に資するCSRへの取組、今後の促進策などに関して検討を行った。平成16年9月に中間報告書を公表し、その内容を踏まえCSRに関する取組の普及啓発を行っている。</p> <p>具体的な普及啓発活動としては、学会や各種イベント等で講演活動を数回行った。</p> <p>17年7月 日本機械学会 17年9月 高分子学会 など</p> <p>また、新たな取組みとして、平成17年2月に相次ぐ企業不祥事の防止を目的として「企業行動の開示・評価に関する研究会」を設置。その中間報告書である「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組について - 構築及び開示のための指針 - 」を同年8月に公表した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 平成16年に公表した「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書の内容を踏まえ、普及啓発活動として講演活動を数回行った。</p> <p>有効性 CSRの取組は、企業の自主性によるものであり、それを促すためには、こうしてCSRの考え方や取り組み方等の普及・啓発を着実にやっていくことが有効であると考えられる。</p> <p>迅速性・機動性 企業の不祥事が続発していることを踏まえ、新たな取組みとして「企業行動の開示・評価に関する研究会」を設置。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 引き続き、普及啓発を推進。</p>

【国際標準化機構（ISO）規格の整備への参画】

国際標準化機構（ISO）で進められている社会的責任（SR）、裁判外紛争解決手続（ADR）、自主行動規範に関する標準化の議論に対し、積極的に参画する。[SRについては平成19年頃ISOガイド発行予定。ADR、自主行動規範については、それぞれ、平成18年にISO規格発行予定。]（再掲）

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省 関係省庁</p>	<p>ISO（国際標準化機構）において進められている、社会的責任（SR）、裁判外紛争解決手続（ADR）、自主行動規範に関する標準化の議論において、我が国の意向が反映されるよう、日本から国際規格の骨子案を提案する等積極的に参画した。</p> <p>（SRについて）</p> <p>平成17年3月のブラジル会議、同年9月のタイ会議を経て、平成18年3月に我が国の意向を反映した骨子案を元にしたSRに関する第1次国際規格原案がとりまとめられた。平成20年度に国際規格が発行される予定。</p> <p>（ADRについて）</p> <p>平成17年5月のロンドン会議、同年10月のパナマ会議を経て、同年12月にADRに関する第2次国際規格原案がとりまとめられた。平成19年度に国際規格が発行される予定。</p> <p>（自主行動規範について）</p> <p>平成17年5月のロンドン会議、同年10月のパナマ会議を経て、同年12月に自主行動規範に関する第2次国際規格原案がとりまとめられた。平成19年度に国際規格が発行される予定。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の意向を国際規格案に反映させるためには、提案に対しての迅速な対応が求められるため、議論の進捗状況について随時報告会を開催し、関係者間での情報共有及び意見調整等を行った。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁の参画を得て国内対応委員会を組織し、我が国の対応について関係省庁が一体となり議論を行った。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>今後も国内対応委員会の活動を通してISOにおける社会的責任（SR）、裁判外紛争解決手続（ADR）、自主行動規範の標準化の議論に積極的に参画し、引き続き我が国の意向が反映されるよう努めていく。</p>

【新たな消費者問題への機動的な対応】

悪質住宅リフォーム問題への対応（新たな消費者問題への対応としてとられた施策）

122

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 警察庁 金融庁 総務省 法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 国民生活センター 等</p>	<p>住宅リフォームに関して、悪質な事業者による消費者トラブルが大きな社会問題となったことを踏まえて、以下により対策を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月5日 関係省庁担当課長会議(対策の検討等)</li> <li>・7月12日 関係省庁担当課長会議(同)</li> <li>・7月13日 「悪質住宅リフォームに関する消費者トラブルへの対応策」を決定(関係省庁担当課長会議決定)</li> <li>・9月15日 関係省庁担当課長会議(対策の検討等)</li> <li>・9月16日 消費者政策会議関係委員会議(「悪質住宅リフォーム問題への対応」を決定)</li> </ul> <p>[重点事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)悪質事業者の排除等</li> <li>(2)高齢者の周りの方々による見守りの強化</li> <li>(3)住宅リフォームに関する情報提供の強化</li> <li>(4)消費者に対する被害救済の強化</li> <li>(5)成年後見制度の利用促進</li> </ul> <p>対策の進捗概況は以下のとおり</p> <p>(1)悪質事業者の排除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法に違反して住宅リフォーム工場の訪問販売を行っていた「西日本基礎株式会社」に対して、6ヶ月間の業務停止命令を実施(8月)。また、都道府県に対して文書により7月14日、法執行強化の要請を行い、各都道府県においても住宅リフォーム訪問販売事業者に対する行政処分を行っているところ。(平成17年度の住宅リフォーム関連の行政処分26件中、要請後のものは23件。)(経済産業省)</li> <li>・平成17年中における、訪問販売による住宅リフォーム工事に係る特定商取引等事犯の検挙事件数64事件(前年比+42事件)、検挙人員185人(前年比+148人)(警察庁)</li> <li>・建設業法上、許可を要しない事業者(請負工事代金500万円未満の事業者等)に対する指導・処分のガイドラインとして「許可を受けないで建設業を営む者に対する指導・監督のガイドライン」を策定し、平成17年9月30日付で各都道府県知事宛に通知(国土交通省)</li> <li>・社団法人全国信販協会及び社団法人日本クレジット産業協会は、約300社の信販会社等に対し総点検を要請。(711加盟店との契約を停止、約500加盟店に改善指導)</li> <li>また、両協会に対し、加盟店管理等に関する自主ルールの策定を要請。(社団法人全国信販協会が9月14日付で、社団法人日本クレジット産業協会が12月12日付で、自主ルールをホームページで公表)(経済産業省)</li> </ul> <p>(2)高齢者の周りの方々による見守りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者問題出前講座」を介護ヘルパー向け226回、民生委員向け397回開催(内閣府)</li> <li>・高齢者の周りにいるの方々への啓発強化を図るため、昨年12月6日に介護ヘルパー・民生</li> </ul>	<p>[評価]</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件が社会問題化していくなかで、関係省庁担当課長会議を機動的に開催するなどにより、緊急に取り組む対策を迅速に決定・推進</li> <li>・消費者政策会議関係委員会議を開催し、7月の緊急対策の推進状況を踏まえつつ、実効性をより一層高めていくために、「悪質住宅リフォーム問題への対応」を決定</li> </ul> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PIO- NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)の苦情相談件数を月別でみると、平成17年7月をピーク(1,551件)に減少傾向(平成18年2月時点で395件)をみせている(平成18年4月20日入力済分)。</li> <li>・国レベルでの総合的な取組みを契機として地方レベルにおいても同様の取組みが進展(すべての都道府県・政令市で対策を実施)。</li> </ul> <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者政策会議関係委員会議、関係省庁担当課長会議の開催を通じて、関係省庁一体となった総合的な対策を決定・推進</li> </ul> <p>[監視（今後の取組み）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策を引き続き強力で推進</li> <li>・今後、苦情相談件数が大幅に増加したり、新たな手口による被害が発生した場合には、関係省庁担当課長会議等を機動的に開催</li> </ul>

委員等を対象としたシンポジウム「高齢者を守れ！悪質商法対策を考える」を開催。  
 また、消費生活相談員等による啓発活動を支援するため、啓発手法のコツを映像で伝えるDVDを配布、啓発ノウハウ集をホームページにて提供しているところ(経済産業省)  
 ・高齢者の消費者トラブルの防止等を図るため、「高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、高齢者の消費者トラブルに関して情報を共有するとともに、高齢者の周りの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築(平成17年12月1日より計3回開催)(内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)  
 ・金融機関(銀行、郵便局、労働金庫、農協等)に対し、被害防止のための声掛け励行を要請(金融庁、総務省、厚生労働省、農林水産省等)

(3)住宅リフォームに関する情報提供の強化

・地方公共団体にリフォーム相談窓口の設置について要請を行い、窓口数を増加(平成17年7月8日時点:172箇所 平成18年2月1日時点:532箇所)(国土交通省)  
 ・平成17年11月17日に都道府県・政令指定都市住宅リフォーム担当課長会議を開催し、地域協議会を設置すること等によるリフォーム登録事業者の拡大に向けた取り組みを要請。  
 具体的な取り組み内容の検討について、各都道府県、政令指定都市住宅主務部長あてに文書により要請(18年3月1日付)するとともに、関係団体にも連携・協力を要請。  
 各地域におけるきめ細かな相談体制の整備について、18年度予算による支援を実施予定(国土交通省)  
 ・リフォーム工事に係る住宅性能評価手法について検討中(国土交通省)

(4)消費者に対する被害救済の強化

・各地の消費生活センターから国民生活センターへの相談に関し、一級建築士が苦情の処理のあっせんのために助言をする等積極的に支援した。(国民生活センター)

< 経由相談における住宅相談(うちリフォーム含む)で一級建築士が相談支援を行った件数(平成18年5月1日現在) >

受付月	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成18年1月	2月	3月	4月
住宅相談における経由相談件数	1	2	1	4	4	1	1	1	0	1	0	1	0
うちリフォームについて	1	1	1	4	3	1	1	1	0	1	0	1	0

・建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るために設置している建設工事紛争審査会が適切に活用されるよう、平成17年9月30日付で各都道府県知事宛に通知し、要請(国土交通省)

・日本司法支援センター(平成18年10月開業予定)において、関係機関・団体と連携し、住宅リフォーム問題に関する相談窓口等の情報を提供(法務省)  
 ・消費者相談員等を集めた「事例検討会」を全国4ヶ所で開催(7月:仙台、9月:大阪、11月:福岡、1月:東京)。悪質住宅リフォーム訪問販売を検討事例として取り上げ、特定商取引法の民事ルールの活用を促した。(経済産業省)

(5)成年後見制度の利用促進

・平成17年6月に成立、平成18年4月から施行の改正介護保険法で各市町村に設置することとされた「地域包括支援センター」では、虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利擁護事業を行うこととなっており、その「地域包括支援センター」の職員の業務マニュアル作成や研修を、消費者被害の防止の観点も踏まえて、平成17年度中に実施(厚生労働省)

<成年後見関係事件申立件数>

	禁治産宣告	準禁治産宣告			合計
平成11年度	2,963	671			3,634
	後見開始の審判	補佐開始の審判	補助開始の審判	任意後見監督人選任	
平成12年度	7,451	884	621	51	9,007
平成13年度	9,297	1,043	645	103	11,088
平成14年度	12,746	1,521	737	147	15,151
平成15年度	14,462	1,627	805	192	17,086
平成16年度	14,532	1,687	784	243	17,246
平成17年度	17,910	1,968	945	291	21,114
(対11年度比)	(604.45%)	(293.29%)			(581.01%)

(注1) 成年後見制度は、平成12年4月1日に施行されている。

(注2) 申立件数は、最高裁判所事務総局家庭局が平成12年度分から毎年公表している「成年後見関係事件の概況」中の数値による。

その他

情報の共有化を図るため、苦情相談件数の情報を定期的に関係省庁に提供した(悪質訪問リフォームに関する苦情相談情報について、平成17年7月以降、19回情報提供)。(国民生活センター)

【新たな消費者問題への機動的な対応】

耐震偽装問題への対応（新たな消費者問題への対応としてとられた施策）

123

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国土交通省	<p>平成17年11月18日に開催された「構造計算書偽造問題対策連絡協議会（第1回）」において、今後の取組みについて、関係住民等に対する相談体制の整備について、地方公共団体と申し合わせた。（当該物件の周辺住民や不安を持つその他の住民に対する相談窓口を特定行政庁において設置することを申し合わせるとともに、国土交通省より、構造の専門家団体などに相談体制をさらに充実するよう要請することを報告。）</p> <p>平成17年11月29日に「マンションの耐震性等に関するご相談窓口について」をホームページに掲載した。（地方公共団体（特定行政庁）都道府県の建築士事務所協会、都道府県の建築士会、（社）日本建築家協会支部、（社）日本建築構造技術者協会、（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター、国土交通省住宅局建築指導課のホームページのURLや電話番号等を掲載した。）</p> <p>平成17年12月8日に「マンションの耐震性等についてのQ&amp;Aについて」をホームページに掲載した。（マンションの耐震性の確認方法、構造計算書の入手方法、耐震診断費用、退去が必要な建築物の耐震性など、よくある質問についてその回答を掲載した。）</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>平成17年11月29日に「マンションの耐震性等に関するご相談窓口について」、平成17年12月8日に「マンションの耐震性等についてのQ&amp;Aについて」をホームページに掲載した。</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の耐震性に不安を抱いている消費者に対し、窓口やQ&amp;Aを提示することで、不安の解消を図ることができる。</li> <li>・構造の専門家団体の窓口を開設することで、建築物の構造計算に関する専門的な内容についての相談ができる。</li> <li>・窓口やQ&amp;Aをあらかじめホームページで提示することにより、数多く寄せられる消費者の問い合わせに対して、効率的かつ的確に対応することができる。</li> </ul> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>耐震強度の偽装問題について、建築物の安全性に対する国民の期待と信頼に応えるため、建築確認・検査の厳格化等を着実に実施するとともに、偽装問題の再発を確実に防止できるような制度の在り方を引き続き検討し、建築士制度の見直し等、結論の得られたものから順次所要の措置を講じる。[平成18年度]</p>

## 新たに追加する具体的施策

### 消費者政策の重点に対応する具体的施策

124

消費者政策の重点	項目	新たに追加する具体的施策	担当省庁	実施時期
分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり	消費者契約の適正化等	海外商品先物取引については、「海外商品先物取引法」を厳正に運用し、同法の施行状況を注視するとともに、今後の消費者トラブルの推移を見極め、海外商品先物オプション取引を含め、委託者保護のための方策について検討する。	経済産業省、農林水産省	平成18年度
分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり	高度情報通信社会の進展への対応	インターネット・オークションに係る消費者トラブルの増加等を踏まえ、インターネットを利用した通信販売における利用者保護のための方策について、法制度を含めて検討する。	経済産業省	平成19年度までに一定の結論を得る。
分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり	高度情報通信社会の進展への対応	インターネット上のクレジット取引における安全・安心の確保を図るため、本人認証方法の高度化、氏名やカード番号の不正利用に関する情報交換、トラブルが生じた際の対応のルール化等について、事業者の取組みを注視する。	経済産業省	平成18年度
消費者団体訴訟制度の導入	消費者契約の適正化等	特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について検討を進める。	経済産業省	平成18年度
消費者からの苦情相談情報の活用	必要な情報の提供	消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を高齢者やその家族、日頃から高齢者に接している周りの方々へ迅速に届ける。	内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、国民生活センター	平成18年度に実施する。
緊要な消費者トラブルへの対応	消費者契約の適正化等	未公開株等高い収益を謳い文句とした金融取引を持ちかける無登録業者による違法な勧誘行為について、被害の未然防止及び拡大防止のための措置を引き続き講ずる。	金融庁、警察庁	平成18年度
緊要な消費者トラブルへの対応	安全の確保	エレベーター事故に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進める。	国土交通省	平成18年度
緊要な消費者トラブルへの対応	安全の確保	ガス関係機器の事故に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進める。	経済産業省	平成18年度
緊要な消費者トラブルへの対応	消費者被害の救済	違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みに関して検討する。特に、凍結された預貯金口座に滞留している資金に関して、その実態を把握し、被害者に返還されるための対応のあり方について検討を進める。	金融庁、関係省庁	平成19年末を目途に一定の結論を得る。